

令和５年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 企業行動課）

項 目 名	印紙税のあり方の検討		
税 目	印紙税		
要 望 の 内 容	印紙税は経済取引における契約書や領収書等に対して課せられる文書課税であるが、近年の電子取引の増大等を踏まえ、制度の根幹からあり方を検討し見直す。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 経済取引に伴う事務的負担及び税負担を公平かつ簡素にすることにより、国内経済の活性化を実現する。 (2) 施策の必要性 ① 印紙税が創設された明治６年以降、経済実態の変化に伴い、金銭等の受取書については、中小企業の取引実務にも配慮して免税点（５万円未満）が設けられている。他方、経済取引の数は莫大に増えており、印紙税に係る事務コストや税負担が、中小零細企業を始め、企業にとって無視できないコストとなっているとの指摘がある。 ② また、電子取引などに対して印紙税は課税されないなど、取引手段の選択によって課税の公平性が阻害されているとの指摘もある。 ③ 特に、小売・物販業等においては、近年、カード決済が増大してきており、印紙税が取引実態の変化に対応できていないとの指摘も強い。 上記の視点を踏まえ、制度の根底から、そのあり方を早急に検討することが必要である。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
		政策の達成目標	経済取引に伴う事務的負担及び税負担を公平かつ簡素にすることにより、国内経済の活性化を実現する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	電子商取引など印紙税の対象とならない取引と、引き続き印紙税の対象となる取引との間の公平性について検証し、制度のあり方を見直すことは妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 22～令和 4 年度要望で検討事項として要望。

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 企業行動課）

項 目 名	申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備		
税 目	—		
要 望 の 内 容	申告・納税等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化に資するよう、利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずる。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— (— 百万円) (— 百万円)	百万円
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 申告・納税等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずることで、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化等を目指す。 (2) 施策の必要性 骨太の方針等にも記載のとおり、行政のデジタル化の着実な推進が求められていることから、行政手続の 1 つである税務手続に関しても一層のデジタル化が必要である。 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定） 第 2 章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (5) デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資 我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向け、デジタル庁を中心に、政府全体で、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル 3 原則 30 を基本原則としつつ、行政のデジタル化を着実に推進する。 (略) マイナポータルの利便性向上など、個人や法人の税務始め各種手続の負担軽減に向けた検討を進める。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業組織課）

項 目 名	事業再構築を容易にするための制度に伴う所要の措置の検討											
税 目	－											
要 望 の 内 容	コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするための制度の検討に併せ、必要となる税制上の措置について検討する。 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>－</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>－ 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（</td><td>－ 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	－	百万円	（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）	（改正増減収額）	（	－ 百万円）
平年度の減収見込額	－	百万円										
（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）										
（改正増減収額）	（	－ 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 事業再構築のための制度の検討に伴い必要となる税制上の措置について検討することにより、コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にする。 (2) 施策の必要性 事業再構築のための制度に伴い必要となる税制上の措置について検討することは、コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にすることに資するため、本要望は必要である。											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 <参考> ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～（令和4年6月7日閣議決定） Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 3. スタートアップの企業加速及びオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーション ①事業再構築のための私的整理法制の整備 日本企業の債務残高は、コロナ禍前に比べ、70兆円以上増加している。加えて、債務の過剰感があると回答した企業のうち、債務が事業再構築の足かせになっていると回答した企業の割合は、大企業で32.3%、中小企業で34.5%にのぼる。 コロナ禍の収束が長引いた場合に事業再生を検討する可能性がある」と答えた企業に対し、事業再生を検討する上で最も重視する点を聞いたところ、手続が現在の事業・取引に影響を与えないこと（45.2%）、手続が簡潔で長期間を要しないこと（30.9%）、が重視されている。 欧州各国においては、我が国と異なり、倒産処理手続に加え、全ての貸し手の同意は必要とせず、裁判所の認可の下で事業再構築等に向けて多数決により権利変更（金融債務の減額等）を行う制度も存在する。 コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするため、新たな事業再構築のための法制度について検討し、早期に国会に提出する。 また、特に中小企業については、中小企業活性化パッケージに基づき、全国3万以上の認定支援機関による伴走支援を行うとともに、中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき、経営者の退任を原則としない形での事業再生を推進する。
		政策の達成目標	事業再構築のための制度に伴い必要となる税制上の措置について検討することにより、コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	事業再構築のための制度に伴い必要となる税制上の措置について検討することは、コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にすることに資する。

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯			—

令和５年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業組織課）

項 目 名		スピノフの実施の円滑化のための税制措置の拡充									
税 目		所得税 所得税法第 24 条 所得税法施行令第 113 条、第 113 条の 2 所得税法施行規則第 23 条の 3 法人税 法人税法第 2 条、第 61 条の 2、第 62 条の 3 法人税施行令第 4 条の 3、第 8 条、第 9 条、第 119 条の 8、第 119 条の 8 の 2、第 139 条の 3 の 2 法人税施行規則第 3 条、第 3 条の 2、第 27 条の 3									
要 望 の 内 容	事業切出しの手法の一つであるスピノフについて、段階的に事業を切り出そうとする企業などが活用できるよう、スピノフを行う企業に持分を一部残す場合についても、スピノフの実施を円滑化するための所要の措置を講ずる。										
	<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（
平年度の減収見込額	—	百万円									
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）									
（改正増減収額）	（	— 百万円）									

(1) 政策目的

事業環境が大きく変化する中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業が事業ポートフォリオの見直しを図ることなどにより、限られた経営資源を適切に配分していくことが重要。

特に、スピノフについては、現在のグループの中では成長戦略の実現が難しい事業を分離・独立させることで、その潜在力を発揮させる重要な切出し手法であり、海外では大規模案件を中心に事業切出しの手段の一つとして活用されているが、我が国では、活用実績が限られている。

スピノフを活用した事業の切出しを行いやすくするため、スピノフの実施の円滑化のための所要の措置を講じることで、事業ポートフォリオの最適化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。

(2) 施策の必要性

日本企業は、大規模化・多角化が進むほど利益率が低下する傾向があり、事業環境が急速に変化する中で、事業切出し等による、ポートフォリオの見直しの重要性が一層高まっている。

さらに、令和3年6月にコーポレートガバナンス・コードが改訂され、事業ポートフォリオ見直しに関する戦略の実行が取締役会の責務とされたことなどを受け、上場企業を中心に事業ポートフォリオ組替えの検討の加速が見込まれる。

こうした中で、スピノフは、事業の売却先を必要とせず、企業が主体的に行うことができることから、ポートフォリオ見直しの一環として事業切出しを行う際の有望な選択肢の一つとなるとともに、大企業発のスタートアップ創出につながる可能性もある。

また、スピノフについては、令和4年6月の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」において、「スピノフを行う企業に持分を一部残す場合も含めてスピノフを活用しやすくする方策を検討し、早期に結論を得る」こととされている。

税制適格要件を満たすスピノフの場合には、スピノフを行う企業の譲渡損益課税やスピノフを行う企業の株主の配当課税の対象外となるが、現行制度ではスピノフを行う企業に持分を一部残す場合は課税される。

スピノフを行う企業に持分を一部残すことはスピノフを行う企業の協力を得てスピノフに伴う移行を円滑に行うことに資することを踏まえ、企業価値向上に向けた事業再編の手段としてスピノフを活用しやすくするため、所要の措置を講ずることが必要である。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
		政策の達成目標	段階的に事業を切り出そうとする企業などが活用できるようスピノフを円滑化するための所要の措置を講ずることで、企業価値向上に向けた事業再編を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	本措置により、スピノフを行う企業に持分を一部残す場合についても、スピノフの実施を円滑化するために課税の対象外とすることが可能となれば、企業価値向上に向けた事業再編が促進される。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成29年度 組織再編税制等に係る所要の見直しを要望。スピンオフ創設。 平成30年度 スピンオフの実施の円滑化のための適格要件の見直し等組織再編税制における所要の措置を要望。要件の明確化等が実現。 令和4年度 スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充を要望。検討事項とされた。

令和５年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省産業創造課）

項 目 名	我が国のスタートアップ・エコシステムの抜本強化に資する税制措置の検討		
税 目	—		
要 望 の 内 容	我が国のスタートアップ・エコシステムの基盤は整いつつあるものの、世界との差は引き続き大きい。その背景として、人材、事業、資金量、流動性の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況。スタートアップ・エコシステムの抜本強化のために、エコシステムの課題（人材、事業、資金量、出口戦略）に対応した税制措置を検討する。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由			
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済構造改革の推進 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月18日閣議決定）】 Ⅲ新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 （1）スタートアップ育成5か年計画の策定 イノベーションを促進するには、①スタートアップの創業促進と、②既存大企業がオープンイノベーションを行う環境整備、の双方が不可欠である。 また、企業の参入率・退出率の合計（創造的破壊の指標）が高い国ほど、一人当たり経済成長率が高い。さらに、若い企業（スタートアップ）の方が付加価値創造の貢献率が高い。他方、我が国の開廃業率は、米国や欧州主要国と比べ、低い水準で推移している。 スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵である。このため、以下の項目等について、実行のための司令塔機能を明確化し、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、5年10倍増を視野に5か年計画を本年末に策定する。 （2）付加価値創造とオープンイノベーション ②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し 日本における事業会社によるスタートアップ企業に対する投資額は、欧米と比べて極めて低い水準にある。スタートアップに対するM&Aの件数についても、日本は欧米に比べて極めて少ない。 スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。 【経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日閣議決定）】 第2章新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 （3）スタートアップ（新規創業）への投資 スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。 こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することにより、戦後の日本の創業期に次ぐ「第二創業期」の実現を目指す。このため、実行のための司令塔機能を明確化し、5年10倍増を視野にスタートアップ育成5か年計画を本年末に策定し、スタートアップ政策を大胆に展開する。 具体的には、スタートアップが直面する資金調達の困難さの解消を図るため、新規上場の際に十分な資金調達を行うことを可能にすべくIPOプロセスの見直しを進めるとともに、事業化までに時間を要するスタートアップの成長を図るためのストックオプション等の環境整備を行う。また、海外のベンチャーキャピタルの誘致も含めて、国内外のベンチャーキャピタルに対する公的資本の有限責任投資等による投資拡大を図るとともに、エンジェル投資家等の個人や年金・保険等の長期運用資金がベンチャーキャピタルやスタートアップに循環する流れの形成に取り組む。加えて、個人保証や不動産担保に依存しない形の融資への見直しや事業全体を担保とした成長資金の調達を可能とする仕組みづくり等を通じて、成長資金の調達環境を整備する。 あわせて、起業を支える人材の育成や確保を行う。具体的には、成長分野において前人未踏の優れたアイデア・技術を持つ
-----------------------------	------------	--------------------------	---

			人材に対する支援策を抜本的に拡充するとともに、家庭や学校とは別に子供の才能を発掘・育成する場の整備を支援する。情報開示等を通じた副業・兼業の促進等により円滑な労働移動を図るほか、大学等の研究者と外部経営人材とのマッチングを支援する。また、スタートアップの経営を支援する専門家等の相談窓口整備を推進する。 スタートアップの研究開発や販路開拓を支援するため、既存企業がM&Aや共同研究開発等によりスタートアップの有する知見を取り入れるオープンイノベーションの活性化を図るとともに、SBI R制度の強化を始めとし、公共調達の活用を推進する。ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創業ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。 以上のほか、起業拠点の整備を含めて大学等も存分に活用しつつ、知的財産の保護・活用の推進、規制・制度改革等を通じて世界に伍するスタートアップエコシステムを作り上げ、大規模なスタートアップの創出に取り組む。
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	

令和 5 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業創造課・新規事業創造推進室）

項 目 名	特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）の拡充		
税 目	所得税（租税特別措置法第 29 条の 2 租税特別措置法施行令第 19 条の 3 租税特別措置法施行規則第 11 条の 3）		
要 望 の 内 容	○ 制度概要 ストックオプション税制は、取締役や従業員等に付与される新株予約権の一種であるストックオプションについて下記要件を満たす場合、権利行使時における取得株式の時価と権利行使価格との差額に対する所得課税を株式売却時まで繰り延べ、株式売却時に、売却価格と権利行使価格との差額を譲渡所得として課税する制度である。		
	現行制度の要件		
	1. 付与対象者の範囲	自社及び子会社（５０％超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）及び一定の要件を満たす社外高度人材	
	2. 所有株式数	発行済み株式の１／３を超えない	
	3. 権利行使期間	付与決議日の２年後から１０年後まで	
	4. 権利行使価額	権利行使価額が契約締結時の時価以上	
	5. 権利行使限度額	権利行使価格の合計額が年間で１２００万円を超えない	
	6. 譲渡制限	他人への譲渡禁止	
	7. 発行形態	無償であること	
	8. 株式の交付	会社法に反しないこと	
	9. 保管・管理など契約	証券会社等と契約していること	
	10. その他事務手続き	法定調書、権利者の書面等の提出	
	○ 要望内容 権利行使期間の延長その他の利便性向上のための所要の措置を講じる。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的		
	スタートアップは、社会課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済社会を実現する新しい資本主義の考え方を体现するものであり、新しい資本主義に向けた重点投資分野にも位置付けられている。 スタートアップを大きく成長させるためには、それを支える人材の獲得が不可欠だが、現状、我が国の人材は大企業に集中している状況。こうした中、資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップが人材を獲得するに当たってストックオプションは重要な役割を担っている。 このため、インセンティブを通じて業績向上への意欲を高めることに加え、スタートアップの成長に不可欠な国内外の有能な人材を機動的に確保できる環境を整備することで、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につなげる。		
	(2) 施策の必要性		
	ストックオプション税制は、資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップが人材を獲得するに当たって重要な役割を担うストックオプションの利便性・魅力を向上させるものであり、スタートアップの人材獲得に寄与している。 他方で、我が国においてスタートアップ・エコシステムが徐々に形成される中、例えば、事業化まで時間のかかる研究開発型のスタートアップや海外展開など積極的な成長投資を行うために敢えて未上場期間を長くとるスタートアップが増える等の状況変化も生じており、こうした動きに対応した環境整備が求められているところ。 このため、本制度について権利行使期間の延長その他の利便性向上のための所要の措置を講じることにより、スタートアップ企業のグローバルでの人材獲得競争力を更に高め、国内外の有能な人材を獲得しスタートアップの成長を実現する必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
		政策の達成目標	○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（2022 年 6 月閣議決定） ⑧事業化まで時間を要するスタートアップの成長を図るためのストックオプション等の環境整備 ディープテックなど事業化まで時間を要するスタートアップや、グローバル展開を含め長期間をかけて大きな成長を目指すスタートアップを後押しするため、ストックオプション等の環境整備について検討する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置

		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	本税制を利用することで、取締役や従業員等の業績向上への意欲が上昇し、企業は国内外の有能な人材を新たに確保できている。このため、本税制を通じてスタートアップ企業等の成長が促され、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長に寄与している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップにおいてストックオプションが有効な人材確保手段の一つとして普及する中、本制度の利便性向上のために所要の措置を講じることで、わが国のスタートアップの人材獲得競争力が高まり、スタートアップの更なる成長が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	スタートアップが大きく成長するには、それを支える人材が必要。資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップにとって、研究・開発等の未来投資を確保しながら人材を獲得する上で将来の成長（株価）に基づくインセンティブを与えるストックオプションは重要な手段であり、ストックオプション税制は、ストックオプションの利便性・魅力を向上させスタートアップの人材獲得に寄与するものである。 したがって、スタートアップの実態に応じて本制度の利便性向上のための所要の措置を講じることは、スタートアップの成長に不可欠な国内外の有能な人材を機動的に確保できる環境を整備することに繋がるものであり措置として妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	スタートアップにおいてストックオプションが有効な人材確保手段の一つとして普及する中、本制度の拡充はストックオプションの利便性等を更に向上させ、我が国スタートアップのグローバルでの人材獲得競争力を高めるものであり、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につながる。
	前回要望時の達成目標	【前回要望時の達成目標（平成31年度税制改正要望）】 我が国ベンチャー企業のグローバルでの人材獲得競争力を高めることで、ベンチャー企業の成長を促進し、経済の新陳代謝を促進し、経済成長につなげる。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成8年度 創設 平成10年度 拡充（対象要件の拡充） 平成14年度 拡充（対象要件の拡充） 平成18年度 拡充（対象要件の拡充） 平成31年度 拡充（対象要件の拡充）

令和 5 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業創造課）

項 目 名		国外転出時課税制度に関する所要の措置	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容	非上場株式を担保とする場合の納税猶予手続きについて、株券によらない担保提供を可能とするため、所要の措置を講じる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 (- 百万円) (- 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 スタートアップの円滑な海外展開を促進することで、ユニコーン（評価額が 10 億ドルを超える、設立 10 年以内の未上場のベンチャー企業）に代表されるようなメガスタートアップを創出し、日本企業の競争力を強化することを目的とする。		
	(2) 施策の必要性 骨太（令和 4 年 6 月閣議決定）に記載のあるとおり、スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手であり、スタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することが必要。 特に、ユニコーンに代表されるようなメガスタートアップを創出するには、市場を国内に閉じず、海外の広大なマーケットを取る必要があるものの、現状、日本のスタートアップは海外展開が十分に進んでいない。 その要因として、スタートアップ企業の経営者のマインドや海外展開の知見の不足といった点も挙げられるが、国外転出時課税制度がスタートアップの海外展開の支障になっているとの指摘もある。 具体的には、スタートアップが海外進出する際、既存株主、現地投資家、現地の人材への経営陣のコミットメントを示し、海外進出の実効性を高めるために経営陣が自ら現地に赴任する場合があるが、スタートアップの株式を保有する経営者陣自身が海外に赴任する際、評価額次第では、国外転出時課税制度の課税対象となり、多額の納税資金が必要。 この点、担保提供による納税猶予の制度も設けられているが、株券不発行が原則となっている中、非上場株式の場合は株券による担保提供が必要であり、定款変更により株券発行会社に変更する（将来の上場時には株券不発行会社に戻す）必要があり、スタートアップの海外進出の弊害となっているとの指摘がある。 更なる成長を志向する日本のスタートアップの海外進出を促す環境を整備するため、国外転出時課税制度について、非上場株式についても、株券の発行を行わずとも株式による担保提供も可能とする見直しを行う。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済構造改革の推進 ○新しい資本主義のフォローアップ（2022年6月7日閣議決定） Ⅰ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 Ⅲ. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 （1）スタートアップ育成5か年計画の策定 ・スタートアップの海外展開を支援するため、創業者等の株主が一時的に出国し海外で立上げ準備を行う場合の税制措置の利便性向上について検討する。																																											
		政策の達成目標	日本のスタートアップが海外進出する際の環境整備を行い、ユニコーンに代表されるようなメガスタートアップを創出する。																																											
		租税特別措置の適用又は延長期間	—																																											
		同上の期間中の達成目標	—																																											
	政策目標の達成状況	日本もユニコーンを創出しているが、そのスピードは、米国のみならず中国やインドにも及ばず、世界との差が開いている状況 各国のユニコーン企業数の推移*1 <table><thead><tr><th>国</th><th>2017</th><th>2018</th><th>2019</th><th>2020</th><th>2021</th></tr></thead><tbody><tr><td>アメリカ</td><td>50</td><td>90</td><td>130</td><td>190</td><td>480</td></tr><tr><td>中国</td><td>40</td><td>80</td><td>120</td><td>140</td><td>180</td></tr><tr><td>インド</td><td>10</td><td>15</td><td>25</td><td>40</td><td>60</td></tr><tr><td>日本</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td><td>18</td><td>20</td></tr></tbody></table> ユニコーン企業価値合計の国際比較*2 <table><thead><tr><th>地域</th><th>企業数</th><th>価値合計 (億ドル)</th></tr></thead><tbody><tr><td>日本</td><td>11社</td><td>153</td></tr><tr><td>欧州</td><td>116社</td><td>3,810</td></tr><tr><td>中国</td><td>170社</td><td>5,751</td></tr><tr><td>米国</td><td>488社</td><td>16,425</td></tr></tbody></table> *1: 2021年12月時点でユニコーンではない企業は積算されていない。*2: 1ドル=115円で換算。	国	2017	2018	2019	2020	2021	アメリカ	50	90	130	190	480	中国	40	80	120	140	180	インド	10	15	25	40	60	日本	5	10	15	18	20	地域	企業数	価値合計 (億ドル)	日本	11社	153	欧州	116社	3,810	中国	170社	5,751	米国	488社
国	2017	2018	2019	2020	2021																																									
アメリカ	50	90	130	190	480																																									
中国	40	80	120	140	180																																									
インド	10	15	25	40	60																																									
日本	5	10	15	18	20																																									
地域	企業数	価値合計 (億ドル)																																												
日本	11社	153																																												
欧州	116社	3,810																																												
中国	170社	5,751																																												
米国	488社	16,425																																												
有効性	要望の措置の適用見込み	—																																												
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	株券不発行会社が納税猶予を適用するためには、株券発行のための株主総会の決議・定款変更や株券の管理、上場時に株券不発行会社にするための株主総会等が必要になり、スタートアップの海外進出の弊害となっているとの指摘がある。 このため、株券発行によらない担保提供を可能とすることは、スタートアップの手続き・管理コストを軽減させ、スタートアップの円滑な海外進出を促進することができるため、政策目的の達成に有効な手段である。																																												
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																																												

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	今後、国内市場規模は相対的に減少する見通しであるため、ユニコーンに代表されるようなメガスタートアップを創出するには、市場を国内に閉じず、海外の広大なマーケットを取る必要がある。一方で、現状、日本のスタートアップは海外展開が十分に進んでいないため、更なる成長を志向する日本のスタートアップの海外進出を促す環境整備を行うことは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業人材課）

項 目 名		退職金に係る税制のあり方の検討	
税 目		－	
要 望 の 内 容	個人の多様な働き方やキャリアの構築を一層促進する観点から、退職金の実態調査も含め、退職金のあり方に関する議論の一環として、退職金に係る税制のあり方について検討を行う。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	退職金に係る税制について、個々人の働き方によって有利・不利が生じることのない公平な税制の在り方を検討することによって、個人による多様な働き方やキャリアの構築をより一層後押しする。		
	(2) 施策の必要性		
	① 昨今、働き方やキャリアが多様化する中で、個々人の働き方によって有利・不利が生じることのない公平な税制を構築することが特に重要になってきている。		
	② 令和４年度与党税制改正大綱の私的年金等に関する公平な税制のあり方の検討事項においては、「私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しに向けて、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、老後に係る税制について、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。」とされたところ。		
	③ 上記を踏まえ、個人の多様な働き方やキャリアの構築を一層促進する観点から、退職金の実態調査も含め、退職金のあり方に関する議論の一環として、退職金に係る税制のあり方について検討を行う必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
		政策の達成目標	退職金に係る税制について、個々人の働き方によって有利・不利が生じることのない公平な税制の在り方を検討することによって、個人による多様な働き方やキャリアの構築をより一層後押しする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	—	
	租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段としての 有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯		—	

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課）

項 目 名	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長		
税 目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 4 租税特別措置法施行令第 5 条の 5 の 2 法人税 租税特別措置法第 42 条の 11 の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 11 の 2		
要 望 の 内 容	・適用期限を 2 年間延長する。 ・措置の対象となる資産にソフトウェア等を追加する。 ・戦略的な産業群の維持・強化等に資する事業に対する重点的な支援を行う。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （▲10,500 百万円） （+2,000 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。 (2) 施策の必要性 我が国の地域経済は、人口減少・高齢化といった構造的課題に加えて、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、原材料費・エネルギー価格の高騰の影響等により、厳しい状況が継続している。このような状況の下、地域経済を牽引する企業の設備投資を後押しし、地域全体の成長・生産性向上を図っていくことは、重要な課題となっている。 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、高い付加価値額の創出や、地域への相当の経済的効果を求めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。この点に着目し、平成 29 年度以降、地域経済牽引事業に対して本税制措置等を講じ、地域経済を牽引する事業の創出を促進してきたところである。本税制措置については、地域企業の設備投資の促進や付加価値の創出に寄与しており、引き続き措置を講じることが重要である。 また、世界的にデジタル技術の活用が進展している中で、地域企業のデジタル化には遅れが見られる。地域の成長・生産性向上の実現に当たって、デジタル化の促進は重要であり、特に地域経済を牽引する企業におけるデジタル化を促進することで、その地域への波及を狙うことが有効である。このため、本税制措置の対象資産にソフトウェア等を追加する。 さらに、地域の成長発展の基盤をより一層強化していくためには、各地域がより戦略的に産業振興を図ることが重要である。このため、戦略的な産業群の維持・強化等に資する事業については、重点的な支援を行うこととする。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展 ○地域未来投資促進法 第 1 条 地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 ○新しい資本主義フォローアップ[令和 4 年 6 月 7 日閣議決定] Ⅲ. 経済社会の多極集中化 1. デジタル田園都市国家構想の推進 （2）デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進 ②インバウンドの復活など地域の実情に応じた産業支援（地域中小企業の支援強化） 地域未来投資促進法の施行状況等について、地域企業の DX 実現や戦略的な人材活用等の観点から検討し、2022 年度中に結論を得る。 ○デジタル田園都市国家構想基本方針[令和 4 年 6 月 7 日閣議決定] 第 2 章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性 1. 取組方針

		(1) デジタルのちからを活用した地方の社会課題解決 ① 地方に仕事を作る (中長期的な取組の方向性) 【中小・中堅企業 DX】 地方の経済を支える中小・中堅企業の生産性を、デジタルを活用して向上させることも重要である。人材・資金に乏しい中小企業においてはデジタル投資を十分行えず、都市部の大企業と比べると海外への展開や業務効率化による生産性向上の実現が難しい。こうした状況を踏まえ、地域の産学官金が参画して地域ぐるみで中小企業等をサポートする支援コミュニティの立ち上げを促し、中小企業等の DX を伴走型で支援する取組等を進めるとともに、地域発のデジタルイノベーション創出に取り組む中小企業等を支援すること等を通じて、地方の中小企業の輸出力の強化など新たな市場の開拓に結びつくデジタル化や、デジタルを活用した地域産業の生産性向上を、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「地域未来投資促進法」という。）の更なる活用等も促進しながら、積極的に進める。（略） 第 3 章 各分野の政策の推進 1. デジタル実装による地方の課題解決 (2) 仕事づくりと稼ぐ地域の実現 ① 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化 ii 地域企業の生産性革命の実現に向けた重点支援 【具体的取組】 (b) 地域企業の DX 推進 ・（略）地域未来投資促進法等の活用を通じて、地域の主体的な取組としての定着を図る。 (h) 潜在成長力のある地域企業の革新 ・ 地域企業の DX 実現や戦略的な人材活用等の観点等を踏まえつつ、地域未来投資促進法の更なる活用を促進することで、地域の特性を活かして地域経済を牽引する事業の一層の振興を図り、地域の成長発展の基盤を強化する。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2022[令和 4 年 6 月 7 日閣議決定] 第 2 章 新しい資本主義に向けた改革 2. 社会課題の解決に向けた取組 (3) 多極化・地域活性化の推進 (中堅・中小企業の活力向上) (略) 地域経済を牽引する事業の発展を推進するため、内外の価格動向など事業環境の変化も踏まえ、EC 活用等を通じた中堅・中小企業の輸出力の強化や製品の試作・開発の支援体制強化を図るとともに、地域企業における DX 実現や人材育成等の地域の主体的な取組を促進する。
	政策の達成目標	企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率：年 2%以上（令和 2 年度～令和 6 年度幾何平均）[第 2 期「まち・ひち・しごと創生総合戦略(2020 改訂版)」]
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和 6 年度末まで
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和 2 年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況の評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。

	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制措置の対象事業者は、設備投資額の一定割合について、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けることにより、設備投資初年度の資金負担が軽減される。このことにより、地域企業の積極的な設備投資が促進され、地域企業の成長・生産性向上に資するものとなっている。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本税制措置の適用を受けるためには、 ①地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者への相当の経済的効果を及ぼすと認められるものとして、都道府県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けた上で、 ②地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。この確認に当たっては、第三者機関である地域経済牽引事業計画先進性評価委員会が客観的・専門的に事業の先進性を評価するなどしている。 すなわち、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業のうち、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものに更に限定して課税の特例を措置しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	地域未来投資促進法の施行日（平成 29 年 7 月 31 日）から令和 4 年 6 月 30 日までの間に、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた地域経済牽引事業は、2,604 件である。 ①減収額実績 ＜特別償却＞ 平成 30 年度 9 億円 令和元年度 15 億円 令和 2 年度 22 億円 ＜税額控除＞ 平成 30 年度 41 億円 令和元年度 67 億円 令和 2 年度 83 億円 ②適用事業者数 ＜特別償却＞ 平成 30 年度 73 件 令和元年度 136 件 令和 2 年度 151 件
----------------------------	-------------	--

		<税額控除> 平成30年度 112件 令和元年度 162件 令和2年度 185件
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	①租税特別措置法の条項 42条の11の2、68条の14の3 ②適用件数（令和2年度） （1）特別償却 151件 （2）税額控除 185件 ③適用額（令和2年度） （1）特別償却 241億円 （2）税額控除 83億円
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本税制措置の政策効果を検証するため、平成30年に地域経済牽引事業計画の承認を受け、本税制措置に係る課税特例の確認を受けた企業群（以下「処置群」という。）について、平成29年から令和元年までの売上高・従業員数・付加価値額・域内取引額の各指標の伸び率を下記の手法により確認した。 ①傾向スコアマッチングによる対照群の特定 処置群の各企業について、売上高・従業員数等の企業規模等が類似しており、政策措置を受ける確率（傾向スコア）が最も近い企業をマッチングさせる。この手法によりマッチングされた比較対象の企業群を対照群とする。 ②「差の差」の手法による政策効果の特定 各指標について、(a)処置群における平成29年と令和元年の差分と、(b)対照群における平成29年と令和元年の差分を計算した上で、(a)と(b)の差分を政策効果とする。 この結果、いずれの指標においても+10～30%pt程度の差分が政策効果として生じており、本税制措置による政策効果が確認できる。したがって、引き続き、本税制措置を講じることは、地域企業の成長・生産性向上に寄与すると認められる。
	前回要望時の達成目標	企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率：年2%以上（令和2年度～令和6年度幾何平均）[第2期「まち・ひち・しごと創生総合戦略(2020改訂版)」]
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和2年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況を評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。
これまでの要望経緯		平成29年度：創設 平成31年度：延長・拡充（※1） 令和3年度：延長・拡充（※2） （※1）直近事業年度の付加価値額増加率が一定以上の事業について、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として、機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。 （※2）課税特例の要件の客観化・明確化を図るとともに、地域経済のサプライチェーン強靱化に資する事業を新たに支援することなどとした。

令和 5 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課）

項 目 名	外国子会社合算税制の見直し											
税 目	法人税（租税特別措置法第 66 条の 6～9） 所得税（租税特別措置法第 40 条の 4～6）											
要 望 の 内 容	経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策として国際的に合意されたグローバル最低税率課税が導入される場合には、企業の事務負担が大幅に増加することから、既存の外国子会社合算税制について、グローバル最低税率課税の導入に伴い新たに必要となる実務対応や現行制度に関する課題を踏まえて見直しを行うことで、企業の事務負担を軽減する。見直しを行う場合には、判定の対象となる外国関係会社の絞り込み、経済活動基準の見直し、最低税率課税制度の実務の利活用、外国子会社合算税制における手続き期間の見直しなどについて見直しの検討対象とする。 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応等に関して、OECD/G20 を中心に国際的な議論が進展している。2021 年 10 月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において 2 つの柱からなる解決策（市場国への課税権配分、グローバル最低税率課税）が最終合意され、このうちグローバル最低税率課税については、2022 年の制度化、2023 年の実施が目標とされているところ。 グローバル最低税率課税が導入される場合には、企業の事務負担が大幅に増加することから、既存の外国子会社合算税制について、グローバル最低税率課税の導入に伴い新たに必要となる実務対応や現行制度に関する課題も踏まえて所要の見直しを行い、合理的で簡素な制度とすることで、日本企業への過度な負担とならないようにする。 (2) 施策の必要性 我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。一方で、経済のデジタル化が加速する中、日本企業は諸外国企業との間で激化する競争に直面している。こうした状況を踏まえ、税制面からも、日本企業と外国企業との公正な競争条件を確保していくことが必要であり、国際合意に基づいたグローバル最低税率課税の導入はこれに資するもの。 他方で、同課税の導入にあたっては新たな事務負担の増大が見込まれていることから、日本企業への過度な負担とならないように、既存の外国子会社合算税制を合理的で簡素な制度にする必要がある。											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久的措置
		同上の期間中の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	日本企業の海外での健全な事業活動における課税リスクや事務コストを低減し、海外展開を円滑化することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	本要望項目以外の税制上の支援措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	国際合意に基づくグローバル最低税率課税の導入に伴う企業の事務負担の大幅な増加に対応すべく、外国子会社合算税制の適正化を図るものであるため、当該税制の見直しによる措置が妥当。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	世界的なビジネス環境の変化等に応じた制度の適正化が図られてきたことによって、日本企業の海外展開の円滑化等に一定の効果が得られた。
	前回要望時の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 22 年度 拡充 （合算対象を判定する租税負担割合（トリガー税率）の引下げ（25%→20%）） （統括会社特例の導入） 平成 25 年度 拡充 （無税国所在外国子会社の外国税額控除の見直し） 平成 27 年度 拡充 （被統括会社の範囲の見直し） （税務申告時の別表添付要件の見直し） 平成 28 年度 拡充 （外国税額控除の適正化） 平成 29 年度 拡充 （外国関係会社の判定方法における少数株主排除基準の導入） （航空機の貸付けの取扱いの見直し） 平成 30 年度 拡充 （日本企業による外国企業買収後の組織再編における株式譲渡益に対する合算課税の見直し） （その他外国子会社合算税制について日本企業の経済実態を踏まえた見直し） 令和元年度 拡充 （ペーパーカンパニーの範囲等の見直し） 令和 2 年度 拡充 （部分合算課税制度における受取利子等の範囲の見直し）

令和 5 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課）

項目名	経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応		
税目	—		
要望の内容	経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応等に関して、OECD/G20 を中心に国際的な議論が進展している。2021 年 10 月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において 2 つの柱からなる解決策（市場国への課税権配分、グローバル最低税率課税）が最終合意され、このうちグローバル最低税率課税については、2022 年の制度化、2023 年の実施が目標とされているところ。 公正な競争環境の確保に資するグローバル最低税率課税が諸外国との並びで導入される場合には、制度の簡素化や明確化等により、日本企業への過度な事務負担の防止を図る。 あわせて、国際合意された市場国への課税権の配分に関する多国間条約の策定やその先の国内法化にあたっては、諸外国の動向も踏まえながら、日本企業に過度な負担を課さないように配慮しつつ、検討を行う。加えて、経済のデジタル化・グローバル化が進展する中、越境取引に関する課税のあり方など国内外の事業者間の公平な競争環境の整備に資する税制について、諸外国の動向も踏まえながら、既存の措置の見直しも含め、検討を行う。		
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 国境を越えたグローバルな取引が進展する中で、経済のデジタル化に対応した国際課税ルールのあるあり方を巡る新たな課税上の課題等が生じ、それらに対応した措置を講ずるため、OECD/G20 を中心に、現行の国際課税ルールの見直しについて国際的な議論が進められている。2021 年 10 月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において 2 つの柱からなる解決策（市場国への課税権配分、グローバル最低税率課税）が最終合意され、このうちグローバル最低税率課税については、2022 年の制度化、2023 年の実施が目標とされているところ。 諸外国との並びでグローバル最低税率課税を国内法化するにあたっては、海外展開をする日本企業の過度な負担とならないようにするとともに、国内外の企業間の公平な競争環境を確保し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものとする必要がある。 (2) 施策の必要性 OECD/G20 を中心に議論されている国際課税ルールの見直しの議論や諸外国の動向等を踏まえ、新たな課税上の課題に対応した措置を講ずることは、日本企業の公正な競争環境の確保に資するものである。 導入にあたっては日本企業への過度な負担とならないよう、制度の簡素化や明確化を行うとともに、既存制度との関係に配慮する必要がある。こうした施策を通じた国内外における競争条件のイコールフットINGの実現は、日本企業の海外展開を推進し、特に成長が見込まれる新興国市場等でのシェア獲得に資するものである。このように外需を取り込み、海外で得た利益を最終的に我が国に還元することは、我が国経済の活性化にとって重要である。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外事業活動の円滑化及び日本の立地環境の改善
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	海外で事業活動を行う日本企業、我が国で事業活動を行う外国企業等への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	日本企業の国際的な競争条件のイコールフットィング、我が国立地環境の改善及び国際的な租税回避の防止が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	同一の目的である他の措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	国際合意に基づくグローバル最低税率課税の導入にあたって制度の簡素化や明確化を行うとともに、既存制度との関係に配慮することは、国内外の企業間の公平な競争環境の確保と日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであるため、妥当。 国際合意に基づく市場国への課税権の配分に関する多国間条約の策定及び国内法化にあたり、日本企業への過度な負担を課さ

			ないように配慮することは、国内外の企業間の公平な競争環境の確保と日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであるため妥当。 越境取引に関する課税のあり方など国内外の事業者間の公平な競争環境の整備に資する税制についても、国内外の企業間の公平な競争環境の確保と日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであるため、検討を行うことが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	

令和 5 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課）

項 目 名		租税条約ネットワークの拡充	
税 目		—	
要 望 の 内 容	日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべくその内容や交渉相手国の選定について、各省庁が連携して具体的な検討を行う。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。 しかし、日本企業の進出先国においては、高税率な源泉課税により十分な収益の国内還流が損なわれる、PE（Permanent Establishment：恒久的施設）認定される範囲が不明確なため予見されていない課税を受ける、税務紛争に発展した場合の税務当局間の相互協議等の実効的な法的枠組みが構築されていない等の課題がある。 また昨今、新興国等において日本企業が不当な課税を受けるケースが増加しているところ、今後、新興国等が BEPS プロジェクト最終報告書を踏まえ、どのように制度改正等を実施するかによっては、その本来の主旨に反して、このような不適切な課税が助長されることが懸念される。 加えて、租税条約の新規締結・改正は、海外から国内への投資環境を税制面から整備することにつながるため、海外企業や外国人による我が国への投資拡大を促進する観点からも租税条約ネットワークの拡充は重要といえる。こうした点を踏まえ、租税条約の新規締結・改正を促進し、そのネットワークの迅速な拡充を図る。		
	(2) 施策の必要性 租税条約は、投資所得（配当・利子・使用料）の源泉税率の上限の設定や、PE の範囲の明確化、両国税務当局間の相互協議メカニズムの確立等の機能がある。こうした機能は、日本企業による利益の我が国への還元の促進や、進出先国における課税問題の改善のために極めて重要な役割を果たす。 日本企業の海外投資がますます加速している現在において、租税条約ネットワークの質・量の充実を通して、日本企業の進出先国における事業環境のイコールフットイングを実現することは大きな課題である。 さらに、海外企業や外国人による我が国への投資拡大を促進する観点から、租税条約の新規締結・改正を通じて、我が国への投資環境の整備を図ることも重要である。 よって、今後も引き続き、今後の投資の動向、我が国の産業界のニーズ、他国との競争条件等を踏まえ、租税条約のネットワークを拡充すべくその内容や交渉相手国の選定について具体的な検討を加速することが必要である。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	海外に進出する日本企業及び我が国に進出する外資系企業等への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	租税条約ネットワークの拡充により、日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善等が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	同一の目的である他の措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	同一の目的である他の措置はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善等の効果が見込まれるため、租税条約ネットワークを拡充することは妥当。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和4年8月1日現在、我が国は、79 カ国・地域との間で租税条約等（※）を適用済み。今後も日本企業の更なる海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題への対応のため、引き続き、租税条約ネットワークの拡充が必要。 ※二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約（いわゆる「租税条約」）及び「日台民間租税取決め」
これまでの要望経緯		平成25年度以降、租税条約ネットワークの拡充を要望。

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省新エネルギー・産業技術総合開発機構室）

項 目 名	国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充								
税 目	所得税（所得税法第 42 条第 1 項、同施行令第 89 条第 1 項第 2 号・第 3 号・4 号） 法人税（法人税法第 42 条第 1 項、同施行令第 79 条第 1 項第 2 号・第 3 号・4 号）								
要 望 の 内 容	法人税法の本則において措置されている国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入及び所得税法の本則において措置されている国庫補助金等の総収入額不算入について、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 15 条第 3 号（業務の範囲）及び福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第 7 条第 1 号（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）並びに特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第 29 条第 1 号（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金の適用対象に令和 5 年度等の新規補助事業を追加する。 令和 5 年度新規補助事業 ・競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業（仮） ・チップレット設計基盤構築に向けた技術開発事業 ・省エネ AI 半導体及びシステムに関する技術開発事業 ・次世代低 GWP 冷媒を使用した高効率中小型冷凍空調基盤技術の開発（仮） ・宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業（超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援）（仮） ・日本企業のグローバル化推進のための戦略的国際研究開発推進プログラム事業（仮） ・量子・AI ハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業 ・サプライチェーン強靱化に資する革新的磁性材料開発事業（仮） ・IoT 社会実現のための革新的センシング技術開発 ・特定半導体基金事業 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>▲ 16,579 百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	▲ 16,579 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	▲ 16,579 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 民間企業等の研究開発及び技術開発等に対し助成を行うことにより、我が国の産業技術力を強化し、新市場の開拓を可能とする創造的技術革新を促進し、新規産業の創出を図り経済社会の持続的な発展を達成する。また、市場創出につながる社会的ニーズに対応する技術課題への重点的な取組を促進し、技術開発の成果を実用化することにより国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 (2) 施策の必要性 国庫補助金等の交付を受けた者においては、課税所得の計算上、国庫補助金等の額が益金の額又は総収入金額に算入され、法人税又は所得税負担が生じることになる。その結果、国庫補助金等をもって実施する研究用機器の取得や試作品の製作等における資金に課税額分の不足が生じることとなり、研究開発等に支障をきたすことになる。そのため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、NEDO）を通じた補助事業（「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 15 条第 3 号」及び「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第 7 条第 1 号」並びに「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第 29 条第 1 号」に基づく NEDO 補助事業）については、法人税法及び所得税法の本則により、固定資産等の圧縮額の損金算入及び総収入金額不算入が認められているところであるが、令和 5 年度においても補助事業の新規追加が見込まれるため、本税制において当該新規補助事業の追加措置が必要。								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及
		政策の達成目標	民間企業等による実用化のため、応用技術開発の一層の促進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	・減収額（経済産業省試算） - 平成 27 年度： 712 百万円 - 平成 28 年度： 925 百万円 - 平成 29 年度： 742 百万円 - 平成 30 年度： 1,303 百万円 - 令和元 年度： 976 百万円 - 令和 2 年度： 1,575 百万円 - 令和 3 年度： 3,285 百万円 - 令和 4 年度： 165,034 百万円
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 13 年度税制改正において、法人税法施行令及び所得税法施行令が改正され、NEDO の補助事業が本税制の対象となった。以降、各年度の税制改正において新規補助事業を対象に追加。現在継続中の事業については以下の通り。 平成 20 年度税制改正 ・省エネルギー革新技术開発事業（平成 24 年度から戦略的省エネルギー技術革新プログラムに統合） 平成 22 年度税制改正 ・新エネルギーベンチャー技術革新事業（平成 29 年度からベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業に、令和元年度から新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業に名称変更） 平成 24 年度税制改正 ・戦略的省エネルギー技術革新プログラム（令和 3 年度より脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラムに名称変更） 平成 25 年度税制改正 ・固体酸化物形燃料電池等実用化推進技術開発 平成 26 年度税制改正 ・低炭素社会を実現する次世代パワーエレクトロニクスプロジェクト	

	・風力発電等導入支援事業 平成 27 年度税制改正 ・未利用エネルギーを活用した水素サプライチェーン構築実証事業 ・次世代燃料電池の実用化に向けた低コスト化・耐久性向上等のための研究開発事業 ・研究開発型スタートアップ支援事業 ・課題解決型福祉用具実用化開発支援事業 ・ロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクト ・未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究開発 ・地熱発電技術研究 平成 28 年度税制改正 ・インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト ・国際研究開発／コファンド事業 ・クリーンコール技術開発（平成 29 年度から次世代火力発電等技術開発に統合） ・エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業 ・国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業（平成 29 年度からエネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業に名称変更） ・高温超電導実用化促進技術開発 ・次世代火力発電等技術開発 ・アジア省エネルギー型資源循環制度導入実証事業 ・バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業 ・植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発 平成 29 年度税制改正 ・ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト ・ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業（令和元年度より新エネルギーシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発に名称変更） 平成 30 年度税制改正 ・海洋エネルギー発電実証等研究開発事業 ・高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発 ・超高圧水素インフラ本格普及技術研究開発事業 ・AI チップ開発加速のためのイノベーション推進事業 ・環境調和型プロセス技術の開発 ・宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業 令和元年度税制改正 ・超先端材料高速開発基盤技術プロジェクト ・高効率・高速処理を可能とする AI チップ・次世代コンピューティングの技術開発 ・Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム開発促進事業 ・再生可能エネルギーの大量導入に向けた次世代電力ネットワーク安定化技術開発・再生可能エネルギー熱利用にかかるコスト低減技術開発 ・省エネ化・低温室効果を達成できる次世代空調技術の最適化及び評価手法の開発 ・未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究開発 ・地熱発電技術研究開発 令和 2 年度税制改正 ・燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型産学官連携研究開発事業 ・バイオジェット燃料生産技術開発事業 ・太陽光発電主力電源化推進技術開発
--	--

	・官民による若手研究者発掘支援事業（産業技術分野） ・官民による若手研究者発掘支援事業（エネルギー・環境分野） ・次世代複合材創製・成形技術開発 ・炭素循環社会に貢献するセルロースナノファイバー関連技術開発 ・革新的ロボット研究開発等基盤構築事業 令和３年度税制改正 ・水素社会構築技術開発事業 ・地熱発電導入拡大研究開発 ・木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業 ・カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発 ・5G等の活用による製造業のダイナミック・ケイパビリティ強化に向けた研究開発事業 ・航空機エンジン向け材料開発・評価システム基盤整備事業 ・自動走行ロボットを活用した新たな配送サービス実現に向けた技術開発事業 ・ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業 ・炭素循環型セメント製造プロセス技術開発 ・安全安心なドローン基盤技術開発 令和４年度税制改正 ・産業DXのためのデジタルインフラ整備事業 ・IoT社会実現に向けた次世代人工知能・センシング等中核技術開発 ・プラスチック有効利用行動化事業 ・グリーンイノベーション基金事業
--	--

令和 5 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省グリーン・トランスフォーメーション実行対策本部）

項 目 名		「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化の検討	
税 目		－	
要 望 の 内 容	今後 10 年間に 150 兆円超の投資を実現するため、成長促進と排出抑制・吸収を共に最大化する効果を持った、「成長志向型カーボンプライシング構想」を具体化し、最大限活用する。 同構想においては、150 兆円超の官民の投資を先導するために十分な規模の政府資金を、将来の財源の裏付けをもった「GX 経済移行債（仮称）」により先行して調達し、新たな規制・制度と併せ、複数年度にわたり予見可能な形で、脱炭素実現に向けた民間長期投資を支援していくことと一体で検討する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	－ 百万円 （ － 百万円） （ － 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 国際公約達成と、我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、今後 10 年間に官民協調で 150 兆円規模のグリーン・トランスフォーメーション（GX）投資を実現する（現状比で 3 倍増以上が必要との国際機関の試算もある）。		
	(2) 施策の必要性 国際公約達成と、我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、今後 10 年間に官民協調で 150 兆円規模のグリーン・トランスフォーメーション（GX）投資を実現する（現状比で 3 倍増以上が必要との国際機関の試算もある）。 その実現のためには、民間企業が今後 10 年超を見通して、脱炭素に向けて野心的な投資を前倒しで大胆に行うことが必須となる。このため、政府は今後 10 年間の GX 促進のための支援資金を可及的速やかに先行して調達し、民間セクターや市場に政府のコミットメントを明確にすることが必要。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
		政策の達成目標	国際公約達成と、我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、今後 10 年間に官民協調で 150 兆円規模のグリーン・トランスフォーメーション（GX）投資を実現する（現状比で3倍増以上が必要との国際機関の試算もある）。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 5 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・延長）

経済産業省製造産業局

資源エネルギー庁資源・燃料部

素材産業課
金属課金属技術室
石炭課
石油精製備蓄課

項目名	原料用石油製品等の非課税化（原料用途免税の本則化）	
税目	揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税	
要望の内容	現行制度上、石油化学製品等の原料用途にかかる揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税については、あくまでも租税特別措置として、免税又は還付とされているところ、諸外国においては、特別措置による免税・還付ではなく、非課税措置とされている。 課税環境の国際的なイコールフットィングを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図るため、以下に掲げる揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税について、非課税とする。 ①石油化学製品製造用揮発油の免税等 - 石油化学製品の製造のために消費される揮発油の免税等（租税特別措置法第 89 条の 2、租税特別措置法施行令第 47 条～第 47 条の 6、租税特別措置法施行規則第 38 条～第 38 条の 4） ②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 - 移出に係る揮発油の特定用途免税（租税特別措置法第 89 条の 3、租税特別措置法施行令第 47 条の 7～第 47 条の 9、租税特別措置法施行規則第 39 条） - 引取りに係る揮発油の特定用途免税（租税特別措置法第 89 条の 4、租税特別措置法第 47 条の 10） - 移出に係るみなし揮発油の特定用途免税（租税特別措置法第 90 条、租税特別措置法施行令第 48 条～第 48 条の 3、租税特別措置法施行規則第 39 条、第 39 条の 2） - 引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税（租税特別措置法第 90 条の 2、租税特別措置法施行令第 48 条の 4） ③引取りに係る石油製品等の免税 - 引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税（租税特別措置法第 90 条の 4、租税特別措置法施行令第 48 条の 9） ④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税 - 引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税（租税特別措置法第 90 条の 4 の 2、租税特別措置法施行令第 48 条の 10） ⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 （租税特別措置法第 90 条の 5、租税特別措置法施行令第 49 条、租税特別措置法施行規則第 39 条の 6） ⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 （租税特別措置法第 90 条の 6 の 2、租税特別措置法施行令第 50 条の 2、租税特別措置法施行規則第 39 条の 7～9）	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （▲3,507,000 百万円） （－ 百万円）

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税環境の国際的なイコールフットINGを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図る。

なお、令和4年度税制改正大綱において、本措置は検討事項として位置づけられている。

[令和4年度 税制改正大綱（与党）]（抜粋）

第三 検討事項

6 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

(2) 施策の必要性

石油化学製品等の原料用途への課税が特例として措置とされている我が国においては、原則非課税化されている諸外国とは異なり、予見可能性に乏しいため企業の中長期的な投資判断が困難な状況となっている。

万が一、こうした特例が措置されなくなった場合には、下記のとおり広範な影響を及ぼすことになる。

① 石油化学製品製造用揮発油の免税等

揮発油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の製品の原料であり、石油化学産業の基礎となるものである。

仮に、現行の揮発油税（53,800 円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約 3.3 兆円もの巨額な追加負担が発生することになる。原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増は、無税の原料により作られた輸入製品への置き換えを招く可能性がある。また、石油化学産業のサプライチェーンには、中小企業も多く含まれており、こうした中小企業の経営も圧迫することになる（プラスチック製品製造業で約 1 万 2 千事業所）。

② 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税

揮発油及びみなし揮発油は、エチレンやプロピレン等の基礎化学品だけではなく、ゴムや接着剤、塗料等の原料にもなる。

仮に、現行の揮発油税（53,800 円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約 34 億円の負担増になる。これらの産業は中小企業も多く含まれており（中小企業比率：ゴム製品約 98.2%、接着剤 70.9%、塗料 85.0%）、こうした中小企業の経営を圧迫することになる。

③ 引取りに係る石油製品等の免税

揮発油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の原料になる。仮に、現行の石油石炭税（2,800 円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約 743 億円の負担増となり、①の揮発油とあわせて巨額な追加負担となる。

原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増により、輸入製品への置き換えやサプライチェーン上の中小企業の経営の圧迫を招く可能性がある。

なお、本措置は輸入されるナフサ等の揮発油に係る石油石炭税の特例であるが、石油化学製品は、国内で原油から連産品として精製される揮発油を原料として使用することもあるので、⑤の措置とあわせて国内での課税環境を整合させることも必要である。

		④ 引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税 石炭は、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス、セメントの原料になる。仮に、現行の石油石炭税がそのまま課税された場合には、下記のとりの追加負担が生じることになる。 また、原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増は、無税の原料により作られた他国の製品との競争力を失わせ、川下産業にも悪影響を及ぼすことになる。 ○鉄鋼 仮に課税された場合、粗鋼１トン当たり約 800 円、全体で約 683 億円の負担増になる。その結果、関連産業含めて 7,660 億円の市場規模、2.3 万人の雇用に重大な影響を及ぼすことになる。 ○コークス 仮に課税された場合、コークス１トン当たり約 1,800 円、全体で約 95 億円の負担増になる。コークスは製品価格に占める原料価格の割合が高く（約 90%）、関連産業を含めて、約 8,200 人の雇用に重大な影響を及ぼすことになる。 ○セメント 仮に課税された場合、セメント１トン当たり約 110 円、全体で約 55 億円の負担増になる。その結果、関連産業を含めて 1.5 万人の雇用にも影響を及ぼすことになる。また、セメント産業は、全国で発生する廃棄物の約 1 割を処理しており、セメント産業の縮小は、こうした地域の廃棄物処理にも波及することになる。 ⑤ 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 本措置は③と同様に、石油化学製品の原料になる揮発油にかかる石油石炭税の特例であるが、国内で原油から精製される揮発油にかかるものである。 現行の石油石炭税（2,800 円/KL）が還付されない場合、全体で約 391 億円の追加負担となり、国際競争力の低下や国内化学産業のサプライチェーンへの悪影響を招く可能性がある。 なお、本措置は国内で原油から精製されるナフサ等の揮発油に係る課税の特例であるが、石油化学製品は、輸入される揮発油を原料として使用することもあるので、③の措置とあわせて国内での課税環境を整合させることも必要である。 ⑥ 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 現行の石油石炭税（2,800 円/KL）が還付されない場合、全体で約 100 億円の追加負担となり、国際競争力の低下を招く可能性がある。 なお、本措置は、国内で原油から生産される石油アスファルト等に係る課税の特例であるが、石油アスファルト等は輸入されるものもある。輸入の石油アスファルト等には石油石炭税が課税されていない一方で、国産の石油アスファルト等の原料である原油には石油石炭税が課されているため、課税環境を整合させることが必要である。	
今回の要望に	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
		政策の達成目標	諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税条件の国際的なイコールフットイングを確保するとともに我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	揮発油税法、地方揮発油税法及び石油石炭税法の本則における恒久的な非課税措置

		同上の期間中の達成目標	本則における恒久的な非課税措置を要望するものであり、期間中の達成目標は「政策の達成目標」欄に記載内容と同様である。														
		政策目標の達成状況	現行制度においては、租税特別措置法において、あくまで特例として措置されているがゆえに、課税の議論にさらされ易い。このため、企業にとっては、事業基盤が安定せず、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。														
有効性	要望の措置の適用見込み	令和４年度の適用事業者数の見込みは下記のとおり。 <table><thead><tr><th></th><th>適用事業者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>①石油化学製品製造用揮発油の免税等</td><td>エチレン製造者 11 社 芳香族製造者 21 社 ナフサ製造者 10 社</td></tr><tr><td>②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税</td><td>ゴム製品製造企業 131 社 接着剤製造企業 8 社 塗料製造企業 113 社</td></tr><tr><td>③引取りに係る石油製品等の免税</td><td>エチレン製造者 11 社 芳香族製造者 21 社</td></tr><tr><td>④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税</td><td>鉄鋼製造企業 12 社 コークス製造企業 9 社 セメント製造企業 12 社</td></tr><tr><td>⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付</td><td>国産ナフサ等製造企業 7 社</td></tr><tr><td>⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付</td><td>石油アスファルト等製造企業 8 社</td></tr></tbody></table> ※経済産業省（②④）、石油化学工業協会（①③）、石油連盟（⑤⑥）調べ			適用事業者数	①石油化学製品製造用揮発油の免税等	エチレン製造者 11 社 芳香族製造者 21 社 ナフサ製造者 10 社	②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税	ゴム製品製造企業 131 社 接着剤製造企業 8 社 塗料製造企業 113 社	③引取りに係る石油製品等の免税	エチレン製造者 11 社 芳香族製造者 21 社	④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税	鉄鋼製造企業 12 社 コークス製造企業 9 社 セメント製造企業 12 社	⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	国産ナフサ等製造企業 7 社	⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	石油アスファルト等製造企業 8 社
		適用事業者数															
①石油化学製品製造用揮発油の免税等	エチレン製造者 11 社 芳香族製造者 21 社 ナフサ製造者 10 社																
②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税	ゴム製品製造企業 131 社 接着剤製造企業 8 社 塗料製造企業 113 社																
③引取りに係る石油製品等の免税	エチレン製造者 11 社 芳香族製造者 21 社																
④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税	鉄鋼製造企業 12 社 コークス製造企業 9 社 セメント製造企業 12 社																
⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	国産ナフサ等製造企業 7 社																
⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	石油アスファルト等製造企業 8 社																
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置の適用事業者及び適用実績は、ここ数年ほぼ一定であり、特例の適用が受けられる事業者が毎年度安定的に利用している実態がある。 また、本措置は、石油化学製品等の原料に対する課税の国際的なイコールフットィングを確保することで国際競争力の確保・維持を図るものであり、この効果は、直接、本措置が適用される者のみならず、関連産業にも及ぶこととなる。															
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	無し															
	予算上の措置等の要求内容及び金額	無し															

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																																								
	要望の措置の妥当性	諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税条件の国際的なイコールフットINGを確保するためのものであり、補助金等の代替手段ではなく、税制措置として非課税化することは妥当である。																																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	① 石油化学製品製造用揮発油の免税等																																								
		<table><tr><td></td><td>適用件数 (件)</td><td>適用数量 (千 KL)</td><td>免税額 (億円)</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>889</td><td>63,553</td><td>34,192</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>845</td><td>62,812</td><td>33,793</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>832</td><td>57,516</td><td>31,211</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>855</td><td>59,352</td><td>31,931</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>844</td><td>60,561</td><td>32,582</td></tr></table>		適用件数 (件)	適用数量 (千 KL)	免税額 (億円)	平成 30 年度	889	63,553	34,192	令和元年度	845	62,812	33,793	令和 2 年度	832	57,516	31,211	令和 3 年度	855	59,352	31,931	令和 4 年度	844	60,561	32,582																
			適用件数 (件)	適用数量 (千 KL)	免税額 (億円)																																					
		平成 30 年度	889	63,553	34,192																																					
		令和元年度	845	62,812	33,793																																					
		令和 2 年度	832	57,516	31,211																																					
		令和 3 年度	855	59,352	31,931																																					
		令和 4 年度	844	60,561	32,582																																					
		※平成 30～令和 2 年度は国税庁統計年報、令和 3 年度は石油化学工業協会ほか業界推計、令和 4 年度は経済産業省試算																																								
		② 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税																																								
○免税額（百万円）																																										
<table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td></tr><tr><td>ゴム</td><td>309</td><td>294</td><td>233</td><td>279</td><td>269</td></tr><tr><td>塗料</td><td>2,202</td><td>2,081</td><td>1,863</td><td>2,049</td><td>1,998</td></tr><tr><td>印刷用インキ</td><td>109</td><td>97</td><td>96</td><td>101</td><td>98</td></tr><tr><td>接着剤</td><td>302</td><td>265</td><td>232</td><td>266</td><td>254</td></tr><tr><td>その他</td><td>847</td><td>852</td><td>803</td><td>834</td><td>829</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,769</td><td>3,589</td><td>3,227</td><td>3,529</td><td>3,448</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	ゴム	309	294	233	279	269	塗料	2,202	2,081	1,863	2,049	1,998	印刷用インキ	109	97	96	101	98	接着剤	302	265	232	266	254	その他	847	852	803	834	829	合計	3,769	3,589	3,227	3,529	3,448
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度																																					
ゴム	309	294	233	279	269																																					
塗料	2,202	2,081	1,863	2,049	1,998																																					
印刷用インキ	109	97	96	101	98																																					
接着剤	302	265	232	266	254																																					
その他	847	852	803	834	829																																					
合計	3,769	3,589	3,227	3,529	3,448																																					
○適用数量（KL）																																										
<table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td></tr><tr><td>ゴム</td><td>5,735</td><td>5,470</td><td>4,334</td><td>5,180</td><td>4,995</td></tr><tr><td>塗料</td><td>40,936</td><td>38,687</td><td>34,621</td><td>38,081</td><td>37,130</td></tr><tr><td>印刷用インキ</td><td>2,020</td><td>1,802</td><td>1,785</td><td>1,869</td><td>1,819</td></tr><tr><td>接着剤</td><td>5,605</td><td>4,921</td><td>4,305</td><td>4,944</td><td>4,723</td></tr><tr><td>その他</td><td>15,750</td><td>15,830</td><td>14,920</td><td>15,500</td><td>15,417</td></tr><tr><td>合計</td><td>70,046</td><td>66,710</td><td>59,965</td><td>65,574</td><td>64,084</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	ゴム	5,735	5,470	4,334	5,180	4,995	塗料	40,936	38,687	34,621	38,081	37,130	印刷用インキ	2,020	1,802	1,785	1,869	1,819	接着剤	5,605	4,921	4,305	4,944	4,723	その他	15,750	15,830	14,920	15,500	15,417	合計	70,046	66,710	59,965	65,574	64,084
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度																																					
ゴム	5,735	5,470	4,334	5,180	4,995																																					
塗料	40,936	38,687	34,621	38,081	37,130																																					
印刷用インキ	2,020	1,802	1,785	1,869	1,819																																					
接着剤	5,605	4,921	4,305	4,944	4,723																																					
その他	15,750	15,830	14,920	15,500	15,417																																					
合計	70,046	66,710	59,965	65,574	64,084																																					
※平成 30～令和 2 年度は国税庁統計年報、令和 3 年度は業界推計、令和 4 年度は経済産業省推計																																										
③ 引取りに係る石油製品等の免税																																										
<table><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">適用者数 (社)</td><td colspan="2">適用数量</td><td rowspan="2">免税額 (億円)</td></tr><tr><td>ナフサ等 (千 KL)</td><td>LPG (千トン)</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>32</td><td>26,394</td><td>428</td><td>747</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>32</td><td>25,204</td><td>371</td><td>713</td></tr></table>		適用者数 (社)	適用数量		免税額 (億円)	ナフサ等 (千 KL)	LPG (千トン)	平成 30 年度	32	26,394	428	747	令和元年度	32	25,204	371	713																									
			適用者数 (社)	適用数量		免税額 (億円)																																				
	ナフサ等 (千 KL)	LPG (千トン)																																								
平成 30 年度	32	26,394	428	747																																						
令和元年度	32	25,204	371	713																																						

令和 2 年度	32	27,044	299	763
令和 3 年度	32	26,622	353	755
令和 4 年度	32	26,311	341	743

※平成 30～令和 3 年度は石油化学工業協会及び石油連盟調べ、令和 4 年度は経済産業省推計

④ 引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税

（鉄鋼）

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
平成 30 年度	11	55,267	757
令和元年度	11	56,199	770
令和 2 年度	11	46,709	640
令和 3 年度	11	52,089	714
令和 4 年度	12	49,831	683

（コークス）

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
平成 30 年度	11	6,879	94
令和元年度	11	6,470	89
令和 2 年度	9	6,759	93
令和 3 年度	9	7,065	97
令和 4 年度	10	6,902	95

（セメント）

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
平成 30 年度	14	4,686	64
令和元年度	14	4,087	56
令和 2 年度	13	4,267	58
令和 3 年度	13	4,237	58
令和 4 年度	12	4,030	55

※用途証明申請者提出の実績報告書等。令和 4 年度は経済産業省試算

⑤ 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付

	適用者数 (社)	適用数量 (千 KL)	還付額 (億円)
平成 30 年度	8	19,393	543
令和元年度	7	19,681	551
令和 2 年度	7	15,799	442
令和 3 年度	7	19,170	537
令和 4 年度	7	13,953	391

※石油連盟調べ

⑥ 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付

	適用者数 (社)	適用数量 (千 KL)	還付額 (億円)
平成 30 年度	7	4,492	126
令和元年度	8	4,372	122
令和 2 年度	8	3,263	91
令和 3 年度	8	4,086	114
令和 4 年度	7	3,580	100

		※石油連盟調べ ※本措置は、該当する全ての事業者が適用対象となっているため、適用者数は想定以上に僅少ではなく、また、特定の者に偏ったものでない。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	石油化学製品等の原料用途への免税・還付措置は、諸外国との競争環境を整える観点に置いて有効。しかし、あくまでも特例として免税・還付を図る措置であるため、課税の議論にさらされ易く、企業にとって中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。 非課税化（本則恒久化）が実現されることで、企業の予見可能性が向上し、課税環境の国際的なイコールフットINGが図られることを通じて、我が国企業の国際競争力の維持・強化等に貢献できる。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	石油化学製品等の原料用途への免税・還付措置は、諸外国との競争環境を整える観点に置いて有効。しかし、あくまでも特例として免税・還付を図る措置であるため、課税の議論にさらされ易く、企業にとって中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。
これまでの要望経緯		①石油化学製品製造用揮発油の免税等 昭和 32 年度 創設 ②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 昭和 32 年度 創設（揮発油） 昭和 59 年度 創設（みなし揮発油） ③引取りに係る石油製品等の免税 昭和 52 年度 創設 石油化学製品等製造用輸入ナフサに係る免税措置の創設（1 年毎に免税措置を延長） 昭和 59 年度 石油化学製品等製造用輸入 LPG に係る免税措置の創設（1 年毎に免税措置を延長） 昭和 61 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 昭和 63 年度 同上 平成 2 年度 同上 平成 4 年度 同上 石油化学製品製造用輸入原油（重質 NGL）に係る免税措置の創設 平成 6 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油（重質 NGL）に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 平成 8 年度 以降 2 年ごとに延長 平成 16 年度 同上 石油化学製品製造用輸入ガスオイル（粗製灯油、粗製軽油）に係る免税措置の創設

	平成 18 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油(重質 NGL)・ガスオイル(粗製灯油、粗製軽油)に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 平成 20 年度 同上 平成 22 年度 同上 平成 24 年度 「当分の間」の免税が措置
	④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税 平成 15 年度 創設 平成 17 年度 2 年延長 以降 2 年ごとに延長 平成 24 年度 「当分の間」の免税が措置
	⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 平成元年度 創設 (石油化学製品製造用国産ナフサに係る還付制度創設) 平成 2 年度 以降 2 年ごとに延長 平成 16 年度 拡充・延長 (対象に石油化学製品製造用国産ガスオイル(粗製灯油及び粗製軽油)を追加) 平成 18 年度 以降 2 年ごとに延長 平成 24 年度 「当分の間」の還付が措置
	⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 平成 9 年度 創設 平成 11 年度 以後 2 年ごとに延長 平成 24 年度 「当分の間」の還付が措置

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 製造産業局 素材産業課）

項 目 名	特定の用途に供する重油、天然ガス、石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長							
税 目	石油石炭税（租税特別措置法第 90 条の 3 の 3、租税特別措置法第 90 条の 3 の 4）							
要 望 の 内 容	苛性ソーダ製造業を営む者（当該苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者を含む。）が自家発電（苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。）の用に供する重油、天然ガス、石炭について、地球温暖化対策のための石油石炭税（以下、「温暖化対策税」という。）の特例措置を 3 年間延長する。							
	<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>- 百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（▲4, 000 百万円）</td></tr><tr><td>（改 正 増 減 収 額）</td><td>（ - 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	- 百万円	（制度自体の減収額）	（▲4, 000 百万円）	（改 正 増 減 収 額）
平年度の減収見込額	- 百万円							
（制度自体の減収額）	（▲4, 000 百万円）							
（改 正 増 減 収 額）	（ - 百万円）							
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 国際的なイコールフットINGの確保及び我が国産業の基盤を支える必要不可欠な製品である苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給の確保 苛性ソーダは、紙・パルプ製造、アルミニウム精錬等の幅広い産業で不可欠な基礎化学品の1つである。また、強アルカリ性であることから工場からの酸廃液の中和剤、洗浄剤、消毒・殺菌剤としても用いられており、これらの用途は製造業に限らず需要の裾野が広いため、国内で苛性ソーダを低廉かつ安定的に供給することが重要である。 そのため、苛性ソーダの製造に係る課税環境の国際的なイコールフットINGを図り、我が国苛性ソーダ産業の国際市場における競争環境を維持することによって、引き続き国内苛性ソーダ市場を安定化させ、苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保する。 (2) 施策の必要性 苛性ソーダは、塩と水を電気分解する「電解法」を用いて製造し、電力は必要不可欠である。電解法は製造過程が単純であるため製品の品質に差がつきにくく、市場では価格面での競争となっている。製造コストの5～6割を占める電力調達コストを下げることが、苛性ソーダの低廉かつ安定供給のために重要である。 また、諸外国では、苛性ソーダの製造に係る電力に関して地球温暖化関係の課税はなされていないため、本特例措置を廃止すると、苛性ソーダの製造にかかるイコールフットINGが図れなくなる。国内の苛性ソーダ製造業者は諸外国に輸出することでも収益を得ており、温対税が課されていない諸外国企業との価格競争力の点で劣位に晒される恐れがある。国際的なイコールフットINGを図るとともに製造業者の国際競争力を維持し、もって、国内の苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保するために、本特例措置を延長する必要がある。							

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
		政策の達成目標	温暖化対策税の減免措置を図ることにより、苛性ソーダ製造に係る課税環境の国際的なイコールフットィングを確保する。これにより、日本企業の苛性ソーダの国際競争力を維持・強化し、よって、国内の苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	措置期間の3年間の延長（令和8年3月31日まで）
		同上の期間中の達成目標	苛性ソーダ製造に係る課税環境の国際的なイコールフットィングを図るとともに製造業者の国際競争力を維持し、もって国内の苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保する。
	有効性	政策目標の達成状況	本措置により苛性ソーダ製造に係る国際的なイコールフットィングが確保されている。
		要望の措置の適用見込み	苛性ソーダ製造事業者等13社（令和5年度の適用見込み）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	苛性ソーダは、紙・パルプ製造、アルミニウム精錬等の幅広い産業で必要不可欠な基礎化学品の一つであるとともに、酸廃液の中和や洗浄・消毒といった用途もあり、製造業に限らず需要の裾野が幅広く、その安定供給は重要である。 諸外国では苛性ソーダ製造に係る電力に関して地球温暖化関係の課税がされていないところ、我が国でも同等の本税制措置により、国際的なイコールフットィングを図るとともに製造業者の国際競争力を維持し、もって、国内の苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保する必要がある。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	無し
		予算上の措置等の要求内容及び金額	無し
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	諸外国では苛性ソーダ製造に係る電力に関して地球温暖化関係の課税がされていないところ、我が国でも同等の税制措置を講じ、苛性ソーダ製造にかかる課税環境の国際的なイコールフットィングを図ることが必要である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○適用事業者数 令和元年度 13 社 令和2年度 14 社 令和3年度 12 社 ○減収額 令和元年度 1,446 百万円 令和2年度 1,473 百万円 令和3年度 1,362 百万円 ※石炭自家発電における免税額（用途証明書の引取数量による推計値）+重油・天然ガス及び石炭の自家発電（ソーダ製造会社と特別の関係があるものを含む。）の還付額
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本税制措置を講じることにより、苛性ソーダ製造に係る電力に関して地球温暖化対策関係の税が賦課されていない海外製品に対しても価格競争力が維持され、我が国の苛性ソーダ製造業者の国際競争力の維持、ひいては、国内において低廉かつ安定的な供給を継続することができる。 苛性ソーダは、幅広い産業の原料、反応剤等に不可欠な基礎化学品の 1 つであり、また、消毒・殺菌剤として用いられるなど、需要の裾野が広く、我が国の産業の最上流に位置する必要不可欠な製品である。本措置により、国内における低廉かつ安定的な供給を確保することは、苛性ソーダ製造業者のみならず、ユーザー企業にとっても重要である。
	前回要望時の達成目標	温暖化対策税の減免措置を図ることにより、重油・天然ガス及び石炭の自家発電（ソーダ製造業者と特別の関係があるものを含む。）について、苛性ソーダ製造に係る課税環境の国際的なイコールフットィングを確保する。これにより、我が国苛性ソーダの国際市場における競争環境を維持することによって、輸出用に製造している苛性ソーダの国内市場での滞留を防止し、国内苛性ソーダ市場を安定化させ、苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給の確保を目指す。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和元年度～令和3年度の3年間の平均輸出比率は、22.80%であり、平成23年度～平成30年度の8年間の平均値である14.14%を上回る数値となっており、輸出比率は高まっている。
これまでの要望経緯		平成24年度 創設 平成26年度 3年間延長 平成29年度 3年間延長及び拡充 令和2年度 3年間延長

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省製造産業局自動車課）

項 目 名	エコカー減税の見直し及び延長		
税 目	自動車重量税 自動車重量税法全文 自動車重量税法施行令全文 自動車重量税法施行規則全文 租税特別措置法第 90 条の 10～15 自動車重量譲与税法全文 自動車重量譲与税法施行規則全文		
要 望 の 内 容	自動車重量税のエコカー減税について、見直し及び適用期限の延長を行う。 見直しに当たっては、半導体等の供給制約の影響で生産・販売が挽回できず、物価高の影響でサプライヤーや販売店も含め自動車産業が厳しい事業環境に置かれ、国内市場においても新車価格への転嫁の動きが顕在化し始めていること、カーボンニュートラル実現に向け自動車分野の GX（グリーン・トランスフォーメーション）を加速させる必要があることを踏まえ、当分の間税率の廃止も視野に入れつつ、ユーザー負担の軽減等を通じた環境性能に優れた自動車の更なる普及拡大を図る。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （ ー 百万円） （ ー 百万円）

(1) 政策目的

- ① 令和3年度与党税制改正大綱において、「自動車業界はCASEに代表される100年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある」、「税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきである」、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする」とされている。
- ② これを踏まえ、自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図るため、半導体等の供給制約の影響で生産・販売が挽回できず、物価高の影響でサプライヤーや販売店も含め自動車産業が厳しい事業環境に置かれ、国内市場においても新車価格への転嫁の動きが顕在化し始めていることを踏まえ、ユーザー負担の軽減等を図る形で、エコカー減税の見直し及び延長を行う。
- ③ 自動車産業として、2050年カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献し、GXに向けた取組を加速化させることが求められる中で、2030年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5～7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割）とすることを目指す、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現するという政府目標の達成に向け、環境性能に優れた自動車の普及促進を図る。

(2) 施策の必要性

- ① 令和3年度税制改正において、自動車重量税のエコカー減税については、全体として自動車ユーザーの負担が増えないように配慮しつつ、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、目標年度が到来した令和2年度燃費基準を達成していることを条件に、令和12年度燃費基準の達成度に応じて減免する仕組みに切り替え、その際、2回目車検時の免税対象について電気自動車等やこれらと同等の燃費性能を有するハイブリッド車等に重点化した上で適用期限を延長した。
- ② これまでの税制優遇により、自動車の燃費等は着実に向上したが、2030年度燃費基準の達成に向けては更なる燃費の向上が必要であり、また、自動車産業として、2050年カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献し、GXに向けた取組を加速化させることが求められる中で、2030年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5～7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割）とすることを目指す、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現するという政府目標の達成に向け、不透明な景気情勢にも配慮しつつ、引き続き、環境性能に優れた自動車の普及促進が重要。
- ③ 国内自動車市場はバブル期をピークに縮小しており（1990年度：780万台→2021年度：422万台）、2014年度は消費税8%への引上げの影響により前年度と比べて大きく減少、また、2015年度も不透明な景気情勢、漸進な円高や軽自動車税の引上げの中、500万台を割り込むなど引き続き減少が続いた。加えて、2019年10月には消費税が10%へ引き上げられ、車体課税の需要平準化のための措置は行われたものの、同月は対前年同月比で▲25%と大きく減少。
- ④ さらに、2020年初頭から新型コロナウイルスの感染拡大が起き、特に2020年5月の国内販売は対平年度（2018年度及び2019年度）比で▲43%と大きく落ち込んだ。その後も、世界的な半導体供給不足や断続的な国内外のサプライチェーンリスク（オミクロン株の流行に伴う国内工場の稼働停止、東南アジアや中国上海市のロックダウンに伴う現地工場の稼働停止や物流の停滞）により、対平年度比で2022年5月は▲32%、6月は▲28%、7月は▲23%と大きく減少し、挽回に至らない状態が続いている。

		⑤ 追い打ちをかけるように、円安効果を上回る水準で原材料価格が高騰しており、サプライヤーや販売店も含め自動車産業は厳しい事業環境に置かれている。その影響は、自動車メーカーにおいても企業努力では吸収できない水準に達しており、国内市場においても新車価格への転嫁の動きが顕在化し始めている。 ⑥ 自動車産業は裾野が広く、関連産業を含めて約 550 万人（全就業人口の約 1 割）の雇用を生み出し、自動車製造業の出荷額は主要製造業の約 2 割（約 62 兆円）を占めるなど他産業への生産波及効果も大きい基幹産業。国内販売・生産台数の低迷は国内の雇用や生産基盤の維持を困難にし、中小企業、地方経済を含む日本経済全体に大きな影響を与える。加えて、自動車販売台数の減少は、車体課税や車体販売による消費税込の減少により国及び地方の税収にも影響を与える。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
		政策の達成目標	① 自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本産業全体の活性化を図る。 ② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030 年までに次世代自動車の割合を 5～7 割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割）、2035 年までに電動車の割合を 100%とすることを目指す。 （関連する与党税制改正大綱、閣議決定等） ○令和 3 年度与党税制改正大綱（令和 2 年 12 月 10 日） 第一 令和 3 年度税制改正の基本的考え方 3. グリーン化社会の実現 （2）車体課税 自動車業界は CASE に代表される 100 年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある。 税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきであるが、他方で我が国経済がコロナ禍にあることを踏まえれば、急激な変化は望ましくない。今回の見直しにおいては、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予期間を設けることとする。関係省庁及び自動車業界には、この期間内に上記の大変革に対応する準備を早急に整えていくことを望みたい。 今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。 ○未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日） 第 2 具体的な施策 I [2] 1. エネルギー・環境 （1）KPI の主な進捗状況

		《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す。 (参考) 次世代自動車戦略 2010 (平成 22 年 4 月 12 日) 2030 年の乗用車車種別普及目標 (政府目標) <table><tr><td>次世代自動車</td><td>50～70%</td></tr><tr><td>ハイブリッド自動車</td><td>30～40%</td></tr><tr><td>電気自動車 プラグイン・ハイブリッド自動車</td><td>20～30%</td></tr><tr><td>燃料電池自動車</td><td>～3%</td></tr><tr><td>クリーンディーゼル自動車</td><td>5～10%</td></tr></table> ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 (令和 4 年 6 月 7 日) Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 4. GX (グリーン・トランスフォーメーション) 及び DX (デジタル・トランスフォーメーション) への投資 (1) GX への投資 ②具体的な取組例 (自動車) 将来の合成燃料の内燃機関への利用も見据え、2035 年までに乗用車の新車販売をいわゆる電動車 (電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車) 100%とする等の目標に向け、購入・インフラ整備、蓄電池の国内製造立地推進、中小サプライヤーの前向きな業態転換等に対する支援を行う。2050 年に生産・利用・廃棄を通じたカーボンニュートラルの実現に向けて、技術開発等を通じて多様な選択肢を追求し、我が国の基幹産業である自動車産業が、引き続き国際競争力を維持・強化し世界をリードしていけるよう、あらゆる施策を講じていく。	次世代自動車	50～70%	ハイブリッド自動車	30～40%	電気自動車 プラグイン・ハイブリッド自動車	20～30%	燃料電池自動車	～3%	クリーンディーゼル自動車	5～10%						
次世代自動車	50～70%																	
ハイブリッド自動車	30～40%																	
電気自動車 プラグイン・ハイブリッド自動車	20～30%																	
燃料電池自動車	～3%																	
クリーンディーゼル自動車	5～10%																	
	租税特別措置の適用又は延長期間	—																
	同上の期間中の達成目標	—																
政策目標の達成状況		国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。 <国内自動車販売台数の推移> <table><tr><td>平成 29 年度</td><td>520 万台</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>526 万台</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>504 万台</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>466 万台</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>422 万台</td></tr></table> エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、2030 年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5～7 割 (うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割) とすることを目指す、2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100%を実現するという政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。 <新車販売台数に占める電動車の割合> <table><tr><td>平成 29 年度</td><td>33.1%</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>34.3%</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>35.0%</td></tr></table>	平成 29 年度	520 万台	平成 30 年度	526 万台	令和元年度	504 万台	令和 2 年度	466 万台	令和 3 年度	422 万台	平成 29 年度	33.1%	平成 30 年度	34.3%	令和元年度	35.0%
平成 29 年度	520 万台																	
平成 30 年度	526 万台																	
令和元年度	504 万台																	
令和 2 年度	466 万台																	
令和 3 年度	422 万台																	
平成 29 年度	33.1%																	
平成 30 年度	34.3%																	
令和元年度	35.0%																	

			令和 2 年度 37.2% 令和 3 年度 41.7%
有効性	要望の措置の適用見込み		国内の自動車販売台数は 400～500 万台前後で推移しており、これら自動車ユーザーの負担軽減となる。 <国内自動車販売台数の推移> 平成 29 年度 520 万台 平成 30 年度 526 万台 令和元年度 504 万台 令和 2 年度 466 万台 令和 3 年度 422 万台
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による効果は大きい。 <新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合> 平成 29 年度 83.3% 平成 30 年度 74.7% 令和元年度 72.6% 令和 2 年度 62.7% 令和 3 年度 68.8%
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置		—
	予算上の措置等の要求内容及び金額		クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 —令和 4 年度予算額：140 億円 —電気自動車等の購入者に対し、車両価格の一部を補助 環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の普及促進を図る。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係		税制改正要望の目的は、自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることに加え、自動車分野のカーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化を図るため、車体課税についてグリーン化を強化するとともに、ユーザー負担の軽減等を通じて、ハイブリッド自動車等を含む環境性能に優れた自動車の普及促進を目的としている。 一方で、上記補助金の目的は、環境性能に優れた自動車の中でも特に、従来車との価格差が大きい電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等について、初期需要を促すために購入補助を行うものである。
	要望の措置の妥当性		令和 3 年度与党税制改正大綱において、「自動車業界は CASE に代表される 100 年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある」、「税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならな

			い。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきである」、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする」とされており、これを踏まえて要望するものである。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合> 平成29年度 83.3% 平成30年度 74.7% 令和元年度 72.6% 令和2年度 62.7% 令和3年度 68.8% <エコカー減税（自動車重量税（財務省試算））> 平成28年度 ▲730億円 平成29年度 ▲720億円 平成30年度 ▲660億円 令和元年度 ▲620億円 令和2年度 ▲600億円 令和3年度 ▲510億円	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用件数を満たす全ての自動車対象であるため、特定の者に偏っていない。	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯			—

令和 5 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省製造産業局自動車課）

項 目 名	自動車関係諸税のあり方の検討		
税 目	自動車重量税 自動車重量税法全文 自動車重量税法施行令全文 自動車重量税法施行規則全文 租税特別措置法第 90 条の 10～15 自動車重量譲与税法全文 自動車重量譲与税法施行規則全文		
要 望 の 内 容	令和 4 年度与党税制改正大綱における検討事項を踏まえ、自動車関係諸税について、2050 年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 自動運転をはじめとする技術革新や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がりなど、自動車を取り巻く環境は大きく変化しており、また、自動車産業として 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け積極的な貢献が求められる中で、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図るため、自動車関係諸税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。 (2) 施策の必要性 ① 自動車産業は日本経済や雇用創出に大きく貢献する基幹産業であるが、世界的なカーボンニュートラルの動きを受けた自動車の電動化の急速な進展、自動運転をはじめとする技術革新、シェアリング等の保有から利用への変化など、GX（グリーン・トランスフォーメーション）や DX（デジタル・トランスフォーメーション）による 100 年に一度の大きな変革期に直面している。こうした動きは、グローバル競争を激化させる一方で、新たなビジネスの拡大や社会変革の大きなチャンスであり、GX・DX を取り込むことで、「自動車産業」は「モビリティ産業」に大きく進化し、日本経済全体の成長の源泉となるとともに、様々な社会課題の解決に貢献することが可能となる。 ② 令和 4 年度与党税制改正大綱の検討事項においては、「自動車関係諸税については、2050 年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとする」とともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」とされたところ。 ③ 上記を踏まえ、モビリティがもたらす新たな経済・社会像の具体化、その実現に向けた包括的・骨太な政策枠組みの検討を進め、その中で受益の広がりや踏まえた受益と負担の関係の再構築も含め、自動車関係諸税のあり方について、税制の簡素化等の視点も踏まえた検討を行う必要がある。					
	今回の要望（租税特別措置）に関連する	合理性	<table><tr><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>1. 経済構造改革の推進</td></tr><tr><td>政策の達成目標</td><td> ① 自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本産業全体の活性化を図る。 ② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030 年までに次世代自動車の割合を 5～7 割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割）、2035 年までに電動車の割合を 100%とすることを目指す。 （関連する与党税制改正大綱、閣議決定等） ○令和 4 年度与党税制改正大綱（令和 3 年 12 月 10 日） 第三 検討事項 5 自動車関係諸税については、2050 年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとする」とともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税の </td></tr></table>	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進	政策の達成目標
政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進					
政策の達成目標	① 自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本産業全体の活性化を図る。 ② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030 年までに次世代自動車の割合を 5～7 割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割）、2035 年までに電動車の割合を 100%とすることを目指す。 （関連する与党税制改正大綱、閣議決定等） ○令和 4 年度与党税制改正大綱（令和 3 年 12 月 10 日） 第三 検討事項 5 自動車関係諸税については、2050 年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとする」とともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税の					

		あり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。 ○未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日） 第2 具体的な施策 I [2] 1. エネルギー・環境 （1）KPI の主な進捗状況 《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す。 （参考）次世代自動車戦略 2010（平成 22 年 4 月 12 日） 2030 年の乗用車車種別普及目標（政府目標） <table><tr><td>次世代自動車</td><td>50～70%</td></tr><tr><td>ハイブリッド自動車</td><td>30～40%</td></tr><tr><td>電気自動車 プラグイン・ハイブリッド自動車</td><td>20～30%</td></tr><tr><td>燃料電池自動車</td><td>～3%</td></tr><tr><td>クリーンディーゼル自動車</td><td>5～10%</td></tr></table> ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 4 年 6 月 7 日） Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 4. GX（グリーン・トランスフォーメーション）及び DX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資 （1）GX への投資 ②具体的な取組例 （自動車） 将来の合成燃料の内燃機関への利用も見据え、2035 年までに乗用車の新車販売をいわゆる電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）100%とする等の目標に向け、購入・インフラ整備、蓄電池の国内製造立地推進、中小サプライヤーの前向きな業態転換等に対する支援を行う。2050 年に生産・利用・廃棄を通じたカーボンニュートラルの実現に向けて、技術開発等を通じて多様な選択肢を追求し、我が国の基幹産業である自動車産業が、引き続き国際競争力を維持・強化し世界をリードしていけるよう、あらゆる施策を講じていく。	次世代自動車	50～70%	ハイブリッド自動車	30～40%	電気自動車 プラグイン・ハイブリッド自動車	20～30%	燃料電池自動車	～3%	クリーンディーゼル自動車	5～10%
次世代自動車	50～70%											
ハイブリッド自動車	30～40%											
電気自動車 プラグイン・ハイブリッド自動車	20～30%											
燃料電池自動車	～3%											
クリーンディーゼル自動車	5～10%											
	租税特別措置の適用又は延長期間	—										
	同上の期間中の達成目標	—										
	政策目標の達成状況	国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。 <国内自動車販売台数の推移> 平成 29 年度 520 万台 平成 30 年度 526 万台 令和元年度 504 万台 令和 2 年度 466 万台 令和 3 年度 422 万台 エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、2030 年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5～7 割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割）とすることを目指す、2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100%を実現するという政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要が										

			ある。 ＜新車販売台数に占める電動車の割合＞ 平成 29 年度 33.1% 平成 30 年度 34.3% 令和元年度 35.0% 令和 2 年度 37.2% 令和 3 年度 41.7%
	有効性	要望の措置の適用見込み	国内の自動車販売台数は 400～500 万台前後で推移しており、これら自動車ユーザーへの課税のあり方を検討する。 ＜国内自動車販売台数の推移＞ 平成 29 年度 520 万台 平成 30 年度 526 万台 令和元年度 504 万台 令和 2 年度 466 万台 令和 3 年度 422 万台
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	令和 4 年度与党税制改正大綱において、「自動車関係諸税については、2050 年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとする」とともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」とされており、この方針の実現を図る。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	令和 4 年度与党税制改正大綱において、「自動車関係諸税については、2050 年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとする」とともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」とされていることを踏まえ、検討を行うものである。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合> 平成 29 年度 83.3% 平成 30 年度 74.7% 令和元年度 72.6% 令和 2 年度 62.7% 令和 3 年度 68.8% <エコカー減税（自動車重量税（財務省試算））> 平成 29 年度 ▲720 億円 平成 30 年度 ▲660 億円 令和元年度 ▲620 億円 令和 2 年度 ▲600 億円 令和 3 年度 ▲510 億円
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用件数を満たす全ての自動車対象であるため、特定の者に偏っていない。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 5 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課）

項 目 名	非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置の延長		
税 目	石油石炭税（租税特別措置法第 90 条の 6 の 3）		
要 望 の 内 容	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税（地球温暖化対策のための税率の特例による課税部分を含む。）を、石油精製業者に還付する本制度の適用期限を延長する。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）		— 百万円 （▲7,000 百万円） （ — 百万円）

(1) 政策目的

ガソリン等の石油製品は、我が国の経済活動や社会生活に不可欠な重要物資であり、平時・危機時を問わず、安定的かつ低廉な価格で供給される状況を維持していくことが必要。

さらに、2050 年カーボンニュートラルに向けて、石油精製業は水素や燃料アンモニアなどカーボンニュートラル燃料の供給者としての役割が期待されている。安定的な石油製品の供給とカーボンニュートラルに向けた投資を両立させるため、国内の石油精製業者の健全な経営基盤を確保しつつ、脱炭素技術への投資を促していくことが重要である。

本税制措置により、石油製品の安定供給を確保するための経営基盤の強化、カーボンニュートラルに向けた脱炭素技術投資など、海外競合企業との激しい競争をしている国内精製業者について、これら海外の同業者との競争環境のイコールフットィングを図るとともに、石油製品の安定供給とカーボンニュートラルに向けた投資を促していく。

(2) 施策の必要性

石油製品は、国内需要が減少傾向にあるものの、依然として国内の一次エネルギーの約 4 割を占めており、運輸・民生・電源等の幅広い燃料や化学製品などの原料に用いられる、我が国の経済活動や社会生活に不可欠な重要物資であり、平時・危機時を問わず、安定的かつ低廉な価格で供給される状況を維持していく必要がある。ウクライナ危機に伴う世界的な石油供給不足のおそれから、IEA 加盟国が協調し、備蓄石油の放出を行うなど、引き続き経済活動における石油製品は重要な位置を占めている。

さらに、2050 年カーボンニュートラルに向けて、石油精製業は水素や燃料アンモニアなどカーボンニュートラル燃料の供給者としての役割が期待されており、安定的な石油製品の供給とカーボンニュートラルに向けた投資を両立させる必要がある。2050 年に向けた移行期間において、石油製品の安定供給とカーボンニュートラルに向けた投資を両立していくためには、供給を担う国内の石油精製業者が健全な経営基盤を確保しつつ、脱炭素技術への投資を促す環境を整備することが重要である。

しかし、現在の石油石炭税は、石油製品の原料となる原油に対して、その原油を保税地域から引き取る段階で課税されているため、その課税対象には、精製プロセスで不可避免的に発生する、商品としての価値を有さず、販売できないガス（課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガス）も含まれている。

一方、大半の諸外国においては、消費者に販売される石油製品が課税の対象となっていることから、我が国のように原油等の精製段階で発生する非製品ガスに対して課税負担は生じていない。

こうした課税制度の違いにより、我が国の石油精製業者が海外競合企業との競争環境において不利な状況を解消し、イコールフットィングを図る観点から、原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置を引き続き維持していくことが必要である。

本税制措置により、石油製品の安定供給を確保するための経営基盤の強化、カーボンニュートラルに向けた脱炭素技術の投資に関し、海外の同業者との競争条件のイコールフットィングを図るとともに、石油製品の安定供給とカーボンニュートラルに向けた投資を促していく。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保 エネルギー基本計画（令和3年10月閣議決定）（妙） 5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応 （1）現時点での技術を前提としたそれぞれのエネルギー源の位置付け ③化石エネルギー （b）石油 引き続き一次エネルギーの約4割を占めており、運輸・民生・電源等の幅広い燃料用途や化学製品など素材用途を持つエネルギー源である。電源としての利用は減少傾向にあるが、代替する電源が出てこない中では、非常時に活用される電源としての役割を担うことが見込まれる。エネルギー密度が高く、最終需要者への供給体制及び備蓄制度が整備されており、可搬性、貯蔵の容易性や災害直後から被災地への燃料供給に対応できるという機動性に利点があるため、災害時にはエネルギー供給の「最後の砦」となる。調達に係る地政学的リスクは大きい。が、平時のみならず緊急時のエネルギー供給に貢献するエネルギーとして、引き続き、国民生活・経済活動に不可欠なエネルギー源である。
		政策の達成目標	国内における低廉かつ安定的な石油供給を確保しつつ、カーボンニュートラルに向けた投資を促すため、課税環境の国際的なイコールフットィングを確保し、石油精製業者の経営基盤強化や脱炭素技術開発等の取組を促し、安定的な石油供給と脱炭素に向けた取組を両立する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）
		同上の期間中の達成目標	本税制措置により、課税環境の国際的なイコールフットィングを確保する。また、本制度を呼び水とし、我が国石油精製業者による、石油精製業者の経営基盤強化や脱炭素技術開発等の取組を促し、安定的な石油供給と脱炭素に向けた取組を両立する。
		政策目標の達成状況	本税制措置により、非製品ガスに係る課税環境の国際的なイコールフットィングが確保されている。 我が国石油精製業者は、本税制措置が創設されて以降9年間で、これまでに総額約2,800億円の競争力強化や石油供給インフラ強靱化に係る投資を実施・計画しており、国内の石油供給基盤の維持・強化に向け着実に取り組んでいる。
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和5年度 適用件数：9社、適用数量：328万kl（計画）、適用額：92億円 令和6年度 適用件数：8社、適用数量：323万kl（計画）、適用額：90億円 令和7年度 適用件数：8社、適用数量：317万kl（計画）、適用額89億円

		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本税制措置により、課税環境の国際的なイコールフットィングを確保することができる。さらに、石油精製業者の経営基盤強化や脱炭素技術開発等の投資促進効果が見込まれるため、本税制措置は政策目標の達成手段として有効である。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置 の妥当性	カーボンニュートラルに向けた移行期間においても、石油製品の安定供給の重要性は変わらない。脱炭素に向けた投資との両立には安定した経営基盤の強化が不可欠であるが、企業の経営に対して補助金等の予算を措置することは困難であり、本税制措置により措置すべきである。 また、本税制措置により、課税環境の国際的なイコールフットィングが図られるものであり、また、非製品ガスに係る石油石炭税課税分の還付措置であることから必要最低限の措置となっている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別 措置の 適用実績	(適用事業者数) 平成26年度 8社 平成27年度 10社 平成28年度 10社 平成29年度 9社 平成30年度 9社 令和元年度 9社 令和2年度 9社 令和3年度 9社 令和4年度 9社 (還付額) 平成26年度 28億円 平成27年度 88億円 平成28年度 99億円 平成29年度 93億円 平成30年度 95億円 令和元年度 118億円 令和2年度 75億円 令和3年度 78億円 令和4年度 93億円 (還付額) = (非製品ガスの数量(kl)) × (石油石炭税単価) 平成26年度: 28億円 ÷ 112万kl × 2,540円/kl 平成27年度: 88億円 ÷ 346万kl × 2,540円/kl

		平成 28 年度：99 億円$\div$354 万 kl$\times$2,800 円/kl 平成 29 年度：93 億円$\div$334 万 kl$\times$2,800 円/kl 平成 30 年度：95 億円$\div$341 万 kl$\times$2,800 円/kl 令和元年度：118 億円$\div$423 万 kl$\times$2,800 円/kl 令和 2 年度：75 億円$\div$268 万 kl$\times$2,800 円/kl 令和 3 年度：78 億円$\div$279 万 kl$\times$2,800 円/kl 令和 4 年度：93 億円$\div$332 万 kl$\times$2,800 円/kl ※各社からの情報を基に経済産業省において集計。 ※令和 4 年度は見込みの値。 ※なお、本税制措置は、石油製品の精製過程において発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置であり、我が国にある石油精製業者が利用するものと見込まれており、本措置の適用数あるいは適用範囲は想定のものである。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	
	前回要望時の達成目標	国内における低廉かつ安定的な石油供給を確保するため、課税環境の国際的なイコールフットィングを確保し、石油精製業者の国際競争力強化やより強靱な石油サプライチェーンの構築に向けた取組を促し、石油の供給基盤を強固なものとする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本税制措置により、課税環境の国際的なイコールフットィングが確保されている。 また、本税制措置による還付金が呼び水となり実現した前向きな投資への投資金額は以下のとおりとなっており、国際競争力強化や石油供給インフラ強靱化に係る投資が促されている。 平成 26 年度 208 億円（実績） 平成 27 年度 315 億円（実績） 平成 28 年度 520 億円（実績） 平成 29 年度 290 億円（実績） 平成 30 年度 591 億円（実績） 令和元年度 381 億円（実績） 令和 2 年度 222 億円（実績） 令和 3 年度 152 億円（実績見込み） 令和 4 年度 124 億円（計画）
	これまでの要望経緯	平成 26 年度 創設（平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで） 平成 29 年度 3 年間延長（平成 29 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで） 令和元年度 3 年間延長（令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）

令和 5 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課）

項 目 名		バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例の延長	
税 目		揮発油税、地方揮発油税 ・ 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 88 条の 7 ・ 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 46 条の 11～46 条の 16 ・ 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 37 条の 5 ～37 条の 7	
要 望 の 内 容		バイオエタノール等を混和した揮発油を製造した場合に、当該バイオエタノール等混和分の揮発油税及び地方揮発油税の課税標準から当該バイオエタノール等に含まれるエタノールの数量を控除する特例措置 の適用期限を 5 年間延長する。	
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	一 百万円 （▲46,000 百万円） （ 一 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 非化石エネルギーであるバイオエタノール※は、化石由来の燃料である揮発油の代替として活用が可能のため、エネルギー源の多様化に寄与するとともに、原料（植物等）が成長過程において二酸化炭素を吸収し、燃焼時にその同量の二酸化炭素を排出するため、揮発油と比較して二酸化炭素の排出量が少ない。このため、非化石エネルギー源の利用を促進し、エネルギーの安定供給の確保を図るとともに、地球温暖化対策の観点から有効な手段の一つであることから、バイオエタノールの利用促進を図る。 ※バイオエタノールは、さとうきび、とうもろこし等の農作物（可食）由来の第一世代バイオエタノールと、製紙残渣（パルプ）、コーヒー粕、廃菌床等の非可食由来の次世代バイオエタノールを指す。 (2) 施策の必要性 バイオエタノールの利用にあたっては、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（以下「エネルギー供給構造高度化法」という。）に基づく、「平成 30 年度以降の 5 年間についての非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準」（以下「告示」という。）において、平成 30 年度～令和 4 年度の間、石油精製業者に対して、バイオエタノールを「原油換算で毎年 50 万 kL」利用することを義務付け、これまで順調に達成している。 一方、現状、国内ではバイオエタノールの商用規模の生産が行われていないことから、バイオエタノールの利用にあたっては、アメリカ・ブラジルからの輸入に依存しており、以下のような追加的なコストが生じ、最終的には国民に転嫁されることとなる。 ・バイオエタノールの価格が揮発油の価格を上回る。 ・輸入したバイオエタノールは、国内でバイオ ETBE※に合成して使用されるため、関税等の輸入に係るコストに加えて、バイオエタノールを日本まで輸送するコスト、バイオ ETBE を生産するためのバイオ ETBE 専用タンク、揮発油との混合設備や受入設備等のコストが生じる。 こうした追加コストを低減させ、バイオエタノールの利用促進を図るため、本措置を通じて、バイオエタノールの利用分については、揮発油税及び地方揮発油税の課税対象から控除することが必要となる。 ※エチル・ターシャリー・ブチル・エーテルの略。エタノールと、揮発油の精製過程等で副生される炭化水素の一種であるイソブテンから合成される含酸素化合物。エタノールと異なり水分や蒸気圧の管理が必要なく、揮発油になじみやすい性質を持っている。		
今回の要望（租税特別措置	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="317 1534 536 2136"> 合理性 政策体系における政策目的の位置付け </td><td data-bbox="536 1534 1485 2136"> 6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保 ○日米首脳共同声明「自由で開かれた国際秩序の強化」（令和 4 年 5 月 23 日） 両首脳は、輸入石油への依存を減らすため、持続可能な航空燃料（SAF）や道路用燃料用のものを含め、日本のバイオエタノールの需要を 2030 年までに倍増させるため、あらゆる可能な手段を取るという日本のコミットメントを歓迎した。 ○第 6 次エネルギー基本計画（令和 3 年 10 月閣議決定） 4. 2050 カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応 (4) 産業・業務・家庭・運輸部門に求められる取組 ③運輸部門における対応 （中略）燃料の脱炭素化を図っていくことも必要であり、既存の燃料インフラや内燃機関等の設備を利用可能なバイオ燃料や合成燃料等の選択肢を追求していくことも重要である。バイオエタノールやバイオディーゼルに </td></tr> </table>	合理性 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保 ○日米首脳共同声明「自由で開かれた国際秩序の強化」（令和 4 年 5 月 23 日） 両首脳は、輸入石油への依存を減らすため、持続可能な航空燃料（SAF）や道路用燃料用のものを含め、日本のバイオエタノールの需要を 2030 年までに倍増させるため、あらゆる可能な手段を取るという日本のコミットメントを歓迎した。 ○第 6 次エネルギー基本計画（令和 3 年 10 月閣議決定） 4. 2050 カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応 (4) 産業・業務・家庭・運輸部門に求められる取組 ③運輸部門における対応 （中略）燃料の脱炭素化を図っていくことも必要であり、既存の燃料インフラや内燃機関等の設備を利用可能なバイオ燃料や合成燃料等の選択肢を追求していくことも重要である。バイオエタノールやバイオディーゼルに
合理性 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保 ○日米首脳共同声明「自由で開かれた国際秩序の強化」（令和 4 年 5 月 23 日） 両首脳は、輸入石油への依存を減らすため、持続可能な航空燃料（SAF）や道路用燃料用のものを含め、日本のバイオエタノールの需要を 2030 年までに倍増させるため、あらゆる可能な手段を取るという日本のコミットメントを歓迎した。 ○第 6 次エネルギー基本計画（令和 3 年 10 月閣議決定） 4. 2050 カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応 (4) 産業・業務・家庭・運輸部門に求められる取組 ③運輸部門における対応 （中略）燃料の脱炭素化を図っていくことも必要であり、既存の燃料インフラや内燃機関等の設備を利用可能なバイオ燃料や合成燃料等の選択肢を追求していくことも重要である。バイオエタノールやバイオディーゼルに		

			ついで、引き続き、国際的な導入動向等を踏まえ導入の在り方を検討していく。 (中略) 2050 年カーボンニュートラルに向けて、燃料分野での対応は、①燃焼しても大気中の CO2 を増加させないバイオ燃料、水素、アンモニア、合成燃料、合成メタンといった脱炭素燃料と、②化石燃料を利用しながらも大気中の CO2 を増加させない CCS、カーボンリサイクルといった脱炭素技術等に大別できる。いずれも社会実装・拡大には、イノベーションの実現が不可欠であり、2050 年を見据え、2030 年に向けても、その確保等のための計画的な取組が重要である。
	政策の達成目標		令和 5 年度～令和 9 年度(P)※において、エネルギー供給構造高度化法に基づく告示で定めるバイオエタノールの利用目標量(原油換算 50 万 kL/年)を、毎年着実に達成する。 ※令和 5 年度以降のバイオエタノールの利用目標量については、令和 5 年 4 月までに第三次告示を策定予定であり、現在検討中。
	租税特別措置の適用又は延長期間		令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日 (5 年間)
	同上の期間中の達成目標		令和 5 年度～令和 9 年度(P)※において、エネルギー供給構造高度化法に基づく告示で定めるバイオエタノールの利用目標量(原油換算 50 万 kL/年)を、毎年着実に達成する。 ※令和 5 年度以降のバイオエタノールの利用目標量については、令和 5 年 4 月までに第三次告示を策定予定であり、現在、検討中。
	政策目標の達成状況		平成 30 年度～令和 3 年度において、エネルギー供給構造高度化法に基づく告示で定めるバイオエタノールの利用目標量(原油換算 50 万 kL/年)を、毎年着実に達成する。
有効性	要望の措置の適用見込み		(適用期間内における適用事業者数) 令和 5 年度 約 600 件 (8 社程度) 令和 6 年度 約 600 件 (8 社程度) 令和 7 年度 約 600 件 (8 社程度) 令和 8 年度 約 600 件 (8 社程度) 令和 9 年度 約 600 件 (8 社程度)
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		バイオエタノールの利用にあたっては、通常の揮発油と比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となるものの、本措置により追加コストを低減させることで、バイオエタノールの利用促進を図ることが可能となる。 また、現状、アメリカ・ブラジルからの輸入に依存している状況等を踏まえ、令和 2 年 4 月に次世代バイオエタノール※の利用促進策として、令和 5 年度以降の次世代バイオエタノールの利用目標量を入札による供給者決定をもとに次世代バイオエタノール 1 万 kL/年(原油換算)と定めることや、告示上での目標量を実利用量の 2 倍にカウントできる原材料に廃棄物やカーボンリサイクル由来炭素を加える等の告示の改定を実施。 当該告示の改訂や、本措置により次世代バイオエタノールの導入インセンティブを示すことで、当初の見込みからやや遅れが生じているものの、国内事業者による商業生産に向けた取組が進展してきているところであり、国産化が実現した場合には、海外への輸入依存度の低減に貢献する。 ※次世代バイオエタノールは、食物を原料とする第一世代バ

			イオエタノールと異なり、非食料等を原料とするため食糧競合の問題が起きないことや温室効果ガス排出削減効果が大きい等の利点がある。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	バイオエタノール及びバイオエタノール由来 ETBE の関税の無税化措置 ・揮発油に混合するためのバイオエタノール又はバイオエタノール由来 ETBE を輸入した場合、関税を無税化することで、バイオエタノールの利用コストを低減する措置。 ・本税制措置と関税の無税化を組み合わせることによって、バイオエタノールを混合した揮発油と通常の揮発油との価格差を更に低減することが可能となる。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		—	—
		要望の措置の妥当性	バイオエタノールから合成されるバイオ ETBE を混合した揮発油は、通常の揮発油と比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となるため、揮発油税及び地方揮発油税を無税にすることによる負担軽減が実現されなければ、バイオエタノールの利用が進まなくなる恐れがある。 今後取組の進展が期待される次世代バイオエタノールについては、現状は技術開発や原料確保等の課題もあることに加え、供給当初は、現在輸入しているバイオエタノールと同程度、もしくはそれよりもコストが生じる可能性があり、国産の次世代エタノールが安定的に製造・供給されるまでの間については、エネルギーの安定供給の確保、温室効果ガスの削減や、次世代バイオエタノールの社会実装に向けた環境整備を行う観点から、引き続き、本措置を通じた第一世代のバイオエタノールの利用促進は必要不可欠。 なお、日米首脳共同声明や第 6 次エネルギー基本計画等も踏まえ、バイオエタノールの利用を促進することが、政府方針の実現に資すると考える。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	○適用件数（適用事業者数） 平成 30 年度 約 600 件（8 社） 平成 31 年度 約 600 件（9 社） 令和 2 年度 約 600 件（8 社） 令和 3 年度 約 600 件（8 社） ○適用数量（バイオエタノール換算量） 平成 30 年度 約 81.9 万 KL 平成 31 年度 約 80.9 万 KL 令和 2 年度 約 84.3 万 KL 令和 3 年度 約 88.3 万 KL ○減収額 平成 30 年度 約 441 億円 平成 31 年度 約 435 億円 令和 2 年度 約 454 億円 令和 3 年度 約 475 億円

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—										
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	バイオエタノールの利用にあたっては、通常の揮発油と比較して、追加費用が必要となるものの、本措置によりコストを低減させることで、バイオエタノールの利用促進を図り、バイオエタノールの利用目標量(原油換算 50 万 kL/年)を、毎年着実に達成することが可能となる。 加えて、本措置等により次世代バイオエタノールの導入インセンティブを示すことで、当初の見込みからやや遅れが生じているものの、国内事業者による商業生産に向けた取組が進展してきているところ。										
	前回要望時 の達成目標	平成 30 年度～令和 4 年度において、エネルギー供給構造高度化法に基づく告示で定めるバイオエタノールの利用目標量(原油換算 50 万 kL/年)を、毎年着実に達成。										
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	○各年度の実績は以下のとおりであり、概ね毎年利用目標量を達成している。 <table><tr><td>平成 30 年度</td><td>約 49.7 万 KL</td></tr><tr><td>平成 31 年度</td><td>約 49.1 万 KL</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>約 51.2 万 KL</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>約 53.6 万 KL</td></tr><tr><td>令和 4 年度 (見込み)</td><td>約 50.5 万 KL</td></tr></table>	平成 30 年度	約 49.7 万 KL	平成 31 年度	約 49.1 万 KL	令和 2 年度	約 51.2 万 KL	令和 3 年度	約 53.6 万 KL	令和 4 年度 (見込み)	約 50.5 万 KL
平成 30 年度	約 49.7 万 KL											
平成 31 年度	約 49.1 万 KL											
令和 2 年度	約 51.2 万 KL											
令和 3 年度	約 53.6 万 KL											
令和 4 年度 (見込み)	約 50.5 万 KL											
これまでの 要 望 経 緯	平成 20 年度 創設 平成 23 年度 拡充 (みなし製造所を特例対象に追加) 平成 25 年度 5 年間延長 平成 30 年度 5 年間延長 令和 2 年度 拡充 (バイオエタノール等揮発油の対象に、カーボンリサイクルエタノール等を混和して製造された揮発油を追加。)											

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室）

項 目 名	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長								
税 目	法人税 租税特別措置法第 57 の 4 の 2								
要 望 の 内 容	事故が発生した原子力発電施設（以下、事故炉）の廃炉の確実な実施を確保するため、事故炉の廃炉を行う原子力事業者（以下、事故事業者）に対して、廃炉に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、機構）に積み立てることを義務づける等の措置を講じた「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律」が平成 29 年 5 月に成立（10 月施行）し、あわせて、租税特別措置法において「特定原子力施設炉心等除去準備金」（以下、準備金）が設けられたところ。 事故炉の確実な実施を引き続き確保する観点から、準備金の期限を延長する。 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr><tr><td>（改 正 増 減 収 額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改 正 増 減 収 額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改 正 増 減 収 額）	（ — 百万円）								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 事故事業者が、廃炉に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に積み立てていくことにより、安全かつ着実な廃炉の実施が確保する。 (2) 施策の必要性 事故事業者が廃炉の実施責任を果たし、安全かつ着実な廃炉を実施していく上で必要な措置。								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
		政策の達成目標	適正かつ着実な廃炉の実施の確保
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年度～7年度
		同上の期間中の達成目標	事故炉の廃炉の着実な実施
		政策目標の達成状況	事故炉の廃炉を着実に実施している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用件数：1件 適用事業者：1者
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	準備金を延長することにより、事故事業者による確実な事故炉廃炉の実施を確保することができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	長期にわたる事故炉廃炉を確実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入（支出時に益金に算入）できる本措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	適用件数：1 件 適用事業者：1 者			
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	年度	適用件数	適用法人数	適用金額(百万円)
		平成 30 年度	1	1	1,929
		令和元年度	1	1	6,099
		令和 2 年度	1	1	168,898
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	長期にわたる事故炉廃炉を確実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入（支出時に益金に算入）できる本措置は、政策目的を達成するための手段として有効。			
前回要望時の達成目標	事故炉の廃炉の着実な実施				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	事故炉の廃炉を着実に実施している。				
これまでの要望経緯	平成 29 年度 創設 令和 2 年度 延長(3 年間)				

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課）

項 目 名		安定的な電力供給及び 2050 年カーボンニュートラル実現に向けた所要の措置	
税 目		—	
要 望 の 内 容	電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、安定的な電力の供給や 2050 年カーボンニュートラルを実現するため、電気事業の安定的な運営に向けた所要の措置を検討する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 電力事業の安定的な運営に向けた所要の措置を講じることで、電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、安定的な電力供給や 2050 年カーボンニュートラルの実現を目指す。		
	(2) 施策の必要性 我が国は、令和 2 年 10 月に 2050 年までのカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しており、その実現に向けて、政策を総動員して取り組むことが求められている。一方で、足下では電力需給のひっ迫や燃料価格の上昇に起因する電力価格の高騰に見舞われており、電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、安定的な電力供給及び 2050 年カーボンニュートラルを実現するため、電気事業の安定的な運営に向けた所要の措置を講じる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保 ○エネルギー基本計画（令和3年10月閣議決定） 4. 2050年CN実現に向けた課題と対応 （2）複線シナリオの重要性 2050年のCNへの道筋では、産業・業務・家庭・運輸・電力部門のあらゆる経済活動に共通して、様々なイノベーションに挑戦・具現化し、新たな脱炭素技術の社会実装を進めていくことが求められる。また、2050年という長期展望については、技術革新等の可能性と不確実性、情勢変化の不透明性が伴い、蓋然性をもった予測が困難であることから、野心的な目標を掲げつつ、常に最新の情報に基づき重点を決めていく複線的なシナリオによるアプローチとすることが適当である。そのため、こうした技術動向や情勢の変化を定期的に把握・検証し、透明な仕組み・手続の下、評価・検討していくことが重要である。一方で、この野心的な目標を目指す上でも、安定的で安価なエネルギーの供給を確保することは日本の国力を維持・増強するために欠かせない。エネルギーの安定供給においては、エネルギーそのものの自給性、強靱性を高めるのみならず、様々な脱炭素技術を国内で調達できる技術自給率を向上させ、エネルギーの自律性を高めていくことが、化石資源の乏しい日本にとっては不可欠である。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月閣議決定） Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 4. GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資 （1）GXへの投資 気候変動問題は、新しい資本主義の実現によって克服すべき最大の課題である。2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラルに向け、経済社会全体の大変革に取り組む。 ウクライナ情勢によって、日本は、資源・エネルギーの安定的な確保に向けてこれまで以上に供給源の多様化・調達の高度化等を進めロシアへの資源・エネルギー依存度を低減させる必要がある。 エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保を大前提に、脱炭素の取組を加速させ、エネルギー自給率を向上させる。そのため、徹底した省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する。再生可能エネルギーについては、S+3Eを大前提に、主力電源として最優先の原則の下で、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入に取り組む。また、電力需給ひっ迫を踏まえ、同様の事態が今後も起こり得ることを想定し、供給力の確保、電力ネットワークやシステムの整備をはじめ、取り得る方策を早急に講ずるとともに、脱炭素のエネルギー源を安定的に活用するためのサプライチェーン維持・強化に取り組む。
			電気事業の安定的な運営に向けた所要の措置を講じること で、電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、安定的な電力の供給や2050年カーボンニュートラルの実現を目指す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—

		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—

	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 5 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力基盤整備課)

項 目 名		電気事業法の改正に伴う所要の税制措置	
税 目	所得税 租税特別措置法施行規則第 14 条第 3 項第 3 号		
	法人税 租税特別措置法施行規則第 22 条の 2 第 3 項第 3 号		
	消費税 消費税法施行令第 6 条第 2 項第 5 号ロ		
要 望 の 内 容	○特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 第 208 回通常国会で成立した電気事業法の一部改正を踏まえ、同法改正に伴う所要の措置を講ずる。		
	○特例措置の内容 発電に係る設備については、以下の特例措置が設けられている。 ・ 収用等に伴い代替資産を取得した場合 所得税の課税特例 ・ 収用等に伴い代替資産を取得した場合 法人税の課税特例 ・ 国内において譲渡が行われた場合 消費税の課税対象		
	電力の安定供給を目的として、令和 4 年 5 月に電気事業法を改正。これに伴い、系統用蓄電池による放電を行う事業を令和 5 年 4 月から新たに発電事業に位置付ける。 発電事業の対象範囲が拡大することに伴い、拡大分の税法上における扱いも同様とする。		
	平年度の減収見込額		— 百万円
	(制度自体の減収額)	(— 百万円)	
	(改 正 増 減 収 額)	(— 百万円)	

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 電気事業法の改正により、系統用蓄電池（以下、蓄電池）による放電を行う事業が発電事業に位置付けられたことに伴い、発電に係る設備が対象となっていた税制について、蓄電池に係る設備も新たに対象に加えることによって蓄電池を用いた発電事業の導入を促進する。 (2) 施策の必要性 第 208 回通常国会で成立した安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 46 号）により、蓄電池による放電を行う事業を電気事業法上の発電事業に位置付ける改正がなされている。 電気事業法の改正により、蓄電池による放電を行う事業が発電事業の対象となっても、税制上の発電事業の取り扱いは同様であるものの、対象となる設備が拡大することから、同様の措置を講ずる必要がある。
--	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
		政策の達成目標	電気事業法の改正により、蓄電池による放電を行う事業が発電事業に位置付けられたことに伴い、発電に係る設備が対象となっていた税制について、蓄電に係る設備も新たに対象に加えることによって、大型の蓄電池の導入を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	電気事業法の改正により、新たに発電事業者に位置付けられる、蓄電池による放電を行う事業者。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 46 号）により、蓄電池による放電を発電事業に加えるよう、電気事業法の改正がなされた。再生可能エネルギーの導入が拡大する中、大型の蓄電池は脱炭素化された供給力・調整力として、電力の安定供給に大きく貢献することが期待されていることを踏まえ、電気事業法の改正により発電事業に対する税制の対象範囲を拡大することは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適用 実 態 調 査 結 果	—	
	租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段として の有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯		—	

令和 5 年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(經濟産業省中小企業庁事業環境部財務課)

項 目 名	中小企業者等の法人税率の特例の延長				
税 目	法人税 法人税法第 66 条 租税特別措置法第 42 条の 3 の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2				
要 望 の 内 容	中小企業者等に係る法人税の軽減税率（年 800 万円以下の所得金額に適用。本則 19%・租税特別措置 15%）について、適用期限を 2 年間延長する。 <table><tr><td>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）</td><td>— 一百万円 （▲156,700 百万円） （ — 一百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— 一百万円 （▲156,700 百万円） （ — 一百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— 一百万円 （▲156,700 百万円） （ — 一百万円）				
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の 2 年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する。 (2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症や物価高・資源高の影響により、中小企業の収益環境は悪化している。また、海外経済の不確実性や、半導体等の供給制約、人手不足、労働生産性の伸び悩み、後継者難等の経営課題も山積しており、引き続き、その経営基盤の安定・強化を図ることが喫緊の課題となっている。先行きが不透明な状況が続く中で、これらが資金繰りの悪化や利益の圧縮にも繋がりが、ひいては我が国経済に大きな影響を与えるおそれもある。 中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として、多くの雇用を担う存在であることから、中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引下げにより、キャッシュフローの改善と財務基盤の安定・強化を通じ、その活性化や競争力の維持・向上を図ることが必要である。				

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		政策の達成目標	中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日まで（2年間）
		同上の期間中の達成目標	中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営の安定を図り、その活性化・競争力の強化を通して、日本経済の成長に繋げる。
		政策目標の達成状況	新型コロナウイルス感染症の影響で債務残高が増加する中で、新型コロナウイルス感染症や物価高・資源高の影響により、中小企業において厳しい収益環境となっているほか、各種経営課題も引き続き山積している。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定等を図るために、法人税率の軽減が必要。
	有効性	要望の措置の適用見込み	年 800 万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。 ※過去5年間の適用件数 ・平成28年度：888,592件 ・平成29年度：931,720件 ・平成30年度：960,103件 ・令和元年度：989,251件 ・令和2年度：992,154件 （出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせ最大で34万円。23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として国税・地方税あわせ最大70.1万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
相 当 性	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	本特例と同様の政策目的に係る税制上の支援措置は存在しない。

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 6 割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段としての的確であると言える。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	【適用件数】 ・平成 30 年度：960,103 件 ・令和元年度：989,251 件 ・令和 2 年度：992,154 件 【減収額】 ・平成 30 年度（19%→15%）：1,506 億円 ・令和元年度（19%→15%）：1,569 億円 ・令和 2 年度（19%→15%）：1,567 億円 （出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書）
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	①租税特別措置法の条項：第 42 条の 3 の 2、第 68 条の 8 ②適用件数：992,154 件 ③適用総額：39,175 億円 ※令和 2 年度の適用状況
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせ最大で 34 万円。23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として国税・地方税あわせ最大 70.1 万円（うち、国税 32 万円）が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
		前回要望時の達成目標	中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和元年度までは、税制措置前と比較して、中小企業の業況等が回復傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度以降は厳しい状況が続いている。 今後も、新型コロナウイルス感染症の状況や、物価高・資源高の影響が見通せない現状を踏まえれば、引き続き本税制措置による支援が必要である。
これまでの要望経緯	平成21年度改正 創設（本則 22%・租特 18%） 平成23年度改正 拡充（本則 22%→19%、租特 18%→15%） 平成27年度改正 延長（租特 19%→15%） 平成29年度改正 延長（租特 19%→15%） 令和元年度改正 延長（租特 19%→15%） 令和3年度改正 延長（租特 19%→15%）	

令和５年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項 目 名	小規模企業等に係る税制のあり方の検討		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	持続的経営や成長志向の活動を行う個人事業主を含む小規模事業者が直面する事業承継や事業主報酬などの課題を踏まえ、その振興を図る観点から、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。 なお、令和４年度税制改正大綱においても、「小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。」とされている。		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改正増減収額)	(— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 例えば、法人の場合は、一定の条件を満たす事業主給与の損金算入が認められ、かつ給与所得控除の額が所得金額に応じて逦増する仕組みになっていることに比べ、個人の場合は、青色申告特別控除は所得金額に関わらず定額の控除であり、事業所得を得るために要する個人事業主の「勤労」への評価を反映していないとの指摘がある そのため、個人事業主の事業主報酬に係る勤労性に配慮しつつ、その振興を図る観点から、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。 (2) 施策の必要性 上記「政策目的」に同じ。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		政策の達成目標	個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	シャープ勧告においては、当時給与所得者に認められていた勤労控除について、「所得の大部分が財産の所有に起因するのではなく、個人の努力によって得られたという点において、農業所得および中小商工所得にも同様に適用されるべきである」とされている。 また、令和4年度税制改正大綱においても、「小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。」とされており、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 5 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省中小企業庁事業環境部企画課）

項 目 名	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる業務に関する文書における印紙税の非課税措置の検討											
税 目	印紙税（印紙税法第 5 条第 1 項第 3 号、別表第 3）											
要 望 の 内 容	独立行政法人中小企業基盤整備機構法改正に伴い助成業務の範囲が拡充されたことを踏まえ、印紙税法に基づく非課税文書の範囲を検討するもの。 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr><tr><td>（改 正 増 減 収 額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改 正 増 減 収 額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改 正 増 減 収 額）	（	— 百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 ポストコロナを見据え、中小企業者だけでなく中堅企業への成長途上にある企業群（中小企業者を除く事業者）にも必要な助成を行い、事業活動の活性化を支援することで、以てこれらの事業者の中堅企業への成長を促進する。 (2) 施策の必要性 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正（令和 3 年 6 月 17 日施行）により、独立行政法人中小企業基盤整備機構の助成業務の範囲が、中小企業者とその支援者（同法第 15 条第 1 項 6 号）に加えて、中小企業者を除く事業者とその支援者へも拡充（同法第 15 条第 2 項 3 号）された。 同法第 15 条第 1 項 6 号に関する助成業務に係る文書は印紙税の非課税文書とされている。同機構が助成業務についても一体的に実施していくため、印紙税法の非課税文書の範囲の検討が必要である。											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		政策の達成目標	独立行政法人中小企業基盤整備機構が、中小企業者、中小企業者を除く事業者及びその支援者に対して必要な助成を行い、これらの事業者の事業活動の活性化を支援する
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同様）
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	これまで印紙税法の非課税文書であった助成業務の範囲が独立行政法人中小企業基盤整備機構法改正に伴い拡充されたことを踏まえて、印紙税法に基づく非課税文書の範囲の検討を行うことは、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 16 年度 新設 ※平成 16 年 7 月の独立行政法人中小企業基盤整備機構の設立（旧中小企業総合事業団、旧地域振興整備公団、旧産業基盤整備基金の業務の一部を所管する形で設立）に併せ、印紙税法を改正。	
	※中小企業基盤整備機構設立前後の印紙税法上の非課税の取り扱い	
	旧	新
	中小企業総合事業団 別表第 2	中小企業基盤整備機構 別表第 3
	地域振興整備公団 別表第 2	
産業基盤整備基金 別表第 3		

令和 5 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 中小企業庁 事業環境部 金融課、経営支援部 小規模企業振興課）

項 目 名	新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長											
税 目	印紙税 （新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条第 1 項、同法施行令第 8 条第 1 項第 3 号・第 4 号、第 2 項第 2 号・5 号）											
要 望 の 内 容	【株式会社日本政策金融公庫・独立行政法人中小企業基盤整備機構に係る措置】 （措置対象） 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等 （措置内容） 株式会社日本政策金融公庫中小企業事業及び独立行政法人中小企業基盤整備機構等（以下、「株式会社日本政策金融公庫等」という。）が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合に必要となる印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、所要の措置を講ずる。 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>-</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>- 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（</td><td>- 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	-	百万円	（制度自体の減収額）	（	- 百万円）	（改正増減収額）	（	- 百万円）
平年度の減収見込額	-	百万円										
（制度自体の減収額）	（	- 百万円）										
（改正増減収額）	（	- 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援する (2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症によりその影響を受けた中小企業者等を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の状況にあわせて、資金需要に適切に応えていく必要がある。											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
		同上の期間中の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等への資金繰りを支援する。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和2年度予算においては下記の通り措置している。 ・株式会社日本政策金融公庫出資金：2,074,500,000千円の内数 ・危機対応円滑化業務出資金：1,080,100,000千円 令和3年度予算においては下記の通り措置している。 ・株式会社日本政策金融公庫出資金：140,300,000千円の内数
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置等に基づいて、株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。
		要望の措置の妥当性	当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		当該措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で令和3年1月末を期限として実施された。 令和3年度税制改正においては、令和3年1月末となっていた期限を令和4年3月末まで延長すること要望し、要望どおり延長された。 令和4年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和5年3月末まで延長された。

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部金融課）

項 目 名	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長		
税 目	登録免許税（租税特別措置法第 78 条第 1 項）		
要 望 の 内 容	本特例措置は信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税について、担保物件の内容にかかわらず一律に 1.5/1,000 に軽減する制度である。 保証に係る担保としての抵当権の設定登記等に係る登録免許税は、実務上、保証制度を利用する中小企業者等が負担しているところ、本特例措置は有担保保証に係る中小企業者等の利用負担を軽減し、信用保証制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援するため、一律に軽減措置を講じているものである。 については、本特例措置の適用期限を令和 7 年 3 月 31 日まで 2 年間延長する。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改正増減収額)	(— 百万円)
	(1) 政策目的 信用保証制度の利用を通じた中小企業者等への幅広い資金繰り支援により、中小企業者等に対して必要かつ十分な資金供給を行う。 なお、中小企業基本法では、「国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする」と明記されている。 (2) 施策の必要性 信用保証協会は、中小企業者等が金融機関から事業資金を調達する際の信用保証を通じ、中小企業者等の信用力を補完する機関である。令和 3 年度の保証承諾は約 7 兆 7,220 億円（55 万件）、同年度末時点の保証債務残高は約 41 兆 8,817 億円の実績。コロナ禍の長期化に対し実質無利子・無担保融資等の資金繰り支援により保証債務残高が増大しているところ、中小企業者の資金繰りの円滑化に多大な貢献を果たしている。 信用保証制度の利用者の多くは、企業規模が小さく信用力に乏しい。そうした者が希望どおりの資金調達を実現するには、無担保保証だけでは十分な与信を得られない場合があるのが実情である。本特例措置は、中小企業者等が有担保保証により資金調達をするために、担保を信用保証協会に提供する場合の抵当権設定登記費用を軽減し、資金繰り緩和に寄与するものである。 また、コロナ禍の長期化や物価高等の状況下の中、コロナ関連融資等の債務返済に苦慮する中小企業者が多く存在している。こういった事業者に対して追加的な資金繰り支援を実施していくためには、有担保保証は有力な選択肢となることから、本特例措置の延長が必要である。 仮に本特例措置が廃止となれば、中小企業者等にとって資金調達コストの実質的な引上げとなることから、資力の乏しい中小企業者等にとっては資金繰りの悪化に繋がると考える。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		政策の達成目標	資金繰り DI の改善及び保証承諾実績の増加
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（2 年間）
		同上の期間中の達成目標	資金繰り DI の改善及び保証承諾実績の増加
		政策目標の達成状況	【中小企業者等の資金繰りの状況】 （出典：中小企業景況調査（中小企業庁）） 【保証承諾実績】 令和元年度：89,389 億円 令和 2 年度：351,234 億円 令和 3 年度：77,220 億円 令和 4 年度 4 月～6 月：16,400 億円 （出典：（一社）全国信用保証協会連合

		中小企業者等の資金繰りはこれまで改善傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一時急激に状況悪化するが、信用保証協会の無利子・無担保融資等のコロナ関連融資を積極的に実施したことにより、保証承諾実績は増加し、中小企業者等の資金繰り状況も改善された。 一方で、コロナ禍の長期化、物価高等の状況下もあり、コロナ関連融資等の債務返済に苦慮する中小企業者等が多く存在し、特に企業規模が小さく信用力に乏しい中小企業者等の追加的な資金繰り支援を行って行くためにも、有担保保証は有力な選択肢となる。 本特例措置は有担保保証に係る信用保証制度の利用負担を軽減するものであるため、中小企業者等の資金繰りに一定の寄与をしている。 ※保証承諾に占める有担保保証の割合（金額ベース） 令和1年度： 9.4% 令和2年度： 2.4% 令和3年度： 8.5% （出典：（一社）全国信用保証協会連合会）																													
有効性	要望の措置の適用見込み	令和3年度見込み：863件 令和4年度見込み：982件 令和5年度見込み：1,031件 令和6年度見込み：1,083件 ※算出方法は別紙参照																													
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	信用保証制度利用者の約90%が、従業員20人以下の小規模事業者や個人事業主などの経営基盤が脆弱な者であり、そうした者ほど資金調達の際の費用負担は相対的に大きいため、本特例措置による抵当権設定費用の軽減の効果は高い。 したがって、本特例措置による中小企業者等の信用保証制度の利用負担（※）の軽減は、中小企業者等の信用保証制度の利用拡大を促進するものであり、もって、資金繰り円滑化に寄与するものといえる。 なお、本措置がなければ、担保提供することによって必要資金額に係る与信を得たい中小企業者等の資金調達コストは実質的に引上げられることとなり、結果として中小企業者等の資金繰り支援という政策目的の実現を阻害することになる。 ※小規模事業者の6割超は赤字計上、黒字であっても4割が1百万円程度の黒字であり、仮に本特例措置の縮小・撤廃による負担増加額が数万円であっても、必要資金額の調達の難易化や僅少な所得の減少による赤字拡大、資本蓄積の減少などの結果をもたらすこととなり、影響の広がり大きい。 ＜本特例措置による1件当たり軽減額試算＞ <table><tr><td></td><td>適用件数 (A)</td><td>納付額 (百万円) (B)</td><td>減収額 (百万円) (C)</td><td>1件当たりの 軽減額(千円) (C/A)</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td>1,309</td><td>45.8</td><td>76.4</td><td>58</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>1,266</td><td>42.5</td><td>70.8</td><td>56</td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>1,275</td><td>43.8</td><td>73.0</td><td>57</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>1,319</td><td>43.8</td><td>73.0</td><td>55</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>1,388</td><td>60.5</td><td>100.9</td><td>73</td></tr></table> （出典：法務省「民事・訟務・人権統計年報」） ※減収額（C）＝登録免許税納付額（B）×2.5/1.5 として経済産業省推計 ※税率 本則 [4/1000] 一本措置 [1.5/1000] ＝軽減税率 [2.5/1000] （本特例措置の多くを占める不動産登記の税率で推計）		適用件数 (A)	納付額 (百万円) (B)	減収額 (百万円) (C)	1件当たりの 軽減額(千円) (C/A)	平成28年度	1,309	45.8	76.4	58	平成29年度	1,266	42.5	70.8	56	平成30年度	1,275	43.8	73.0	57	令和元年度	1,319	43.8	73.0	55	令和2年度	1,388	60.5	100.9
	適用件数 (A)	納付額 (百万円) (B)	減収額 (百万円) (C)	1件当たりの 軽減額(千円) (C/A)																											
平成28年度	1,309	45.8	76.4	58																											
平成29年度	1,266	42.5	70.8	56																											
平成30年度	1,275	43.8	73.0	57																											
令和元年度	1,319	43.8	73.0	55																											
令和2年度	1,388	60.5	100.9	73																											

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（信用保証協会）（租税特別措置法第 66 条の 11 第 1 項第 1 号）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・ 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業 （令和 4 年度当初予算：32.8 億円） （令和 5 年度概算要求：50.7 億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記税制措置（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）は、信用保証協会の財政基盤の強化のため、民間金融機関が信用保証協会に対して出えんをした場合に、当該出えん金を民間金融機関の損金算入を可能とする措置を講じることによって、信用保証協会の保証債務額の限度拡大に資するもの。また、上記予算事業は信用保証協会に対する損失補償等である。本特例措置は、有担保保証に係る中小企業者等の信用保証制度の利用負担を軽減するものであり、上記の税制及び予算措置とは明確に役割分担ができています。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、中小企業者等が有担保による保証を利用する場合には一律に適用されるものであり、予見可能性が高く、利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する措置である上、予算の上限制約による中小企業者等の資金調達行動を歪めることもないため、他の措置と比べても妥当である。 また、政府系金融機関である日本政策金融公庫が抵当権を設定する際の登録免許税が非課税であることに対して、本特例措置は日本政策金融公庫と同様に公的金融を担う信用保証協会が設定する登録免許税の一部を軽減するものであるため、国民が納得できる必要最小限の特例措置である。 さらに、中小企業者等の信用リスクが高いが担保の提供があれば保証が可能となる場合や、無担保枠を超えた保証付き融資を利用する場合等、中小企業者等の資金調達の円滑化に関して、担保は重要な役割を果たしている。このため、本特例措置は、信用力に乏しい中小企業者等や、より大きな資金を調達したい中小企業者等の信用保証制度の利用負担軽減を図るものとして継続的に措置されており、適用期限の延長は必要不可欠である。

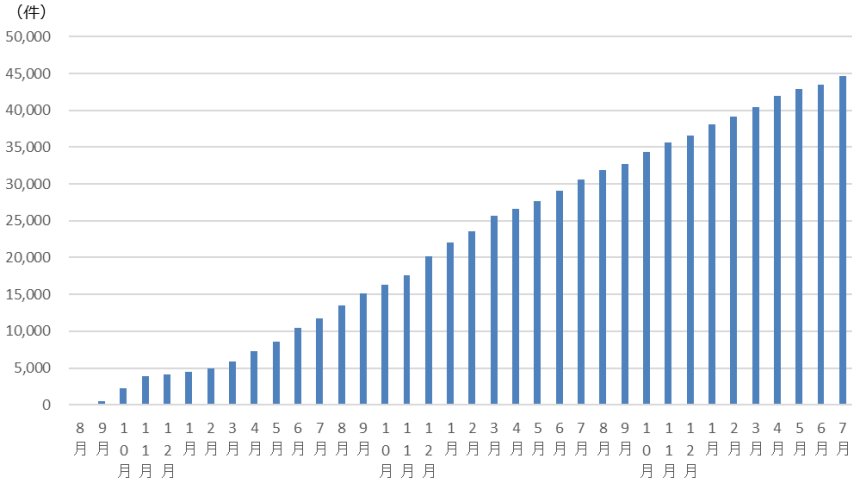
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 2 年度以降については、新型コロナウイルス感染症対策資金として、実質無利子・無担保融資等の資金繰り支援等を積極的に行ったことにより、保証承諾実績も大幅に増加し、資金繰り DI も改善された。 併せて、本特例措置の適用件数も増加しており、信用保証制度の利用負担を軽減することによって、中小企業者等の資金調達環境の改善がなされ、資金繰りの円滑化に寄与している。 資金繰り DI 及び、保証承諾実績については、中小企業者を取り巻く経済状況、中小企業者等の資金調達環境、中小企業者等の資金繰り対策等、本特例措置以外の要因により大きく変動するため、あらかじめ正確に予測することは困難である。しかし、こうした時々の状況変化が生じて、本特例措置を通じて中小企業者等の信用保証制度の利用負担を一定程度軽減し、信用保証制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援することが重要であるため、引き続き本指標を設定している。
これまでの要望経緯		・ 昭和 46 年度に創設 ・ 以後 2 年ごとに適用期限を延長 ・ 平成 23 年度に軽減率縮減 (担保物件によらず一律 1/1,000 に軽減 → 改正後一律 1.5/1,000 に措置が縮減) ・ 以後 2 年ごとに適用期限を延長 (直近は令和 3 年度 (令和 5 年 3 月 31 日まで))

令和 5 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室）

項 目 名		特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の拡充及び延長	
税 目		所得税 租税特別措置法第 11 条の 3 租税特別措置法施行令第 6 条の 2 法人税 租税特別措置法第 44 条の 2 租税特別措置法施行令第 28 条の 5	
要 望 の 内 容	豪雨災害や台風等の昨今の激化する自然災害等への事前対策を強化するため、防災・減災のための設備投資に対する特別償却の対象設備として耐震装置を追加するとともに、適用期限を 2 年間延長する。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)		▲6 百万円 (▲0 百万円) (ー 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 近年、全国各地で自然災害が頻発しており、多くの中小企業が被災している。こうした自然災害等のリスクは、個々の事業者だけでなく、我が国のサプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼす恐れがあることから、中小企業等の自然災害等への事前の対策への取組を促進する必要がある。 しかしながら、従来から自然災害等への備えとして、BCP（事業継続計画）の普及啓発を行っているが、多くの中小企業の経営者から「ノウハウがない」、「どのように策定してよいか分からない」との声が聞かれており、BCPの策定が進んでこなかった。 そこで経済産業省では、令和元年7月から中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が策定した防災・減災対策にかかる取組を「事業継続力強化計画」として経済産業大臣が認定する制度を創設し、令和4年7月末日までで、40,000件を超える計画を認定している。 事業継続力強化計画は、中小企業が自社の自然災害等のリスクを認識し、防災・減災対策の第一歩目として必要な項目を盛り込んだものである。従来のBCPと比較して、簡潔な計画となっており、より多くの中小企業が計画を策定し、自然災害等の発生時における中小企業の事業の継続が可能となることを目的とする。 (2) 施策の必要 今後も継続した発生が予想される地震、台風、豪雨などの自然災害等に対し、中小企業が自ら行う事前の備えを強化することは喫緊の課題である。また、実際の直接的な被害を防止、減災させるためには、防災・減災設備の導入が不可欠である。 事業継続力強化計画をより多くの中小企業が策定し、自然災害等に対する実効性のある取組を支援する方策の一つとして、防災・減災に資する設備投資に対し、引き続き、本税制により支援する必要がある。 加えて、近年頻発する地震による重要設備の損壊等を防ぐ観点から、本税制の対象設備として耐震装置を追加する必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）に関	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展 ○中小企業等経営強化法 (目的) 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、新たに設立された企業の事業活動並びに中小企業等の経営革新、経営力向上、先端設備等導入及び事業継続力強化の支援を行うことにより、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 ○中小企業等の経営強化に関する基本方針 第7 中小企業の事業継続力強化 1 単独で行う事業継続力強化の内容に関する事項 一 事業継続力強化 「事業継続力強化」とは、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、対策の実効性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。

		政 策 の 達成目標	中小企業が、自然災害等の発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）
		同上の期間中の達成目標	中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得すること。
	有 効 性	政策目標の達成状況	中小企強靱化法の施行（令和元年7月）以降、令和4年7月末までに 40,000 件を超える事業継続力強化計画を認定しており、中小企業の防災・減災にかかる取組は着実に進んでいる。 【事業継続力強化計画の認定状況】  （件） 50,000 45,000 40,000 35,000 30,000 25,000 20,000 15,000 10,000 5,000 0 8月01 9月01 10月01 11月01 12月01 1月01 2月01 3月01 4月01 5月01 6月01 7月01 8月01 9月01 10月01 11月01 12月01 1月01 2月01 3月01 4月01 5月01 6月01 7月01 8月01 9月01 10月01 11月01 12月01 1月01 2月01 3月01 4月01 5月01 6月01 7月01 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 （令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」をもとに中小企業庁が作成） 本税制を活用した設備投資額は、令和元年9月から令和2年3月（7ヶ月間）は約7,925千円、令和2年度は約106,859千円となっており、中小企業の防災・減災関連の設備投資は着実に増加している。更に令和3年度においては約846,843千円の設備投資を実施している。
		要望の措置の適用見込み	令和5年度 375 令和6年度 375 ※令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」から推計。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	現行制度は、特別償却の適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、本税制を利用するためには、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受ける必要があり、国の指針に基づき、事業継続力の強化を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。

			本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。 加えて、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業における、実効性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備（機械装置、器具備品、建物附属設備）を取得する場合に適用を可能としている。 中小企業が行う自然災害等への事前対策の強化は、喫緊の課題である点を踏まえ、サプライチェーンの強靱化のために、本税制の対象設備として耐震装置を追加するとともに、適用期限を延長することで、より中小企業の実効性のある事前対策を促進することが可能。 また、本税制措置を利用し、防災・減災設備を導入した企業において、税制効果があることによって「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」と約7割が回答（令和4年度中小企業庁アンケートより）。景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある企業の防災・減災設備投資を後押ししている。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本税制では、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業における、実効性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備（機械装置、器具備品、建物附属設備）を取得する場合に適用を可能としている。 中小企業が行う自然災害等への事前対策の強化は、喫緊の課題である点を踏まえ、本税制の対象設備として耐震装置を追加するとともに、適用期限を延長することで、より中小企業の実効性のある事前対策を促進することが可能。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項		租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和元年度：7 者 令和2年度：26 者 【適用額】 令和元年度：7,925 千円 令和2年度：106,859 千円 ※「租税特別措置の適用実態調査」に基づき記載。

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	租税特別措置法の条項：第 44 条の 2 【適用件数】 令和元年度：7 者 令和 2 年度：26 者 【適用額】 令和元年度：7,925 千円 令和 2 年度：106,859 千円 ※「租税特別措置の適用実態調査」に基づき記載。
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	アンケートにおいて、本税制があることによって「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」と約 7 割の企業が回答（令和 4 年度中小企業庁アンケートより）。本税制が防災・減災設備への企業の投資判断を後押ししている。
	前回要望時の 達成目標	中小企業が、自然災害等の発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	本税制措置を利用し、防災・減災設備を導入した企業において、「計画認定を取得したが、税制措置を活用しなかった理由」として、「本税制を知らなかったこと」と回答した企業が約 4 割、「コロナにより設備投資を見送ったこと」と回答した企業が約 2 割を占めた。 制度の周知不足に加えて、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きの不透明さから、経営者の投資意識に変化が生じている。
これまでの 要望経緯		令和元年度改正 中小企業防災・減災投資促進税制を創設 (適用期限は令和 2 年度末まで) 令和 3 年度改正 中小企業防災・減災投資促進税制を拡充・延長 (設備のかさ上げに用いる架台や、停電時の電力供給装置や感染症対策設備を追加)

令和５年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業創造課）

項 目 名		我が国のスタートアップ・エコシステムの抜本強化のための個人によるスタートアップ投資を促進する税制措置の検討	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容		我が国のプレシード・シード期のスタートアップへの投資割合は米国と比較して低く、エンジェル投資額も低調。創業間もないスタートアップに必要なリスクマネーの供給に当たっては個人からの投資が重要。大きなリスクを取った出資者を支援する観点から、エンジェル税制についての必要な見直しも含め、個人のリスクマネーがスタートアップ・エコシステムに循環することを促す税制措置を検討する。	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る		(1) 政策目的 我が国のスタートアップ・エコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。この内、資金面について、連続起業家の創出やエンジェル投資家等の個人のリスクマネーによるスタートアップへの投資を強化し、スタートアップ・エコシステムに循環させることを目的とする。 (2) 施策の必要性 スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することが重要である。 他方で、我が国のスタートアップ・エコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。この内、資金面については、プレシード・シード期のスタートアップへの投資割合は米国と比較して低く、エンジェル投資額も低調である。 世界に伍するスタートアップ・エコシステムを構築するためには、起業家による連続起業の促進に加えて、ベンチャーキャピタルや年金・保険等の長期運用資金のみならず、エンジェル投資家等の個人のリスクマネーをスタートアップに循環させていくことが必要である。	
今 回 の 要 求	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	1. 経済構造改革の推進 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和４年６月１８日閣議決定）】 Ⅲ新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

		3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (1) スタートアップ育成5か年計画の策定 イノベーションを促進するには、①スタートアップの創業促進と、②既存大企業がオープンイノベーションを行う環境整備、の双方が不可欠である。 また、企業の参入率・退出率の合計（創造的破壊の指標）が高い国ほど、一人当たり経済成長率が高い。さらに、若い企業（スタートアップ）の方が付加価値創造の貢献率が高い。他方、我が国の開廃業率は、米国や欧州主要国と比べ、低い水準で推移している。 スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵である。このため、以下の項目等について、実行のための司令塔機能を明確化し、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、5年10倍増を視野に5か年計画を本年末に策定する。 【経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日閣議決定）】 第2章新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (3) スタートアップ（新規創業）への投資 スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。 こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることが出来る環境を整備することにより、戦後の日本の創業期に次ぐ「第二創業期」の実現を目指す。このため、実行のための司令塔機能を明確化し、5年10倍増を視野にスタートアップ育成5か年計画を本年末に策定し、スタートアップ政策を大胆に展開する。 具体的には、スタートアップが直面する資金調達の困難さの解消を図るため、新規上場の際に十分な資金調達を行うことを可能にすべくIPOプロセスの見直しを進めるとともに、事業化までに時間を要するスタートアップの成長を図るためのストックオプション等の環境整備を行う。また、海外のベンチャーキャピタルの誘致も含めて、国内外のベンチャーキャピタルに対する公的資本の有限責任投資等による投資拡大を図るとともに、エンジェル投資家等の個人や年金・保険等の長期運用資金がベンチャーキャピタルやスタートアップに循環する流れの形成に取り組む。加えて、個人保証や不動産担保に依存しない形の融資への見直しや事業全体を担保とした成長資金の調達を可能とする仕組みづくり等を通じて、成長資金の調達環境を整備する。 あわせて、起業を支える人材の育成や確保を行う。具体的には、成長分野において前人未踏の優れたアイデア・技術を持つ人材に対する支援策を抜本的に拡充するとともに、家庭や学校とは別に子供の才能を発掘・育成する場の整備を支援する。情報開示等を通じた副業・兼業の促進等により円滑な労働移動を図るほか、大学等の研究者と外部経営人材とのマッチングを支援する。また、スタートアップの経営を支援する専門家等の相談窓口整備を推進する。 スタートアップの研究開発や販路開拓を支援するため、既存企業がM&Aや共同研究開発等によりスタートアップの有する知見を取り入れるオープンイノベーションの活性化を図るとともに、SBIR制度の強化を始めとし、公共調達の活用を推進する。ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創業ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。 以上のほか、起業拠点の整備を含めて大学等も存分に活用しつつ、知的財産の保護・活用の推進、規制・制度改革等を通じて世界に伍するスタートアップエコシステムを作り上げ、大規模
--	--	---

			なスタートアップの創出に取り組む。
		政 策 の 達成目標	—
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	—
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	—
		政策目標の 達 成 状 況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	—
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	—
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係	—
		要望の措置 の 妥 当 性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（ 経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課）

項 目 名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長		
税 目	所得税（租税特別措置法第 10 条、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、 租税特別措置法施行規則第 5 条の 6） 法人税（租税特別措置法第 42 条の 4、 租税特別措置法施行令第 27 条の 4、 租税特別措置法施行規則第 20 条）		
要 望 の 内 容	我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 具体的には、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しを行うとともに、オープンイノベーションの促進を図るための制度の見直し等を行う。 ○一般型のインセンティブ強化 ○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ ○サービス開発の要件の見直し ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長（2 年間延長（令和 6 年度末まで）） ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長（2 年間延長（令和 6 年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が 9.4%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長（2 年間延長（令和 6 年度末まで）） ○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加 等		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	（精査中） 百万円 （▲505,300 百万円） （▲24,000 百万円）

(1) 政策目的

我が国の研究開発投資総額（令和２年度：19.2兆円）の約7割（同：13.8兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。

(2) 施策の必要性

我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約7割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。

しかしながら我が国は、長年主要国中第1位であった研究開発投資の対GDP比率で平成21年度に韓国に抜かれ、主要国中第2位であった民間の研究開発投資額でも平成22年度に中国に抜かれ、後塵を拝している。また、リーマンショック後、足許における主要国の研究開発投資伸び率を比較すると、我が国の伸び率は他国と比較して最も低く、大きな危機感を持たざるを得ない状況である。

一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。

また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。

革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。

こうした中、科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕において、2021年度から2025年度までの5年間で、官民合わせた研究開発投資の総額約120兆円を達成することが目標として定められた。このような高い目標を達成するためには、我が国の研究開発投資総額の約7割を担う民間企業の研究開発投資を促していくことが重要。そのためにも、研究開発投資を増加する企業に対して、より一層のインセンティブを付与していくような制度設計が必要である。

加えて、産業全体が成熟しつつある我が国において、今後もイノベーションを起こし続けていくためには、大企業とスタートアップのオープンイノベーションを促すことが重要である。すなわち、「大企業にとっては新技術を取り込むことで新陳代謝が促され、更なる成長を見込むことができる」、「スタートアップにとっては大規模な経営資源を活用することで効率的な経営と事業の拡大が期待できる」ことから、オープンイノベーションは双方にとって非常に有意義であると言える。しかし、我が国においては、海外の主要国と比べても、大企業とスタートアップのオープンイノベーションが十分に進んでいるとはいえない状況であり、オープンイノベーションがより促進させるような制度に見直ししていく必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及 ○科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標） ・ 2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約30兆円 ・ 2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約120兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） ○ 経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）〔令和4年6月7日閣議決定〕 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (2) 科学技術・イノベーションへの投資 ～略～研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。～略～ (3) スタートアップ（新規創業）への投資 ～略～ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創業ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技术の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。～略～ ○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画〔令和4年6月7日閣議決定〕 Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資 ～略～民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。 ～略～ その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。 3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーション ②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し ～略～スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。 ○ 激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性—成長に向けた自己変革に挑戦し、地域を支える中小企業が「成長と分配の好循環」をリードする—〔令和4年6月22日〕
-----------------------------	------------	--------------------------	--

			中小企業政策審議会 総会] 第4章 (略) 世界や日本が構造変化に直面する中、日本経済全体のパフォーマンスを向上させ、「成長と分配の好循環」を実現する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対応するサプライチェーンを構築する上でも、中小企業・小規模事業者が本来持つ強み（分厚い構造、イノベーションに適した特性等）を発揮し、成長・生産性向上を目指していくことが重要である。 (略) こうした企業が成長志向に変革していき、一者でも多くの中小企業・小規模事業者が成長志向になることを目指して、政策支援を展開していきたい。																																		
	政策の達成目標		官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)																																		
	租税特別措置の適用又は延長期間		○一般型のインセンティブを強化 ○ オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ ○ サービス開発の要件の見直し ○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加 (以上、適用期限の定めなし) ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置 ○ 中小企業者等について、試験研究費が 9.4%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み (以上、令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間))																																		
	同上の期間中の達成目標		官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。																																		
	政策目標の達成状況		○公共機関等における研究開発投資は増加したものの、企業における投資は減少したことから、研究開発投資の総額は減少している。 研究主体別研究費の推移(億円) <table><tr><td></td><td>2016年度</td><td>2017年度</td><td>2018年度</td><td>2019年度</td><td>2020年度</td><td>前年比(%)</td></tr><tr><td>総額</td><td>184,326</td><td>190,504</td><td>195,260</td><td>195,757</td><td>192,365</td><td>-1.7</td></tr><tr><td>企業</td><td>133,183</td><td>137,989</td><td>142,316</td><td>142,121</td><td>138,608</td><td>-2.4</td></tr><tr><td>非営利団体・公共機関</td><td>151,102</td><td>16,097</td><td>16,160</td><td>16,435</td><td>16,997</td><td>3.4</td></tr><tr><td>大学等</td><td>36,042</td><td>36,418</td><td>36,784</td><td>37,202</td><td>36,760</td><td>-1.1</td></tr></table> (出典：総務省「科学技術研究調査」)		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)	総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7	企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4	非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4	大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)																															
総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7																															
企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4																															
非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4																															
大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1																															
有効性	要望の措置の適用見込み		○令和5年度適用件数見込み ・一般型 3,698 件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,091 件／事業年度																																		

相 当 性		・オープンイノベーション型	692 件／事業年度																																				
	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	経済波及効果の試算 ・令和 2 年度減収額 5,053 億円 ↓ 研究開発税制等による研究開発投資押し上げ効果 ・研究開発税制等の研究開発投資押し上げ効果：5,851 億円 ・令和 2 年度～令和 12 年度までの 10 年間に及ぼす GDP 押し上げ効果：3 兆 5,093 億円 (出典：経済産業省「令和 3 年度産業技術調査事業（研究開発税制の今後の在り方に関する調査）」) 研究論文 (Kasahara et al. (2014)) によれば、2003 年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が 3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所が EBPM の一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))によれば、2015 年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で 14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。 以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。																																					
	当該要望項目以外の税制上の措置	なし																																					
	予算上の措置等の要求内容及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定																																					
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。 民間研究開発投資に対する政府支援の対民間研究開発比率 (2019) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>研究開発税制</th><th>補助金等</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td><td>9.98%</td><td>2.05%</td><td>12.03%</td></tr> <tr> <td>米国</td><td>11.37%</td><td>12.33%</td><td>23.70%</td></tr> <tr> <td>英国</td><td>33.01%</td><td>8.14%</td><td>41.15%</td></tr> <tr> <td>独国</td><td>0.00%</td><td>6.97%</td><td>6.97%</td></tr> <tr> <td>仏国</td><td>28.39%</td><td>11.09%</td><td>39.48%</td></tr> <tr> <td>韓国</td><td>12.23%</td><td>16.50%</td><td>28.73%</td></tr> <tr> <td>中国</td><td>6.85%</td><td>5.65%</td><td>12.50%</td></tr> <tr> <td>7 カ国平均</td><td>14.55%</td><td>8.96%</td><td>23.51%</td></tr> </tbody> </table> (出典: OECD Main Science and Technology Indicators) ※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act(RAA)を 2019 年可決、2020 年 1 月から施行。			研究開発税制	補助金等	合 計	日本	9.98%	2.05%	12.03%	米国	11.37%	12.33%	23.70%	英国	33.01%	8.14%	41.15%	独国	0.00%	6.97%	6.97%	仏国	28.39%	11.09%	39.48%	韓国	12.23%	16.50%	28.73%	中国	6.85%	5.65%	12.50%	7 カ国平均	14.55%	8.96%	23.51%
	研究開発税制	補助金等	合 計																																				
日本	9.98%	2.05%	12.03%																																				
米国	11.37%	12.33%	23.70%																																				
英国	33.01%	8.14%	41.15%																																				
独国	0.00%	6.97%	6.97%																																				
仏国	28.39%	11.09%	39.48%																																				
韓国	12.23%	16.50%	28.73%																																				
中国	6.85%	5.65%	12.50%																																				
7 カ国平均	14.55%	8.96%	23.51%																																				

		革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和 3 年度税制改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。 しかしながら、2021 年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする」ことが目標として示されており、これを達成するためには、今まで以上のスピードで、研究開発投資を増加させていくことが必要な状況となっており、インセンティブをさらに強化し、民間の研究開発投資を後押ししていく。 大企業とスタートアップの委託・共同研究を促すことは、大企業にとっては、新しい技術・アイデアを取り込むことにつながり、新領域への研究開発投資の機会を生み出すことにつながる。また、スタートアップにとっては、大企業の経営資源を活用することで、成長のスピードを加速化することができ、その成長過程で多額の研究開発投資を行うことができる。 そのため、大企業のスタートアップとの委託・共同研究を支援するオープンイノベーション型を、より使いやすい制度に見直すことは、我が国の研究開発投資を増やすことに効果的であり、政府目標の達成を目指す上で妥当であると考えられる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	① 減収額実績（うち、資本金 1 億円以下の法人分） <一般型> 平成 30 年度 5,751 億円（57 億円） 令和 元年度 5,192 億円（100 億円） 令和 2 年度 4,734 億円（132 億円） <中小企業技術基盤強化税制> 平成 30 年度 357 億円（357 億円） 令和 元年度 287 億円（286 億円） 令和 2 年度 208 億円（206 億円） <高水準型> 平成 30 年度 23 億円（1.2 億円） 令和 元年度 6.7 億円（0.3 億円） 令和 2 年度 -1 億円（-1 億円） <オープンイノベーション型> 平成 30 年度 84 億円（3.7 億円） 令和 元年度 88 億円（4.0 億円） 令和 2 年度 108 億円（4.5 億円） ② 適用事業者数（うち、資本金 1 億円以下の法人分） <一般型> 平成 30 年度 3,822 法人（1,017 法人） 令和 元年度 3,598 法人（1,010 法人） 令和 2 年度 3,504 法人（1,024 法人） <中小企業技術基盤強化税制> 平成 30 年度 5,690 法人（5,674 法人） 令和 元年度 5,478 法人（5,463 法人） 令和 2 年度 5,164 法人（5,148 法人）

		<高水準型> 平成 30 年度 149 法人 (110 法人) 令和 元年度 96 法人 (79 法人) 令和 2 年度 -法人 (-法人) <オープンイノベーション型> 平成 30 年度 580 法人 (283 法人) 令和 元年度 554 法人 (254 法人) 令和 2 年度 562 法人 (281 法人) (出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」)
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 租税特別措置法の条項 42 条の 4 ② 令和 2 年度適用件数 (うち、資本金 1 億円以下の法人分) (1) 一般型：3,504 法人 (1,024 法人) (2) 中小企業技術基盤強化税制：5,164 法人 (5,148 法人) (3) オープンイノベーション型：562 法人 (281 法人) ③ 令和 2 年度適用額 (うち、資本金 1 億円以下の法人分) (1) 一般型：4,737 億円 (132 億円) (2) 中小企業技術基盤強化税制：208 億円 (206 億円) (3) オープンイノベーション型：108 億円 (4.5 億円)
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	○企業の研究開発費の推移 (うち、資本金 1 億円未満の企業分) 平成 26 年度 135,864 億円 (5,141 億円) 平成 27 年度 136,857 億円 (4,404 億円) 平成 28 年度 133,183 億円 (4,357 億円) 平成 29 年度 137,989 億円 (3,955 億円) 平成 30 年度 142,316 億円 (3,809 億円) 令和 元年度 142,121 億円 (4,077 億円) 令和 2 年度 138,608 億円 (4,261 億円) (出典：総務省「科学技術研究調査」)
	前回要望時の達成目標	次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 2 年度の民間企業の研究開発投資は、対 GDP 比 2.59%となっている (総務省「科学技術研究調査」)
これまでの要望経緯		昭和 42 年度 創設 増加した試験研究費の 25%税額控除 昭和 43 年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分………25%税額控除 昭和 49 年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分………25%税額控除 昭和 51 年度 縮減 増加した試験研究費の 20%税額控除 昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 昭和 63 年度 拡充 特定株式の取得価額の 20%を増加試験研究費 として特別加算 平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設)

	平成 6 年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)
	平成 7 年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)
	平成 9 年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自 社内で支出する試験研究費を税額控除の対象 に追加)
	平成 11 年度 拡充	比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試 験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額と し、当期の試験研究費の額を超える場合に は、その比較試験研究費の額を超える部分の 金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改 組。 特別税額控除限度額を当期の法人税額の 12% 相当額 (特別試験研究の額がある場合には、 その支出額の 15%相当額を加算することと し、当期の法人税額の 14%相当額) に変更。
	縮減	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑 化法の特定事業者に係る特例の廃止。
	平成 13 年度 拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試 験研究機関等に該当する特定独立行政法人と の共同試験研究を追加。
	縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造 協同組合等が賦課する負担金の廃止。
	平成 15 年度 拡充	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度 (総額型) の創設。
	平成 18 年度 拡充	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創 設。
	縮減	税額控除率の 2%上乗せ措置の廃止。
	平成 20 年度 拡充	試験研究費の増加額×5%を税額控除する制 度 (増加型) の創設。 売上高の 10%を超える額×一定比率を税額控 除する制度 (高水準型) の創設。
	平成 21 年度 拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後 の同法に規定する試験研究独立行政法人と共 同して行う試験研究に係る費用及び同法人に 委託する試験研究に係る費用を加える。
	拡充	(経済対策) 総額型等について①控除上限の 引上げ (20%→30%)、②税額控除限度超過 額の平成 23、24 年度への繰越控除を措置 (22 年度末まで)。
	平成 22 年度 延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長 (23 年度末まで)。
	平成 23 年度 縮減	総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上 げる措置について、適用期限延長せず。
	延長	(平成 23 年 6 月再つなぎ法) 総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上

		げる措置を延長（23 年度末まで）。
平成 24 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長（25 年度末まで）。
平成 25 年度	拡充	総額型の控除上限の引上げ（20%→30%）（26 年度末まで）
平成 26 年度	拡充	増加型・高水準型の適用期限を 3 年間延長（28 年度末まで）
		増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み（最大 30%まで）に改組。
平成 27 年度	拡充	総額型と特別試験研究費税額控除制度（OI 型）をあわせ、控除上限を 30%（総額型 25%、OI 型 5%）にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。 OI 型について、①控除率の引上げ（12%→20%/30%）、②対象費用の拡大（中小企業者等からの知財権の使用料の追加）。
	縮減	繰越控除制度の廃止。
平成 29 年度	拡充	増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率変動する仕組みを導入（控除率の一部は 30 年度末まで）。 売上高試験研究費割合が 10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入（30 年度末まで）。 中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入（30 年度末まで）。 試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。 OI 型の要件を緩和。
	延長	高水準型の適用期限を 2 年間延長（30 年度末まで）。
令和 元年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ（5%→10%）、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ 総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。 高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和 2 年度末まで）。 ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。
	延長	控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長（令和 2 年度末まで）
令和 3 年度	拡充	一般型（総額型から改名）の控除上限を 25%から 30%に引き上げ（2 年間） ※2020 年 2 月 1 日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満たした場合。

	一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。 自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。 特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。 縮減 特別試験研究費について、50 万円超の共同研究に限定。 延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長（令和 4 年度末まで）
--	---

令和５年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 商務情報政策局情報技術利用促進課）

項 目 名	DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の拡充及び延長		
税 目	所得税 租税特別措置法第十条の五の六 法人税 租税特別措置法第四十二条の十二の七		
要 望 の 内 容	適用期限を２年間延長する。（令和６年度末まで） より一層効果的なDXにつながるデジタル投資を支援するため税制認定要件等の見直しを図る。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （－百万円） （▲11,000百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 我が国企業が「新たな日常」に適応していくために行う、従前とは異なる事業領域への進出等の取組を支援し、我が国の産業競争力の強化を図る。 (2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症により人の生活や経済の在り方がリアル（接触・対面）からバーチャル（非接触・遠隔）へと転換する中、コロナ以前からあった“ビジネスのデジタル化”の流れが速化することは不可避。また、海外に目を向けると、既に DX を実施していた企業を中心に、コロナ禍においても売上を増加させているなど、不確実性の高い時代においても生き抜ける構造に転換してきている。日本企業においてもこうした、With/Post コロナにおける事業環境に適応し、事業の回復、新たな需要の取り込みを図るためには、DX を推し進めることが必須。 しかし、企業の業態変革を伴う先進的なデジタル投資は、短期主義的観点から十分になされない可能性や、企業の変革を伴わない小手先・表面だけのデジタル化になる可能性など、当該投資が生み出す将来収益の不確実性が高く、更にコロナにより事業・財務が毀損し、新規投資を躊躇している状況。 先進的な取組を行う意欲ある企業を後押するため、産業競争力強化法の支援措置に加え、税制上のインセンティブを付与することで、企業変革を伴うデジタル投資のリスクを低減することが重要であり、事業適応に必要なデジタル投資を支援するため、クラウドサービス等の利用に係る費用も対象にした税制措置を令和 2 年度税制改正で創設したところ。 本税制の支援の結果、コロナ禍における事業環境の変化に対応するため、通常の企業変革に比べても難易度の高い DX に取り組む企業の大胆な投資を、DX 税制を通して後押しし、好事例を創出。全体的にも、企業による IT 投資は回復の傾向に向かい、小手先の IT 活用ではなくデジタルを活用して企業変革に取り組む企業が徐々に増えつつある。 一方、依然として、企業においては、「ランザビジネス（現行ビジネスの維持・運営）」の予算が多く（2021 年度 76.4%）を占め、「バリューアップ（ビジネスの新しい施策展開）」の予算に移行できていない。また、現行制度では投資意思決定日から事業供用日（期限）が約 2 年程度であることから、大規模なシステム投資実態と適用期間が合わないことが課題の 1 つとして挙げられる。世界との差は依然大きく、「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、引き続き DX 税制により大胆な投資を促していくことが重要。 加えて、「モノからコトへ」にも象徴されるように、DX、GX といった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資が不可欠となっており、デジタル投資と併せてこれを活用した企業変革を推進する人材の確保・育成についても企業自ら迅速かつ計画的に進めていくことが必要。 以上のことから、引き続き日本企業への DX 推進を促すため、本税制の期限を令和 7 年 3 月 31 日まで延長するとともに、より一層効果的な DX につながるデジタル投資を支援するため税制認定要件等の見直しを図る。		
今回の要望（	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="317 1776 564 2092"> 合理性 政策体系における政策目的の位置付け </td><td data-bbox="564 1776 1474 2092"> 1. 経済構造改革の推進 4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 ○経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～ （令和 4 年 6 月 7 日閣議決定） 第 2 章 新しい資本主義に向けた改革 1. デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減 </td></tr> </table>	合理性 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 ○経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～ （令和 4 年 6 月 7 日閣議決定） 第 2 章 新しい資本主義に向けた改革 1. デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減
合理性 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 ○経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～ （令和 4 年 6 月 7 日閣議決定） 第 2 章 新しい資本主義に向けた改革 1. デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減		

		少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」である。自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である。「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える。こうした考えの下、働く人への分配を強化する賃上げを推進するとともに、職業訓練、生涯教育等への投資により人的資本の蓄積を加速させる。（後略） 2. 社会課題の解決に向けた取組 （3）多極化・地域活性化の推進（デジタル田園都市国家構想） 「デジタル田園都市国家構想基本方針」に基づき、（1）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、（2）ハード・ソフトのデジタル基盤整備、（3）デジタル人材の育成・確保、（4）誰一人取り残されないための取組、の4つを柱として取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」の実現を目指す。 （人的資本投資） 成長分野における重点投資等を通じた質の高い雇用の拡大を図りつつ、「人への投資」を抜本的に強化するため、2024年度までの3年間に、一般の方から募集したアイデアを踏まえた、4,000億円規模の予算を投入する施策パッケージを講じ、働く人が自らの意思でスキルアップし、デジタルなど成長分野へ移動できるよう強力に支援する。（中略） ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定） Ⅱ. 新しい資本主義を実現する上での考え方 2. 我が国企業における研究開発投資や設備投資は諸外国に大きく遅れをとっている。我が国においても、新たな官民連携により、イノベーションを大胆に推進し、我が国の経済・社会システムをバージョンアップしていくことが不可欠であり、コストカットによる競争から付加価値の創造へ大胆に変革していく。また、アイデアが実用化されるスピードが速く、新たな技術が高速でアップデートされ続けるDX・GX時代には、競争力の源泉は、従来型の機械設備等のモノではなく、モノよりコト、有形資産より無形資産が重要になっている。（後略） 4. 産業のデジタル化 （3）産業全体のデジタルトランスフォーメーション DXの推進原則（デジタルガバナンス・コード）に適合した企業を認定するDX認定制度や、優れたDXの取組を行う上場企業を選定するDX銘柄の取組を通じて市場の評価を通じたDXの推進を進めるとともに、DX認定を受けた企業が認定計画に基づいて行うデジタル関連投資に対する税制措置であるDX投資促進税制を通じて、企業のDX推進を後押しし、更なる産業全体のデジタルトランスフォーメーションを促す。
	政策の達成目標	我が国事業者によるデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現による高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性の実現を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）

		同上の期間中の達成目標	我が国事業者によるデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現による高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性の実現を図る。 具体的には、5年間の計画期を経て措置を適用した事業者において、事業適応計画終了年度におけるROAが2014-2018年平均から1.5%向上すること、同計画の終了年度における売上高伸び率が過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイントとなること
		政策目標の達成状況	事業適応計画認定数は29件(令和4年8月9日時点)、うち13の事業者から各社の適応計画の実施状況報告(令和4年8月9日時点)を受けており、大規模な投資計画の策定・実施を含めてDXの取組が進められている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	【事業適応計画数】 令和3年度 20件 令和4年度(見込み) 34件 令和5年度(見込み) 34件 令和6年度(見込み) 34件 ※令和4年度の見込みについては、令和3年度の実績をもとに、制度施行が同年8月となったことを考慮し、期間を割り戻すことで算出することとし、令和5、6年度の見込みについては、令和4年度と同様としている
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制は、産業競争力強化法に基づく事業適応計画と紐付いた税制措置であり、その計画の目的として、上記達成目標に準じたものを事業者毎に設定する制度措置が講じられる予定であるため、この計画を実施していくことで直接的に高い生産性及び十分な需要を確保することが期待される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	新型コロナウイルス感染症は、産業構造転換を大幅に加速するものであり、ウィズ・ポストコロナにおいて我が国企業が競争力を維持・強化するためには、事業環境の変化に適応し、企業変革を行うことが不可欠。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和３年度（見込み） 20 件 令和４年度（見込み） 34 件 【減収額】 令和３年度（見込み） 79 億円 令和４年度（見込み） 118 億円 ※令和３年度の見込みについては、計画認定ベースの数値を記載している ※令和４年度の見込みについては、適用件数、減収額ともに、上記の「要望の措置の適用見込み」で示した考え方の下で記載している
	租 特 透 明 化 法 に 基 づ く 適 用 実 態 調 査 結 果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	コロナ禍における事業環境の変化に対応するため、通常の企業変革に比べても難易度の高い DX に取り組む企業の大胆な投資を、本税制を通して後押しし、好事例を創出。全体的にも、業務プロセスの効率化等の小手先の IT 活用ではなく、デジタルを活用してビジネスモデルの変革に取り組む企業が徐々に増えつつある。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	令和３年度 DX 投資促進税制を創設

令和 5 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項 目 名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の見直し及び延長		
税 目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9		
要 望 の 内 容	円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナ禍の中で、 中小企業の生産性向上や DX に資する投資をメリハリの効いた形で後押しするた めの所要の措置を講じ、適用期限を 2 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	（精査中） 百万円 （▲76,800 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備や IT 化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。 (2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響で、中小企業の収益環境は悪化している。生産性を向上させ、賃上げを行い、経済の好循環を進めるためにも、設備投資を促進する必要があるところ、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ設備投資がまだ十分回復していない状況にある。 このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、中小企業の生産性向上や DX に資する投資をメリハリの効いた形で後押しするための所要の措置を講じ特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。		
今回の要望（租税特別措置）に関連す	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展 ○経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和 4 年 6 月 7 日） 第 2 章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 （1）人への投資と分配 （賃上げ・最低賃金） 今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。 このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。 また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が 1000 円以上となることを目指し、引上げに取り組む。

		(3) 多極化・地域活性化の推進 (中堅・中小企業の活力向上) 地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。																																																			
	政策の達成目標	中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。																																																			
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 (2 年間)																																																			
	同上の期間中の達成目標	中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。																																																			
	政策目標の達成状況	新型コロナウイルス感染症の影響により設備投資が令和 2 年度に大きく減少。令和 3 年度もほぼ横ばいであり、今後も、円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響で、先行きが不透明な状況。 (兆円) 設備投資額の推移 (年間) <table><thead><tr><th>年</th><th>大企業</th><th>中小企業</th></tr></thead><tbody><tr><td>2006</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr><tr><td>2007</td><td>39.0</td><td>14.3</td></tr><tr><td>2008</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr><tr><td>2009</td><td>30.0</td><td>9.1</td></tr><tr><td>2010</td><td>25.0</td><td>9.6</td></tr><tr><td>2011</td><td>25.0</td><td>9.4</td></tr><tr><td>2012</td><td>26.0</td><td>9.2</td></tr><tr><td>2013</td><td>25.0</td><td>9.0</td></tr><tr><td>2014</td><td>26.0</td><td>9.8</td></tr><tr><td>2015</td><td>28.0</td><td>10.7</td></tr><tr><td>2016</td><td>29.0</td><td>11.3</td></tr><tr><td>2017</td><td>30.0</td><td>11.4</td></tr><tr><td>2018</td><td>32.0</td><td>11.2</td></tr><tr><td>2019</td><td>34.0</td><td>11.4</td></tr><tr><td>2020</td><td>33.0</td><td>10.7</td></tr><tr><td>2021</td><td>31.0</td><td>10.8</td></tr></tbody></table> 資料：財務省「法人企業統計調査年報」 (注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。	年	大企業	中小企業	2006	37.0	12.9	2007	39.0	14.3	2008	37.0	12.9	2009	30.0	9.1	2010	25.0	9.6	2011	25.0	9.4	2012	26.0	9.2	2013	25.0	9.0	2014	26.0	9.8	2015	28.0	10.7	2016	29.0	11.3	2017	30.0	11.4	2018	32.0	11.2	2019	34.0	11.4	2020	33.0	10.7	2021	31.0	10.8
	年	大企業	中小企業																																																		
2006	37.0	12.9																																																			
2007	39.0	14.3																																																			
2008	37.0	12.9																																																			
2009	30.0	9.1																																																			
2010	25.0	9.6																																																			
2011	25.0	9.4																																																			
2012	26.0	9.2																																																			
2013	25.0	9.0																																																			
2014	26.0	9.8																																																			
2015	28.0	10.7																																																			
2016	29.0	11.3																																																			
2017	30.0	11.4																																																			
2018	32.0	11.2																																																			
2019	34.0	11.4																																																			
2020	33.0	10.7																																																			
2021	31.0	10.8																																																			
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数) 令和 3 年度 23,079 件 令和 4 年度 23,079 件 ※令和 2 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計																																																			
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減																																																			

			減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和 4 年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の 30% の特別償却又は 7% の税額控除を選択適用（税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ）できることとされている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	【適用件数】 平成 30 年度：26,469 件 令和元年度：26,159 件 令和 2 年度：23,079 件 【減収額】 平成 30 年度：1,063 億円 令和元年度：975 億円 令和 2 年度：768 億円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：第 42 条の 12 の 4、第 68 条の 15 の 5 適用件数：（特別償却）15,742 件 （税額控除）7,337 件 適用額：（特別償却）4,742 億円 （税額控除）96 億円 ※令和 2 年度の適用状況

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	アンケート結果によると、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち半数以上の企業が、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したとしている。 令和３年度に中小企業庁が実施した委託調査を活用し、令和４年５月に、細野薫氏、布袋正樹氏、宮川大介氏によって、中小企業向け設備投資税制の因果効果についてのディスカッションペーパーが公表※されている。 ※公表ページ 独立行政法人経済産業研究所ホームページ ノンテクニカルサマリー「中小企業向け設備投資税制の因果効果」 https://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/22e048.html 同ディスカッションペーパーでは、「2014 年度に生産性向上設備に対する租税誘因として導入された税制優遇措置（中小企業投資促進税制の上乗せ措置、2017 年度に中小企業経営強化税制に改組）」について「制度利用中小企業の設備投資比率の変動を中小企業に比較的資本金規模の近い大企業（資本金 1 億円超 10 億円以下）と比較した」ところ、「制度利用開始年度を中心に設備投資比率が比較対象企業に比べて上昇していることが分かる。つまり、制度を利用した中小企業を類似企業と比較した場合には、設備投資優遇税制が設備投資を後押しした効果が確認」されたと示している。 このように、経営強化税制の前身制度において一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。
	前回要望時の達成目標	中小企業の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和３年度における中小企業者等の設備投資は 11 兆円（四半期で 3 兆円）となっている。 設備投資は増加傾向にあったが、令和２年以降新型コロナウイルス感染症の影響により、経済は大きく落ち込み、設備投資も減少した。 新型コロナウイルス感染症の影響から日本経済は回復しつつあるものの、規模や業種により、回復の程度は異なっている。 また、円安・資源高等の影響により、中小企業の業況については先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向も不安定な状況にある。
これまでの要望経緯		平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設（適用期間は平成 31 年 3 月末まで） 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長（適用期間は令和 3 年 3 月末まで） 令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長（適用期間は令和 5 年 3 月末まで）

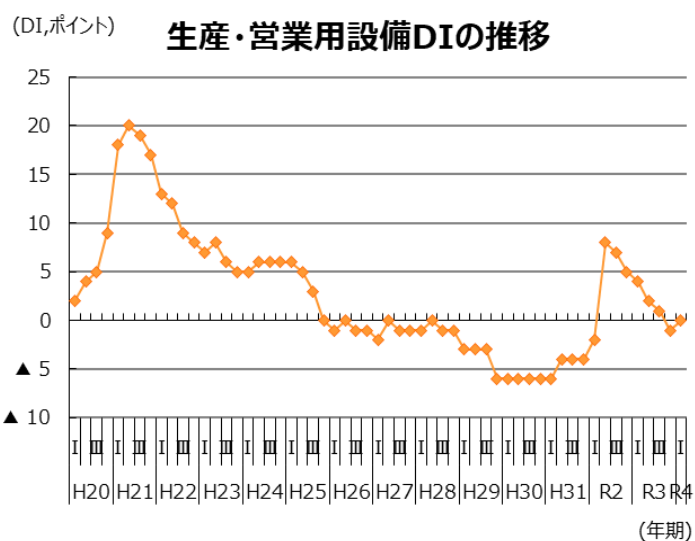
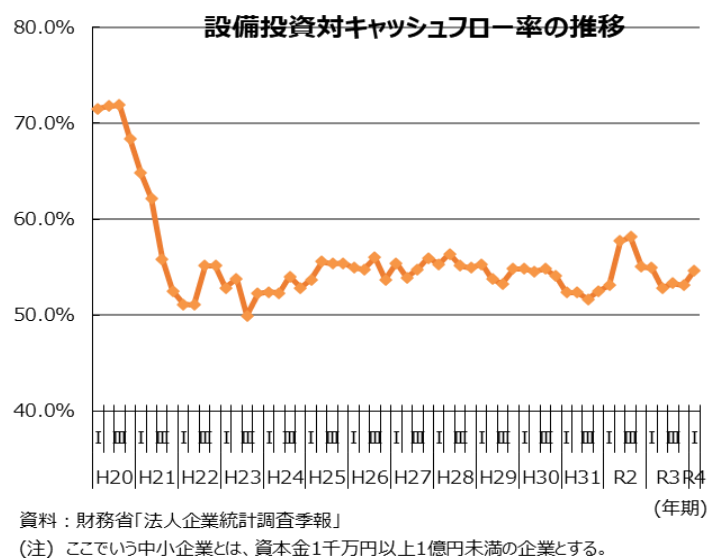
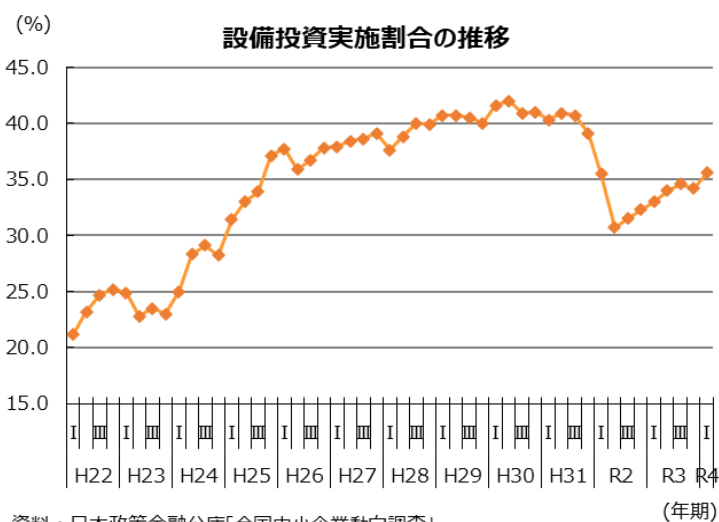
令和 5 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項 目 名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長		
税 目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 5 租税特別措置法施行規則第 5 条の 8 法人税 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 3		
要 望 の 内 容	適用期限を 2 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	—百万円 (▲46,300 百万円) (—百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。 (2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 物価高・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の収益環境は悪化している。生産性を向上させ、賃上げを行い、経済の好循環を進めるためにも、設備投資を促進する必要があるところ、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ設備投資がまだ十分回復していない状況にある。 このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展 ○経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日） 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 （1）人への投資と分配 （賃上げ・最低賃金） 今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。 このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。 また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。

			(3) 多極化・地域活性化の推進 (中堅・中小企業の活力向上) 地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。
		政策の達成目標	中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。 ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間)
		同上の期間中の達成目標	①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。
		政策目標の達成状況	中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響についても、感染症拡大当初の2年前と比較すると、最近では、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価高・資源高等によるコストプッシュ・インフレの影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。



		要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和5年度 49,060件 令和6年度 49,060件 ※令和2年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(内航船舶以外はファイナンス・リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり(令和4年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。 中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(内航船舶以外はファイナンス・リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。

	租税特別措置の適用実績	【適用件数】 平成 30 年度：54,634 件 令和元年度：53,930 件 令和 2 年度：49,060 件 【減収額】 平成 30 年度：573 億円 令和元年度：550 億円 令和 2 年度：463 億円
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：第 42 条の 6、第 68 条の 11 適用件数：特別償却 22,894 件 税額控除 26,166 件 適用額：特別償却 1,999 億円 税額控除 163 億円 ※令和 2 年度の適用状況
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。 令和 3 年度に中小企業庁が実施した委託調査を活用し、令和 4 年 5 月に、細野薫氏、布袋正樹氏、宮川大介氏によって、中小企業向け設備投資税制の因果効果についてのディスカッションペーパーが公表※されている。 ※公表ページ 独立行政法人経済産業研究所ホームページ ノンテクニカルサマリー「中小企業向け設備投資税制の因果効果」 https://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/22e048.html 同ディスカッションペーパーでは、「2014 年度に生産性向上設備に対する租税誘因として導入された税制優遇措置（中小企業投資促進税制の上乗せ措置、2017 年度に中小企業経営強化税制に改組）」について「制度利用中小企業の設備投資比率の変動を中小企業に比較的資本金規模の近い大企業（資本金 1 億円超 10 億円以下）と比較した」ところ、「制度利用開始年度を中心に設備投資比率が比較対象企業に比べて上昇していることが分かる。つまり、制度を利用した中小企業を類似企業と比較した場合には、設備投資優遇税制が設備投資を後押しした効果が確認」されたと示している。 このように、経営強化税制の前身制度において一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。
	前回要望時の達成目標	①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が ±5 ポイント程度の水準を維持する。

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響についても、感染症拡大当初の 2 年前と比較すると、最近では、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価高・資源高等の影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。
これまでの要望経緯		平成 10 年度 「総合経済対策」（平成 10 年 4 月）に伴う措置として創設 平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量 8 トン以上→3.5 トン以上） 平成 12 年度 1 年間の延長（平成 13 年 5 月末までの適用期間の延長） 平成 13 年度 10 ヶ月の延長（平成 14 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 14 年度 2 年間の延長（平成 16 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成 16 年度 2 年間の延長（平成 18 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ 平成 18 年度 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末までの適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加） 平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加） 平成 26 年度 3 年間の延長（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充） 平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長） 令和元年度 2 年間の延長（令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長） 令和 3 年度 2 年間の延長（令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。

令和 5 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省 経済産業政策局 産業創造課）

項 目 名	特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例及び特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（エンジェル税制）の拡充
税 目	所得税 租税特別措置法第 37 条の 13 租税特例措置法第 41 条の 19 租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 租税特別措置法施行規則第 19 条の 11

要
望
の
内
容

1. 特例措置の対象（現行制度の概要）

租税特例措置法第 37 条の 13、第 41 条の 19 に基づき、一定の要件を満たした中小企業者である株式会社に対して個人が出資した場合に、所得控除（以下「優遇措置 A」という）またはその年の他の株式譲渡益からの控除（以下「優遇措置 B」という）のいずれかが選択可能な制度

(1) 控除額：①所得控除：取得に要した金額(8 百万円が限度)と総所得金額等の 40%に相当する金額のいずれか少ない金額から 2 千円を控除した額

②株式譲渡益から控除：上限なし

(2) 適用期限：恒久措置

(3) 適用対象：適用期限までに発行される株式を金銭の払込みにより取得した一定の個人

(4) 企業要件：①優遇措置 A

i 創業（設立）5 年未満の中小企業者であること

ii 設立年数ごとの要件を満たしていること

(i) 1 年未満かつ最初の事業年度を未経験

研究者あるいは新事業活動従業者が 2 人以上かつ常勤の役員・従業員の 10%

(ii) 1 年未満かつ最初の事業年度を経過

研究者あるいは新事業活動従事者が 2 人以上かつ常勤の役員・従業員の 10%以上で、前期までの営業キャッシュフローが赤字

(iii) 1 年以上 2 年未満

以下のいずれかを満たすこと

・試験研究費等が収入金額の 5%超で直前期までの営業キャッシュフローが赤字

・新事業活動従事者が 2 人以上かつ常勤の役員・従業員の 10%以上で、直前期までの営業キャッシュフローが赤字

(iv) 2 年以上 3 年未満

以下のいずれかを満たすこと

・試験研究費等が収入金額の 5%超で直前期までの営業キャッシュフローが赤字

・売上高成長率が 25%超で営業キャッシュフローが赤字

(v) 3 年以上 5 年未満

試験研究費等が収入金額の 5%超で直前期までの営業キャッシュフローが赤字

②優遇措置 B

創業（設立）10 年未満の中小企業者であること（所得控除と同様に設立年数ごとの要件あり）

（次頁に続く）

	③①、②共通の要件 i 外部からの投資を 1/6 以上取り入れていること ii 大規模法人及び当該大規模法人と特殊な関係にある法人の所有に属さないこと iii 未登録・未上場の株式会社で風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと (5) 個人投資家要件：①金銭の払い込みにより対象となる企業の株式を取得していること。 ②対象企業が同族会社である場合には、所有割合が大きいものから第 3 位までの株主の所有割合を順に加算し、その割合がはじめて 50%超になる時における株主に属していないこと。 (6) その他：経済産業大臣より認定された投資事業有限責任組合契約に従って取得した株式や少額電子募集取扱業者の募集の取扱いにより取得した株式については、優遇措置 A または優遇措置 B を適用する企業の企業要件緩和と当該認定組合が企業要件を確認し要件合致を証する確認書発行が可能とされている。 2. 特例措置の内容（拡充要件の概要） 令和 2 年度税制改正にてエンジェル税制を見直し、株式投資型クラウドファンディングにより株式を取得した場合も対象とするなど時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られたが、本税制の更なる利用を促す観点から、申請手続について所要の見直しを行う。									
	<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>(制度自体の減収額)</td><td>(</td><td>— 百万円)</td></tr><tr><td>(改正増減収額)</td><td>(</td><td>— 百万円)</td></tr></table>	平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(	— 百万円)	(改正増減収額)	(	— 百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円								
(制度自体の減収額)	(	— 百万円)								
(改正増減収額)	(	— 百万円)								

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 我が国のスタートアップエコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。特に、資金については、事業化前段階（プレシード・シード期）のスタートアップ企業への投資は限定的であるという課題があり、新たな技術の実用化・商用化という観点から、プレシード・シード期のスタートアップ企業への投資を増やす必要がある。プレシード・シード期のスタートアップ企業は個人投資家（エンジェル投資家）からの出資を一般的な資金調達手段としていることから、スタートアップ企業へ出資をする個人投資家に対し税制優遇措置を適用することで、スタートアップ企業への投資を促進させ、資金需要旺盛なスタートアップ企業の成長を支援する。 (2) 施策の必要性 令和２年度税制改正にてエンジェル税制を見直し、株式投資型クラウドファンディングにより株式を取得した場合も対象とするなど時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られたが、本税制の更なる利用を促す観点から、申請手続について所要の見直しを行うことより、スタートアップ企業への投資を促進させる。		
今回の要望（租税特別措置）に関連す	合理性	政策体系における政策目的の位置付け 7. 中小企業及び地域経済の発展	開業率を米国・英国レベル（10%台）になることを目指す。 『成長戦略フォローアップ』（令和３年６月18日閣議決定）《KPI》開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。
		租税特別措置の適用又は延長期間 恒久措置	同上の期間中の達成目標 政策の達成目標と同じ

		政策目標の達成状況	開業率：5.1%（令和2年度）		
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和5年度延べ人数見込み：11,929人 令和5年度投資額見込み：126.36億円		
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	スタートアップ企業に出資する個人投資家に対し税制優遇措置を適用することで、個人投資家とスタートアップ企業との間の資金循環による開業率の引き上げや資金調達に課題を抱えるスタートアップ企業の成長促進を図ることは有効である。		
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置		
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—		
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—		
		要望の措置の妥当性	スタートアップ企業に出資する個人投資家に対し税制優遇措置を適用することでスタートアップ企業への投資の促進をさせるとともに、個人投資家とスタートアップ企業との間の資金循環による開業率の引き上げや資金調達に課題を抱えるスタートアップ企業の成長促進を目的としていることから、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	1. 投資額（単位：億円）			
			平成31年度	令和2年度	令和3年度
		租41の19	41.55	51.54	82.90
		租37の13	36.91	38.02	43.46
		合計	78.46	89.56	126.36
		2. 個人投資家延べ人数（単位：人）			
	平成31年度	令和2年度	令和3年度		
租41の19	2,173	4,065	5,624		
租37の13	551	3,266	6,305		
合計	2,724	7,331	11,929		
		3. 対象企業数（単位：社）			
	平成31年度	令和2年度	令和3年度		
租41の19	190	205	223		
租37の13	88	87	99		
合計	278	292	322		

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	個人投資家延べ人数、対象企業数ともに増加傾向にあり、スタートアップ企業への投資促進に寄与している。
	前回要望時 の達成目標	—
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	開業率は、平成 29 年までは増加傾向にあったが、直近はほぼ横ばいとなっており、令和 2 年は 5.1%である。
これまでの 要望経緯	平成 9 年度 創設 平成 12 年度 拡充 (売却益圧縮の特例、対象要件の拡充) 平成 14 年度 拡充 (投資事業有限責任組合経由の投資を適用) 平成 15 年度 拡充 (取得費控除制度の創設、対象要件の拡充) 平成 16 年度 拡充 (経済産業大臣認定制度導入 (認定対象：投資事業有限責任組合のみ)、売却益圧縮特例の拡充) 平成 17 年度 延長 (売却益圧縮特例の延長) 平成 19 年度 延長、拡充 (売却益圧縮特例の延長、対象要件及び手続の拡充) 平成 20 年度 拡充 (所得控除制度創設、売却益圧縮の特例廃止) 令和 2 年度 拡充 (対象要件の拡充、経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充 (少額電子募集取扱業者の追加)、申請書類の一部削減)	

令和 5 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 企業行動課）

項 目 名	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	長期保有（10 年超）の土地等を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延べ（繰延率 80%（一部 75%・70%））を認めている現行措置について、適用期限を 3 年間（令和 8 年 3 月 31 日まで）延長する。 【関係条文】 租税特別措置法第 37 条第 1 項第 4 号、第 37 条の 4、 第 65 条の 7 第 1 項第 4 号、第 65 条の 8、第 65 条の 9		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 (▲110,300 百万円 の内数) (- 百万円)

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
		政策の達成目標	- 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和10年：22.3万ha） - 法人の長期保有土地の取引件数（平成29年：2.7万件→令和7年：2.9万件）
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	- 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和7年：21.3万ha） - 法人の長期保有土地の取引件数（平成29年：2.7万件→令和7年：2.9万件）
		政策目標の達成状況	- 低未利用地の面積は、全体で見れば18.9万ha（平成30年）に増加しているものの、低未利用地のうち法人所有土地の面積については、本特例措置をはじめとした各種施策の効果もあり、6.3万ha（平成15年）から5.3万ha（平成30年）に減少している。 - 法人の長期保有土地の取引件数は、令和2年については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、件数が減少しているものの、平成30年から令和3年にかけて順調に増加しており（平成30年2.69万件→令和元年2.71万件→令和2年2.69万件→令和3年2.83万件）、直近の件数の推移から、前回評価時に目標とした2.8万件に到達するものと見込まれる。
	有効性	要望の措置の適用見込み	971法人（平成30年～令和2年の適用法人数平均）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置は、長期保有している土地等の事業用資産を譲渡し、新たな土地等の資産に投資する際に課税の繰延べができるものであり、企業に土地等の譲渡益を活用することによって事業再編や新たな設備投資を行うインセンティブを与えることから、土地をより有効に活用する担い手に移転することを促進するといった本特例措置の目的を達成するために効果的である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	－
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－

		要望の措置 の 妥 当 性	本特例措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等の買換えに限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、経済活動の基盤である土地の取引需要を喚起し、より有効に活用する担い手への移転を促進するために企業の設備投資に対するインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別 措 置 の 適用実績	平成 30 年度 法人数 1,016 件 損金算入額 4,968 億円 減収額 957 億円 ※推計値 (前回要望時の減収見込み：785 億円) 令和元年度 法人数 996 件 損金算入額 4,689 億円 減収額 898 億円 ※推計値 (前回要望時の減収見込み：785 億円) 令和 2 年度 法人数 900 件 損金算入額 3,854 億円 減収額 718 億円 ※推計値 (前回要望時の減収見込み：785 億円)
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	① 租税特別措置法の条項 65 の 7 ～ 65 の 9 ② 適用件数 平成 30 年度：1,017 件 令和元年度：997 件 令和 2 年度：902 件 ③ 適用総額 平成 30 年度：4,968 億円 令和元年度：4,689 億円 令和 2 年：3,854 億円
		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本特例措置は、長期保有している土地等の事業用資産を譲渡し、新たな土地等の資産に投資する際に課税の繰延べができるものであり、企業に土地等の譲渡益を活用した更なる設備投資のインセンティブを与えることから、土地取引の活性化、土地の有効利用の促進、産業の空洞化防止等の本特例措置の目的を達成するために効果的である。
		前回要望時 の達成目標	- 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成 25 年：15.5 万 ha→13.1 万 ha） - 法人の長期保有土地の取引件数（平成 29 年：2.7 万件→令和 4 年：2.8 万件）
		前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	- 低未利用地の面積は、全体で見れば 18.9 万 ha（平成 30 年）に増加しているものの、低未利用地のうち法人所有土地の面積については、本特例措置をはじめとした各種施策の効果もあり、6.3 万 ha（平成 15 年）から 5.3 万 ha（平成 30 年）に減少している。 - 売買による土地取引件数は、いわゆるリーマンショックを契機とする平成 20 年後半以来の景気後退の影響により、114 万件（平成 23 年）まで落ち込んだところ、本特例措置をはじめとした各種施策の効果により、下げ止まりが見られ、令和 3 年には 133 万件となっている。

これまでの 要望経緯	平成6年度	創設
	平成7年度	延長
	平成8年度	延長・拡充
	平成9年度	延長・拡充
	平成10年度	延長・拡充
	平成13年度	延長
	平成16年度	延長
	平成19年度	延長
	平成21年度	延長
	平成24年度	延長・縮減
	平成27年度	延長・縮減
	平成29年度	延長
	令和2年度	延長

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局産業構造課）

項 目 名		企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長	
税 目		法人税（法人税法第 7 条、第 9 条、第 83 条、第 84 条、第 87 条、第 145 条の 2、第 145 条の 3 及び第 145 条の 4、地方税法第 51 条第 1 項及び第 314 条の 4 第 1 項、地方法人税法第 10 条、租税特別措置法第 68 条の 5）	
要 望 の 内 容		企業年金等（確定拠出年金、確定給付企業年金）の積立金に対する特別法人税について、これらの普及を図るため、及び健全な運営を確保するため、政府税制調査会において議論が行われる老後の生活等に備える資産形成に係る税制の包括的な見直しに併せて撤廃を行う。また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置の延長を行う。	
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－百万円 （ －百万円） （ －百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		(1) 政策目的 企業年金をはじめとする私的年金は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度である。 また、勤労者財産形成給付金・基金制度は、事業主が金銭を拠出することにより、勤労者の現役期間中及び老後の生活の安定を図るための自助努力による財産形成を援助する制度である。 少子高齢化や高齢期の長期化が進展し、国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を支援することが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていくことが急務である。 そのため、平成 11 年度から課税凍結中（令和 4 年度が課税凍結期限）の特別法人税の撤廃により、企業年金の一層の普及を図るものである。	
		(2) 施策の必要性 企業年金等に関する税制は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は積立金に特別法人税課税（課税凍結中）、給付時は課税（公的年金等控除及び退職所得控除等の対象）となっている。 そうした中で特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し（特に、個人が運用指図を行う確定拠出年金では、個人ごとに区分された資産額が減少することとなる。）、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響があることから、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。このため、運用時の特別法人税課税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長し、企業年金等の健全な育成及び適正な運営を図る必要がある。	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
		政策の達成目標	少子高齢化や高齢期の長期化が進展し、国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていく。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望
		同上の期間中の達成目標	少子高齢化や高齢期の長期化が進展し、国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていく。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	企業年金等の制度の加入者（約 1,984 万人（令和3年度末時点））に影響がある。 なお、企業年金等に係る信託、生命保険等の業務を行う内国法人（主に信託会社、生命保険会社（約 27 社（令和3年度末時点。生保協会・信託協会調べ））が特別法人税の納税義務者である。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度である企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進されることにより、国民の老後の所得保障の充実が図られるとともに、勤労者の財産形成が促進されることにより、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税について、同様の要望を提出している。 なお、企業年金等については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	国民の老後の生活設計の柱である公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度である企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進されることにより、国民の老後の所得保障の充実が図られるとともに、勤労者の財産形成が促進されることにより、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度及び令和 2 年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望し、各年度において、課税停止が延長されている。

令和５年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室、経済産業政策局産業資金課）

項目名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）		
税目	所得税		
要望の内容	「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。 １ 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。 ２ 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。 ３ 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	▲5,060 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする	(1) 政策目的 個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることによって経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといった経済の好循環の維持・拡大を図ること。 (2) 施策の必要性 わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、限定的である。 こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備（損益通算の拡大）を進めていく必要がある。		

今回の要望 (租税特別措置)に 関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済構造改革の推進
		政策の達成目標	金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。 ・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引：92万口座（日本証券業協会調べ） ・株式取引：1,446万口座（証券保管振替機構「株式等振替制度株式5属性別株主数」）
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することはできないことから、税制面で整備することが妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 17 年度からの継続要望。

令和５年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業資金課）

項 目 名	暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	法人が発行した暗号資産のうち、当該法人以外の者に割り当てられることなく、当該法人が継続して保有しているものを対象として、期末時価評価課税の対象外とする。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		(制度自体の減収額)	(－ 百万円)
		(改正増減収額)	(－ 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 ブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発の阻害要因を除去し、我が国におけるブロックチェーン分野でのイノベーションを促進すること。 (2) 施策の必要性 内国法人が有する暗号資産（活発な市場が存在するもの）については、税務上、期末に時価評価し、評価損益（キャッシュフローを伴わない未実現の損益）が、課税の対象とされている。 こうした取扱いは、キャッシュフローが伴わない（＝担税力がない）暗号資産について課税を求めるものであり、国内においてブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発を阻害していると指摘されていることから、所要の措置を講ずる必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）に関連	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 ○経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和４年６月７日閣議決定） 第２章 新しい資本主義に向けた改革 2. 社会課題の解決に向けた取組 （３）多極化・地域活性化の推進 （多極化された仮想空間へ） より分散化され、信頼性を確保したインターネットの推進や、ブロックチェーン上でのデジタル資産の普及・拡大など、ユーザーが自らデータの管理や活用を行うことで、新しい価値を創出する動きが広がっており、こうした分散型のデジタル社会の実現に向けて、必要な環境整備を図る。 そのため、トラステッド・ウェブ（Trusted Web）の実現に向けた機能の詳細化や国際標準化への取組を進める。また、ブロックチェーン技術を基盤とするＮＦＴやＤＡＯの利用等のWeb3.0の推進に向けた環境整備の検討を進める。さらに、メタバースも含めたコンテンツの利用拡大に向け、2023年通常国会での関連法案の提出を図る。Fintechの推進のため、セキュリティトークン（デジタル証券）での資金調達に関する制度整備、暗号資産について利用者保護に配慮した審査基準の緩和、決済手段としての経済機能に関する解釈指針の作成などを行う。

			○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和４年６月７日閣議決定） V. 経済社会の多極集中化 2. 一極集中管理の仮想空間から多極化された仮想空間へ （2）ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）の利用等のWeb3.0の推進に向けた環境整備 ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）やDAO（分散型自律組織）等のイノベーションが到来している。ブロックチェーン技術は、自立したユーザーが直接相互につながるなど仮想空間上の多極化を通じ、従来のインターネットの在り方を変え、さらに社会変革につながる可能性を秘めている。Web3.0の推進に向けた環境整備について、検討を進める。 ○デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和４年６月７日閣議決定） 第５ デジタル化の基本戦略 7. Web3.0の推進 ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）やDAO（分散型自律組織）等のイノベーションが到来している。ブロックチェーン技術は、自立したユーザーが直接相互につながるなど仮想空間上の多極化を通じ、従来のインターネットの在り方を変え、さらに社会変革につながる可能性を秘めている。Web3.0の推進に向けた環境整備について、政府における司令塔の下に、世界の潮流に遅れることなく、関係府省庁が緊密に連携し、検討を進め、必要な施策を実施する。
		政策の達成目標	ブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発の阻害要因を除去すること
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	国内の若手起業家を含め、ブロックチェーン分野の起業家や企業が行う事業への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込	税制上の環境が整備されることで、ブロックチェーン分野におけるイノベーションの国内集積が促進され、ひいては国際競争力を向上させることが見込まれるため、手段として有効である

		み(手段としての有効性)	る。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	内国法人が有する暗号資産に関する現行税制を見直すものであり、予算その他の措置では代替できないため、措置として妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの 要 望 経 緯	—
------------------	---

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 大臣官房 福島復興推進グループ 福島新産業・雇用創出推進室）

項 目 名	福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置		
税 目	所得税 （所得税法第 11 条第 1 項） 法人税 （法人税法第 2 条第 5 号、第 4 条第 2 項） 消費税 （消費税法第 60 条） 印紙税 （印紙税法第 5 条第 2 号） 登録免許税 （登録免許税法第 4 条第 1 項）		
要 望 の 内 容	○特例措置の対象 福島国際研究教育機構の設立（令和 5 年 4 月予定。以下「機構」という。）に伴い、所得税、法人税、消費税、印紙税及び登録免許税について、税制上の所要の措置を講ずるもの。 ○特例措置の内容 ・ 所得税（公共法人等（所得税法別表第一）として非課税措置を適用） ・ 法人税（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用） ・ 消費税（消費税法別表第三に掲げる法人として課税の特例措置を適用） ・ 印紙税（非課税措置を適用（印紙税法別表第二）） ・ 登録免許税（非課税措置を適用（登録免許税法別表第二））		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲ 510.7 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 福島県の創造的復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材育成等の業務を行う機構を新たに設立することにより、福島県の復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産業競争力の強化に貢献する。		
	(2) 施策の必要性 原子力災害に見舞われた福島県浜通り地域等においては、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置の取組など、引き続き多くの課題が残されており、こうした中長期的な対応が必要な原子力災害からの復興・再生については、引き続き、国が前面に立って取り組むこととしている。 このような背景から、「国際教育研究拠点の整備について」（令和2年12月18日復興推進会議決定）において、「創造的復興の中核拠点」として、研究開発と人材育成の中核となる国際教育研究拠点を新設することを決定。また、令和4年3月、機構の基本的な考え方や機能を定めた「福島国際研究教育機構基本構想」（令和4年3月29日復興推進会議決定）を策定。令和4年2月、機構の設立に向けた、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年5月に成立。機構を令和5年4月に設立することを予定している。 機構は、福島県における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発や成果の普及、人材の育成等を行うこととしている。具体的には、福島県をはじめ東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進する。加えて、企業や関係機関を巻き込みながら研究開発の成果の実用化・新産業創出に着実に繋げるとともに、大学院生や地域の未来を担う若者世代、企業の専門人材等を対象とした人材育成の取組を行う。こうした研究開発や産業化、人材育成について、機構を設立することで、その動きを加速していく。 本機構の業務を円滑に実施するため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		政策の達成目標	令和5年4月に機構を設立し、原子力災害からの福島県の復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行う。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	新産業創出等研究開発基本計画（令和4年8月26日策定）に基づく、研究開発等の実施。
		政策目標の達成状況	令和4年6月17日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 施行 《今後の予定》 令和5年4月 機構の設立
有効性	要望の措置の適用見込み	1 法人（機構）	

		要望の措置 の効果見込み (手段としての有効性)	業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島 の地方公共団体のみが出資できることとしている極めて公共性の 高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることによ り、限られた予算の中で効率的に研究開発等の事業を実施する ことが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生する ことで、機構の目的である福島をはじめとする東北の復興や研 究等に支障を及ぼしかねない。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	(地方税) ○法人住民税(法人税割) (法人税法別表第一の公共法人として非課税措置を要望) ○事業税(地方税法第72条の4の非課税の法人として要望) ○地方消費税※消費税(国税)と連動した要望 ○不動産取得税 (地方税法第73条の3による非課税措置を要望) ○固定資産税 (地方税法第348条第6項による非課税措置を要望) ○都市計画税 (地方税法第702条の2による非課税措置を要望) ○事業所税※法人税(国税)と連動した要望
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	令和5年度福島国際研究教育機構関連予算の概算要求 (事項要求)
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	税制上の措置に加え、国の予算措置を一体的に実施すること により、機構において、新たな産業の創出及び産業の国際競争 力の強化に寄与する研究開発等の推進が可能となる。
		要望の措置 の妥当性	機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及 び福島地方公共団体のみが出資できることとしている極めて 公共性の高い法人である。 なお、同様の業務等を担う国立研究開発法人は税制上の優遇 措置を受けていることから、機構だけ別の扱いとすることは均 衡を欠くこととなる。
	こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別 措置の 適用実績	—
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—
		前回要望時 の達成目標	—

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯		—

令和 5 年度 税制改正要望事項（新 設・拡 充・延 長）

（経済産業省 大臣官房 福島復興推進グループ 福島新産業・雇用創出推進室）

項 目 名	福島国際研究教育機構への寄附に係る税制措置		
税 目	所得税 （所得税法第 78 条第 2 項第 3 号、所得税法施行令 217 条） 法人税 （法人税法第 37 条第 4 項、法人税法施行令第 77 条） 相続税 （租税特別措置法第 70 条第 1 項、租税特別措置法施行令第 40 条の 3）		
要 望 の 内 容	○特例措置の対象 福島国際研究教育機構の設立（令和 5 年 4 月予定。以下「機構」という。）に伴い、機構に対する個人・法人からの寄附金について、税制上の所要の措置を講ずるもの。 ○特例措置の内容 機構に対して個人・法人が寄附を行った場合に、以下の課税標準の特例措置の対象とする。 ・寄附金を支出した場合に、一定金額を所得額から控除（所得税） ・寄附金を支出した場合に、当該寄附金の額を損金に算入（法人税） ・機構へ相続財産を贈与した場合に、課税価格の計算の基礎への不算入（相続税）		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	▲1.2 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 新たに設立される機構は、福島創造復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材育成等の業務を行い、福島の復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産業競争力の強化に貢献するものである。 本要望は、機構への寄附に対して税制上の優遇措置を講じることにより法人等からの寄附を促進し、研究開発等に必要な資金収入の確保を図るとともに、研究開発等を通じて新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与することを目的とする。 (2) 施策の必要性 「福島国際研究教育機構基本構想」（令和4年3月29日復興推進会議決定）において、国内外に誇れる研究開発を実施し、その研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成を実施する機構は、福島の創造復興に不可欠な拠点となることから、機構が長期・安定的に運営できるよう、東日本大震災復興特別会計による予算措置の終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進めることが定められた。また、同基本構想においては、機構は寄附金の受入れ等を活用して、財源の確保に取り組むことも定められている。 このように機構が寄附金等の外部資金を積極的に獲得し、研究開発等に必要資金を確保することは非常に重要であることから、機構に対する法人や個人からの寄附を一層促すため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		政策の達成目標	令和5年4月に機構を設立し、原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行う。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	新産業創出等研究開発基本計画（令和4年8月26日策定）に基づく、研究開発等の実施。
		政策目標の達成状況	令和4年6月17日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 施行 《今後の予定》 令和5年4月 機構の設立
	有効性	要望の措置の適用見込み 要望の措置	1 法人（機構） 「福島国際研究教育機構基本構想」において、東日本大震災

		の効果見込み(手段としての有効性)	復興特別会計終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進めることとしており、税制上の措置を講ずることにより、機構への寄附を行う法人や個人に対するインセンティブを付与し、寄附による機構の自己収入を増大させることで、財政運営を国費のみに依存することなく、研究開発等に必要な資金収入の拡充を図り、福島をはじめ東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	機構への個人・法人からの寄附金について、以下の税制上の特例措置を要望。 ・寄附金を支出した場合に、一定額を所得割から控除（個人住民税） ・寄付金を支出した場合に、当該寄附金の額を損金に算入（法人住民税、事業税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和5年度福島国際研究教育機構関連予算の概算要求（事項要求）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	機構に対する寄附金等の外部資金の獲得と、国の予算措置を一体的に実施し、研究開発等に必要な資金を確保することで、機構において、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する研究開発等の推進が可能となる。
		要望の措置の妥当性	機構は福島の創造的復興の中核的な役割を担うものとして研究開発等の業務を行うが、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島の地方公共団体のみが出資できている極めて公共性の高い法人であり、機構に寄附を行う法人・個人に対して、税制上の優遇措置を受けられるよう要望することは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯		—

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域企業高度化推進課）

項 目 名		被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長						
税 目		所得税、法人税						
要 望 の 内 容	(1) 現行制度の概要 個人又は法人が、令和 5 年 3 月 31 日までの間に、①東日本大震災により、滅失し、または損壊した一定の建物、構築物又は機械若しくは装置等に代わるもので、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これらの資産を事業の用に供した場合、②建物若しくは構築物又は機械及び装置で、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、被災区域及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において、これらの資産を事業の用に供した場合にその取得価額の一定割合の特別償却ができる。 (制度経緯) ・平成 23 年度 創設 ・平成 26 年度 特別償却割合の引き上げの適用期間を 2 年間（平成 26 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日）延長 ・平成 28 年度 特別償却割合を引き下げるとともに、対象範囲から航空機、鉄道車両等を除外する見直しをした上で適用期限を 3 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）延長 ・令和元年度 対象範囲から内航船舶・作業船を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間（令和 3 年 3 月 31 日まで）延長 ・令和 3 年度 対象範囲から車両運搬具（四輪車及び軽四輪車）を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間（令和 5 年 3 月 31 日まで）延長 (2) 要望の内容 本特例措置の適用期限（令和 5 年 3 月 31 日）を 2 年間延長し、令和 7 年 3 月 31 日までとする。措置の内容は、下表のとおりとする。							
	<table><tr><th>減価償却資産の種類</th><th>特別償却の割合</th></tr><tr><td>機械及び装置、船舶（漁船）</td><td>24%</td></tr><tr><td>建物又は構築物（増築部分を含む）</td><td>12%</td></tr></table> ※ 中小企業者等以外の法人の特別償却の割合は、機械及び装置、船舶（漁船）：20%、建物又は構築物（増築部分を含む）：10%。			減価償却資産の種類	特別償却の割合	機械及び装置、船舶（漁船）	24%	建物又は構築物（増築部分を含む）
減価償却資産の種類	特別償却の割合							
機械及び装置、船舶（漁船）	24%							
建物又は構築物（増築部分を含む）	12%							
	【関係条文】 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 11 条の 2、第 18 条の 2 ○同政令 第 13 条の 2、第 18 条の 2	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 (- 百万円) (- 百万円)					

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 地震・津波被災地域では、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、被災事業者等の施設・設備の復旧、事業の本格再開等を引き続き支援する必要がある。 また、福島原子力災害被災地域では、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除され、帰還困難区域の一部で避難指示の解除や立入規制の緩和がされるなど、段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。今後、被災事業者等の事業再開等を一層加速していく必要がある。 (2) 施策の必要性 ① 事業活動の状況 企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86% (R2. 10)、宮城県 80% (R3. 3)、福島県 84% (R4. 6) となっており、また、中小機構仮設施設入居事業者等状況調査 (R4. 3) によれば、仮設入居事業者の今後に関して (回答事業者数 82)、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 6 者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が 14 者いるという状況にある。 (※) 岩手県、宮城県及び福島県の市町村に対して実施したアンケート調査結果 (R3. 4) 地方税の同種の特例措置である被災代替償却資産に係る固定資産税の特例について、市町村に対して実施した適用実績の調査結果によると、適用実績は減少傾向にあるものの、現状においても一定数の適用がある。(H30: 180 件、R 元: 58 件、R2: 94 件) 東北経済産業局が実施したグループ補助金交付先アンケート調査 (R3. 8) では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、40%と半数に満たない。 ② 面整備の状況 事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和 5 年度以降、約 338ha の供給予定となっている。 また、復興道路・復興支援道路は、令和 3 年 12 月に全線開通しており、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和 3 年 3 月で 85%となっている。 このように、事業者等の施設設備等の復旧、事業の本格再開を支援し産業復興の下支えをしていくことは依然として必要であり、本特例措置を令和 7 年 3 月 31 日まで 2 年間の延長を要望する。
今回の要望 (租税特別措置) に関連する事項	合理性 政策体系における政策目的の位置付け ■東日本大震災復興加速化のための与党第 8 次提言 (令和元年 8 月 5 日総理手交) (抄) Ⅱ. 地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」 3 産業・なりわいの再生 ○ 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、復興特区法の見直しにより、対象地域を重点化した上で、復興特区税制の適用期限を適切に延長することについて検討すること。福島については、福島特措法の見直しにあわせ、福島特措法税制に一元化することを検討すること。また、2020 年度末で期限を迎えるその他の復興関連税制についても、他の災害関連税制の実例等も踏まえ、延長、廃止等の検討を開始すること。 ■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 (令和元年 12 月 20 日閣議決定) (抄) Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針 2. 復興を支える仕組み (2) 法制度 ① 東日本大震災復興特別区域法 復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地

		域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。 また、その他の復興関連税制についても、過去の大規模災害における取組事例等も踏まえ、適切に延長等を行うことについて検討する。 ■令和 3 年度以降の復興の取組について（令和 2 年 7 月 17 日復興推進会議決定）（抄） 2. 復興期間 復興期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を含む 15 年間とした上で、令和 3 年度からの 5 年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第 1 期復興・創生期間」（平成 28 年度から令和 2 年度まで）の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第 2 期復興・創生期間」と位置付ける。 ■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和 3 年 3 月 9 日閣議決定）（抄） 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組 (1) 地震・津波被災地域 地震・津波被災地域においては、（中略）産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、（中略）今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。 (2) 原子力災害被災地域 原子力災害被災地域においては、（中略）帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、（中略）段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。 ■経済産業省政策評価体系 政策（施策）「7. 中小企業及び地域経済の発展」
	政 策 の 達成目標	被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現
	租税特別措置の適用又は延長期間	延長期間 2 年間（令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）
	同上の期間 中 の 達 成 目 標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の 達成状況	・岩手県の被災 12 市町村の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：86%（令和 2 年 10 月 1 日現在） ・宮城県の沿岸区域の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：80%（令和 3 年 3 月 31 日現在） ・福島県の避難指示区域等所在商工会会員の事業再開率：84%（令和 4 年 6 月 20 日現在）
有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	令和 5 年度 47 件 令和 6 年度 47 件

		要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、被災地における被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現を図ることができる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	復興特区税制に基づく措置（復興特区法第 37 条から第 40 条まで）
		予算上の措置等の 要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と 要望項目との関係	—
		要望の措置の 妥 当 性	本特例措置は、被災代替資産等を取得した場合に限定し、被災事業者等の本格的な事業再開や被災地域の経済的復興に資するものであるから、政策目的達成手段として妥当である。また、本特例措置は課税の繰り延べ措置であり、被災事業者等が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、課税公平の原則に照らし必要最小限である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の 適用実績	—
		租特透明化法に基づく 適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による 効果 (手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの 要望経緯	平成 23 年度	創設
	平成 26 年度	特別償却割合の引き上げの適用期限を 2 年間（平成 26 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日）延長
	平成 28 年度	特別償却割合を引き下げるとともに、対象範囲から航空機、鉄道車両等を除外する見直しをした上で適用期限を 3 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）延長
	令和元年度	対象範囲から内航船舶・作業船を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間（令和 3 年 3 月 31 日まで）延長
	令和 3 年度	対象範囲から車両運搬具（四輪車及び軽四輪車）を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間（令和 5 年 3 月 31 日まで）延長

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、石油精製備蓄課）

項 目 名		農林漁業用 A 重油に対する石油石炭税の特例措置	
税 目		石油石炭税（租税特別措置法第 90 条の 4、第 90 条の 6）	
要 望 の 内 容	農林漁業用輸入 A 重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産 A 重油に係る石油石炭税相当額の還付措置の適用期限の 3 年延長		
	(現行制度の概要) 輸入業者が農林漁業用輸入 A 重油を保税地域から引き取る場合、石油石炭税 (1kl 当たり 2,040 円 ※地球温暖化対策のための課税の特例分を含めると 2,800 円) が免除される。 また、農林漁業者が、課税済み原油等を原料として本邦において製造された A 重油を農林漁業用として購入した場合、石油石炭税額相当額 (1kl 当たり 2,040 円 ※地球温暖化対策のための課税の特例分を含めると 2,800 円) が当該 A 重油の製造業者に対し還付される。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲78,000 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 国民の食生活の多様化等により、野菜等の施設園芸作物について需要の周年化等が進む中で、当該作物の安定的な供給を図る上で施設園芸が重要な役割を果たしており、A 重油は重要な生産資材となっている。 また、わが国の漁業生産は、総漁船の 98%を占める動力漁船に大きく依存しているなど A 重油は漁業にとって必要不可欠で重要な生産資材となっている。このため、農林漁業用 A 重油を安定的に供給し、施設園芸農家及び漁業者の負担軽減を通じた経営の安定を図り、農林水産物の安定供給を確保することを目的としている。		
	(2) 施策の必要性 我が国の施設園芸においては、経営費に占める燃料費の割合は 2～3 割と高く、また、野菜の価格は市場で形成されることから、価格への転嫁も難しく、農林漁業用 A 重油に係るコストは、施設園芸農家の経営に少なからぬ影響を与えている。 また、漁船漁業の経営費に占める燃料費の割合は約 2 割と高く、水産物の価格は市場で形成されることから、価格へ転嫁することが難しい。 一方、昨今のウクライナ情勢等により、A 重油の価格は 3 月の原油価格等緊急総合対策から実施されている激変緩和措置により一定程度の高騰抑制が図られているものの、その水準は 13 年ぶりの高値となっており、農林漁業者の経営に大きな影響を与えているところである。 このため、農林漁業用 A 重油に係る税負担を軽減し、資材コストの低減により施設園芸農家及び漁業者の経営の安定化を図り、農林水産物の安定的な供給を確保する観点から、本特例措置を講ずる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項

合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保																							
	政 策 の 達 成 目 標	生産資材コストの低減により施設園芸農家及び漁業者の経営の安定化を図り、農林水産物の安定的な供給を確保することを達成目標としている。																							
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日																							
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																							
	政策目標の達成状況	本特例措置を講ずることにより、農林漁業者が生産活動に使用する A 重油の石油石炭税が免税又は還付され、後述（以下、「租税特別措置の適用実績」参照）の適用数量、減税額が実現された。 その結果、生産資材コストが低減され、施設園芸農家及び漁業者の経営の安定及び農林水産物の安定的な供給に寄与してきたところである。																							
有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>5 年度（見込み）</th></tr><tr><td rowspan="2">対象者数</td><td>施設園芸</td><td>139 千戸</td></tr><tr><td>漁業者</td><td>87 千人</td></tr><tr><td rowspan="3">適用数量 （千 kl）</td><td>計</td><td>1,287</td></tr><tr><td>施設園芸</td><td>377</td></tr><tr><td>漁業者</td><td>910</td></tr><tr><td rowspan="3">減収見込額 （百万円）</td><td>計</td><td>3,604</td></tr><tr><td>施設園芸</td><td>1,056</td></tr><tr><td>漁業者</td><td>2,548</td></tr></table> ○還付措置を受ける石油精製業者数（令和3年度実績） ・石油精製業者：5 社（※）（石油連盟調べ） （※）本制度は国産農林漁業用 A 重油の生産者が適用対象となるところ、同製品を生産する全ての事業者が適用を受けており、適用者数は僅少ではなく、特定の者に偏ってもいない。		区分		5 年度（見込み）	対象者数	施設園芸	139 千戸	漁業者	87 千人	適用数量 （千 kl）	計	1,287	施設園芸	377	漁業者	910	減収見込額 （百万円）	計	3,604	施設園芸	1,056	漁業者	2,548
	区分		5 年度（見込み）																						
対象者数	施設園芸	139 千戸																							
	漁業者	87 千人																							
適用数量 （千 kl）	計	1,287																							
	施設園芸	377																							
	漁業者	910																							
減収見込額 （百万円）	計	3,604																							
	施設園芸	1,056																							
	漁業者	2,548																							
要 望 の 措 置 の 効 果 見 込 み（手段としての有効性）	A 重油は、施設園芸用ボイラーや漁船用燃料として不可欠。経営費において施設園芸では 2～3 割、漁業用では約 2 割を占め、施設園芸農家や漁業者の経営に大きな影響。 他方、A 重油の価格は地政学的リスクや為替、国際的な商品市況による高騰を繰り返しており、見通しを立てることは困難。令和 4 年度は、ロシアによるウクライナ侵略などの影響もあり、A 重油の価格は、13 年ぶりの水準。 このため、免税・還付措置を継続的に実施することで、農林漁業者の経営、生産の安定化に資する。																								

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	関税定率法第 20 条の 2 第 1 項及び同法施行令第 57 条第 9 号農林漁業用 A 重油に係る関税の無税措置
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	A 重油は農林漁業者にとって不可欠な生産資材であり、燃油コストを軽減し、1 次生産業の生産力を維持することにより、園芸作物や水産物の国民への安定供給を図る目的達成のため、税制による措置が適当。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	(1) 免税措置に係る適用実績 ○適用数量 (免税数量) 令和元年度 91 千 kl 令和2年度 86 千 kl 令和3年度 82 千 kl (見込み) (農林水産省調べ) ○減税額 (免税額) 令和元年度 255 百万円 令和2年度 241 百万円 令和3年度 230 百万円 (見込み) (上記免税数量からの計算値) (2) 還付措置に係る適用実績 ○適用数量 (還付数量) 令和元年度 858 千 kl 令和2年度 958 千 kl 令和3年度 895 千 kl (見込み) (石油連盟調べ) ○減税額 (還付額) 令和元年度 2,402 百万円 令和2年度 2,682 百万円 令和3年度 2,506 百万円 (見込み) (石油連盟調べ)
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	なし

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本特例措置を講ずることにより、農林漁業用 A 重油に係る税負担が軽減され、施設園芸農家及び漁業者の経営の安定及び農林水産物の安定的な供給が図られている。
	前回要望時の達成目標	政策の達成目標と同じ
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、施設園芸農家及び漁業者の経営の安定及び農林水産物の安定的な供給が図られているが、施設園芸や漁業等における経営費に占める燃料費の割合は高く、燃油価格は施設園芸農家及び漁業者の経営に大きな影響を与えていることから、引き続き、本特例措置により園芸農家及び漁業者の経営基盤強化を図る必要がある。
これまでの要望経緯		昭和 53 年の石油石炭税創設時より免税措置を要望 税率(額) 昭和 53 年 6 月以降 3.5% (従価税) 59 年 9 月以降 4.7% (") 63 年 8 月以降 2,040 円／kl (従量税) 平成元年度の制度創設時より還付措置を要望